備前市地域防災計画

令 和 4年 3月

備前市防災会議

目　　次

（風水害等対策編） 1
第１章　総則 3
第１節　計画の目的及び基本理念 3
第２節　防災会議 3
　第１項　市防災会議 3
　第２項　市地域防災計画等の作成又は修正 3
第３節　計画の性格 4
第４節　計画の構成 4
第５節　災害の想定 5
　第１項　暴風等による災害 5
　第２項　大雨等による災害 5
　第３項　高潮による災害 5
　第４項　第１項～第３項のほか異常気象による災害 6
　第５項　大規模な火災 6
　第６項　その他の特殊災害 6
第６節　用語の意義 6
第７節　防災関係機関の処理すべき業務の大綱 7
第２章　市の概要 12
第１節　自然的条件 12
　第１項　地勢 12
　第２項　気候 12
第２節　社会的条件 13
　第１項　人口動態 13
　第２項　都市化 13
　第３項　生活環境の変化 13
　第４項　防災上の問題点 13
第３節　市における主な災害 14
第３章　災害予防計画 16
第１節　防災活動の環境整備 16
　第１項　防災知識普及計画 16
　第２項　防災訓練 19
　第３項　自主防災組織育成計画 20
　第４項　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定 21
　第５項　企業防災の促進 22
　第６項　住民及び事業者の地区防災計画活動の推進 22
　第７項　災害教訓の伝承 23
第２節　通信施設、資機材等の整備 23
　第１項　通信施設の整備と点検 23
　第２項　災害応急資機材等の整備 24
　第３項　消防施設、設備等の整備 24
　第４項　気象等観測施設、設備等の整備 25
　第５項　避難施設、設備等の整備 25
　第６項　その他 26
第３節　防災業務体制の整備 26
　第１項　職員の体制 26
　第２項　情報収集及び連絡体制 26
　第３項　防災関係機関相互の連携体制 27

第４節　各種災害予防対策 28
（自然災害予防対策）
第１項　水害予防対策 28
第２項　風害予防対策 30
第３項　雨水出水対策 30
第４項　土砂災害予防対策 30
第５項　海岸対策 34
第６項　文教災害対策 34
第７項　文化財保護対策 36
第８項　都市防災対策 36
（事故災害予防対策）
第１項　火災予防対策 37
第２項　道路災害予防対策 38
第３項　危険物災害予防対策 38
第４項　陸上交通災害予防対策 38
第５項　海上災害予防対策 39
第６項　爆発、火災等労働災害予防対策 39
第７項　防災建築物整備対策 40
第５節　要配慮者等の安全確保 40
第１項　計画 40
第２項　安全確保対策 40
第６節　防災対策の整備及び推進 44
第１項　防災に関する調査研究成果の活用 44
第２項　緊急物資等の確保計画 44
第３項　公共用地等の有効活用 45
第４項　被災者等への的確な情報伝達活動 45
第４章　災害応急対策計画 47
第１節　組織計画 47
第１項　備前市防災会議 47
第２項　備前市災害対策本部 47
第２節　配備計画 49
第１項　タイムライン（事前防災行動計画） 49
第２項　配備体制の種類と基準 51
第３項　配備体制の決定 51
第４項　配備体制の編成 52
第５項　非常連絡要員 52
第６項　配備の要領 52
第７項　現地災害対策本部 53
第８項　地区災害対策部 54
第３節　自衛隊の災害派遣要請及びその他の応援・雇用計画 55
第１項　自衛隊派遣要請 55
第２項　その他応援及び雇用 59
第４節　ボランティアの受入及び活動支援計画 61
第１項　現状と課題 61
第５節　災害情報収集及び伝達計画 64
第１項　気象予警報等 64
第２項　災害情報及び通信連絡 70
第３項　災害広報計画 71

第６節　水防計画 72
　第１項　水防本部 72
　第２項　水防活動 73
第７節　消防計画 77
　第１項　組織計画 77
　第２項　消防活動計画 78
第８節　罹災者救助保護計画 82
　第１項　災害救助法の適用 82
　第２項　避難及び避難所の設置 85
　第３項　食料供給 93
　第４項　飲料水供給 94
　第５項　衣料品等生活必需物資供給 96
　第６項　住宅の供与及び応急修理 97
　第７項　障害物除去及び清掃 99
　第８項　罹災者救出 100
　第９項　医療及び助産 101
　第１０項　遺体の捜索、検視、処理及び埋火葬 103
　第１１項　防疫及び保健衛生 106
　第１２項　災害弔慰金等支給 107
　第１３項　災害義援金品募集配分 108
　第１４項　集団事故総合救助対策 109
第９節　上下水道及び電気事業対策 111
　第１項　上下水道施設 111
　第２項　電力施設 112
第１０節　文教対策 112
　第１項　児童生徒等の安全措置 112
　第２項　教材、学用品等の支給 113
　第３項　教育施設の確保 114
　第４項　社会教育施設等の保護 115
　第５項　学校運営 115
第１１節　交通輸送の確保 116
　第１項　道路交通対策 116
　第２項　輸送補給対策 117
第１２節　特殊災害 119
　第１項　危険物等保安対策 119
　第２項　放射性物質災害対策 121
　第３項　海上流出油及び海上災害対策 121
第５章　災害復旧計画 123
第１節　計画の目的 123
第２節　施設災害復旧計画 123
第３節　災害復旧事業に伴う財政援助 124
第４節　生業回復等資金の確保 126
第５節　低所得者及び生活困窮者に対する住居確保 128

(地震・津波災害対策編) 130
第１章　総則 132
第１節　計画の目的及び基本理念 132
第２節　防災会議 133

第３節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 133
第４節　市の防災環境 135
第５節　断層型地震の被害想定 135
　第１項　断層を震源とする地震 135
　第２項　被害想定 138
第６節　南海トラフの巨大地震の被害想定 142
　第１項　南海トラフを震源とする地震 142
　第２項　南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化の概況 144
　第３項　震度分布図 145
　第４項　液状化危険度分布図 146
　第５項　津波浸水想定図 147
　第６項　備前市の人的、物的被害想定結果 150
　第７項　減災効果 151
　第８項　被害想定を活かす 152
第７節　津波災害対策の基本的な考え方 152
第８節　地震・津波災害に関する調査研究 153
第２章　地震・津波災害予防計画 154
第１節　自立型の防災活動の促進 154
　第１項　防災知識の普及啓発計画 154
　第２項　防災教育の推進計画 156
　第３項　自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画 157
　第４項　防災ボランティア養成等計画 157
　第５項　住民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加 158
　第６項　地域防災活動施設整備計画及び推進 159
　第７項　要配慮者等の安全確保計画 160
　第８項　物資等の確保計画 164
　第９項　津波災害予防計画 165
第２節　迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理） 168
　第１項　災害応急体制整備計画 168
　第２項　情報の収集及び連絡体制整備計画 171
　第３項　救助、救急、医療体制整備及び公衆衛生活動計画 173
　第４項　指定緊急避難場所及び避難路等整備計画 174
　第５項　避難及び避難所の設置及び運営計画 176
　第６項　災害救助用資機材の確保計画 179
　第７項　建設用資機材の備蓄計画 180
　第８項　地域防災活動拠点整備計画 180
　第９項　緊急輸送活動計画 180
　第１０項　消防等防災業務施設整備計画 181
　第１１項　広域的応援体制整備計画 181
　第１２項　行政機関防災訓練計画 182
　第１３項　津波避難計画 184
第３節　地震・津波に強いまちづくり 186
　第１項　建物及びまちの不燃化及び耐震化計画 186
　第２項　公共施設等災害予防計画 187
　第３項　ライフライン（電気、通信、ガス、水道、下水道等）施設予防計画 189
　第４項　危険物施設等災害予防計画 191
　第５項　有害物資等災害予防計画 192
　第６項　流出油災害対策予防計画 192

第７項　津波災害予防対策 192
第８項　地盤災害予防対策 194
第３章　地震・津波災害応急対策計画 197
第１節　応急対策 197
第１項　応急活動体制 197
第２項　地震津波情報の伝達計画 199
第３項　被害情報の収集及び伝達計画 201
第４項　災害救助法の適用計画 203
第５項　広域応援 204
第６項　自衛隊災害派遣要請計画 206
第７項　津波災害応急対策計画 208
第２節　緊急活動 209
第１項　救出計画 209
第２項　資機材動員計画 210
第３項　救急及び医療計画 210
第４項　避難及び避難所の設置及び運営計画 212
第５項　道路啓開 215
第６項　交通の確保計画 216
第７項　消火活動に関する計画 218
第８項　危険物施設等の応急対策計画 219
第９項　緊急輸送計画 221
第１０項　物資等の受入れ、集積、搬送及び配分計画 222
第１１項　ボランティアの受入れ及び調整計画 223
第３節　民生安定活動 226
第１項　要配慮者支援計画 226
第２項　被災者に対する情報伝達広報計画 227
第３項　デマ・パニック防止対策 228
第４項　食料供給及び炊き出し計画 229
第５項　飲料水の供給計画 229
第６項　生活必需品等調達及び供給計画 230
第７項　遺体の捜索、処理及び埋火葬計画 230
第８項　ごみ及びし尿処理計画 231
第９項　災害廃棄物処理計画 232
第１０項　防疫及び保健衛生計画 233
第１１項　文教対策計画 234
第４節　機能確保活動 237
第１項　ライフライン（電気、通信、ガス、水道、下水道等）施設応急対策計画 237
第２項　住宅応急対策計画 238
第３項　公共施設等応急対策 241
第４章　南海トラフ地震防災対策推進計画 244
第１節　総則 244
第１項　南海トラフ地震防災対策推進計画の目的 244
第２項　南海トラフ地震防災対策推進地域 244
第３項　南海トラフ地震の被害想定 245
第４項　防災会議 245
第５項　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 245
第２節　災害対策本部等の設置等 245
第１項　災害対策本部等の設置 245

第２項　災害対策本部等の組織及び運営 245
第３項　災害応急対策要員の参集 245
第３節　地震発生時の応急対策等 245
第１項　地震発生時の応急対策 245
第２項　資機材、人員等の配備手配 247
第３項　他機関に対する応援要請 247
第４項　帰宅困難者への対応 247
第４節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 247
第１項　津波からの防護のための施設の整備等 247
第２項　津波に関する情報の収集・伝達等 248
第３項　避難対策等 248
第４項　消防機関等の活動 250
第５項　上下水道、電気、ガス、通信及び放送関係 250
第６項　交通対策 251
第７項　市が自ら管理し、又は運営する施設に関する対策 251
第５節　時間差発生等における円滑な避難の確保等 253
第１項　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 253
第２項　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 253
第３項　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 256
第６節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 257
第７節　防災訓練計画 257
第８節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 258
第５章　地震・津波災害復旧・復興計画 261
第１節　復旧・復興計画 261
第１項　地域の復旧・復興の基本方向の決定 261
第２項　被災者等の生活再建等の支援 261
第３項　公共施設等の復旧・復興計画 263
第４項　激甚災害の指定に関する計画 264
第５項　津波災害からの復興計画 265
第２節　財政援助等 266
第１項　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画 266
第２項　災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画 268
第３項　義援金品等の配分計画 270

(資料編) 271
資料１　防災資機材の備蓄状況 273
資料２　山腹崩壊危険地区 275
資料３　崩壊土砂流出危険地区 277
資料４　ため池 280
資料５　砂防指定地 284
資料６　土砂災害警戒区域 286
資料７　土石流危険渓流（警戒区域等未指定） 293
資料８　急傾斜地危険箇所 294
資料９　急傾斜地崩壊危険箇所（警戒区域等未指定） 295
資料10　海岸保全区域 296

資料11　漁港・港湾 297
資料12　防災行政無線等 298
資料13　津波避難用サイレン 302
資料14　災害対応型自動販売機 303
資料15　消防力 304
資料16　避難場所及び避難所 305
資料17　要配慮者利用施設における災害リスク（洪水災害、土砂災害） 309
資料18　医療機関 312
資料19　自主防災組織 313
資料20　土のう置場一覧 315
資料21　備前市防災会議条例 316
資料22　備前市災害対策本部条例 317
資料23　備前市災害対策本部設置規則 318
資料24　備前市デジタル防災行政無線局管理運用規程 325
資料25　サイレン運用規程 330

備前市地域防災計画

（風水害等対策編）

第１章　総則

第１節　計画の目的及び基本理念

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づき、備前市防災会議が作成する計画であって、備前市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、関係機関・団体、住民等の協力を含む総合的な計画を定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の円滑な実施を図り、市域の保全と住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に食い止め、もって社会秩序と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小限にとどめ、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、例え被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害が出来るだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たっては、国、県及び市並びに指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、国、県及び市を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県及び市、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じていく。

さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていく。

第２節　防災会議

第１項　市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に、市区域内の公共団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の付属機関として設置し、市の地域に係る地域防災計画を作成し、その実施を推進する。また、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

第２項　市地域防災計画等の作成又は修正

１　市地域防災計画

市防災会議は、災害対策基本法第４２条の規定に基づき市地域防災計画を作成し、毎

年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

市地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、市で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

また、市地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知する。

２　地区防災計画

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地域内の住民及び当該地区に事務所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第３節　計画の性格

本計画は、「風水害等対策編」と「地震・津波災害対策編」をもって構成するものとし、岡山県地域防災計画に抵触するものであってはならない。また、指定地方行政機関等の作成する防災業務計画とも十分な調整を図るものとする。

なお、本編は「風水害等対策編」であり、災害対策基本法第２条第１項に定める災害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、且つ相互間の連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、更に関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

本計画は、市の職員及び防災関係機関に周知させるとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、地域住民にも広報等により周知徹底を図るものとする。

第４節　計画の構成

本計画は、「災害の予防」、「災害の応急対策」及び「災害の復旧」の３本柱で構成し、これを補完するため、「資料編」を別冊で作成する。

備前市地域防災計画（風水害等対策編）

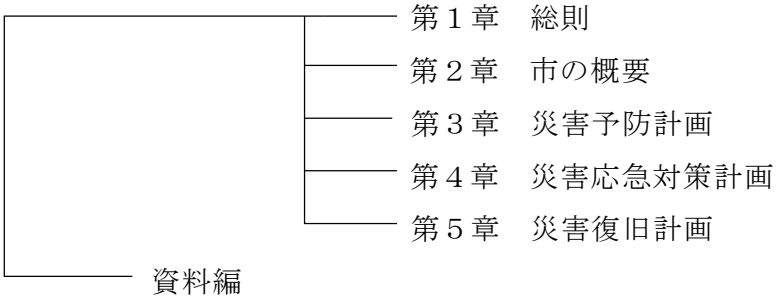

第５節　災害の想定

本計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然条件に加え、人口、都市化、産業集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案した上で、発生し得る災害を想定し、これを基礎としている。この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

第１項　暴風等による災害

岡山県地方は、平素は比較的風の弱いところであるが、台風の接近時には、海上や沿岸では最大風速３０ｍ／ｓ前後、内陸でも２０ｍ／ｓ前後の強い風が吹く。このような強風は、建物、農作物、船舶等に大きな被害を与え、高潮、波浪、豪雨を伴う洪水等を引き起こし、大きな被害を発生させる。

第２項　大雨等による災害

岡山県下の災害では、件数・被害額ともに上位を占めるのが大雨による洪水で、河川の氾濫、堤防決壊、家屋・橋梁の流出、冠水等による水害である。大雨の原因としては、一般的には梅雨前線によるもの、雷雨性の局地的豪雨によるものであるが、近年は、地球の温暖化による海水温の上昇により、台風の大型化や進路が予想しにくいことに加え、線状降雨帯による短時間に想定外且つ局地的な豪雨をもたらすケースが多発し、洪水、浸水、土砂崩れ等の被害が発生している。時期的には、６月から９月までに大雨が集中している。

第３項　高潮による災害

備前市の南東部は、瀬戸内海に面しており、片上湾、日生湾をはじめ、大小１３の島々からなる日生諸島があり、その沿岸は低地が多く、ひとたび高潮が発生するとその被害は広範囲にわたるおそれがある。高潮は、台風によるものが殆どであり、台風接近時の満潮前後は高潮による被害が発生しやすい。

第４項　第１項～第３項のほか異常気象による災害

第５項　大規模な火災

出火原因は、一般的にタバコの火が最も多く、焚火がこれに次いでいるが、近年は、コンロによる出火が多くなっている。発生時期は、１１月から３月までに集中している。この期間は空気が乾燥しているため大火になることが多い。

火災の種別は、家屋火災が多いが、あぜ焼き等による林野火災がこれに次いでいる。

第６項　その他の特殊災害

（交通事故）

経済社会活動の広域化、生活水準の向上に伴い、その基盤となる交通機能は、次第に高速化、大量化の傾向にあり、また、市内の北東部を走る山陽自動車道、中心部を東西に走る国道２号、国道２５０号、南北に走る国道３７４号等で、長距離トラックとの事故が多発し、一般市民が犠牲になることがある。

（産業災害）

産業が急速に発展する中で、ガス、火薬その他危険物の漏洩、飛散、流出等による、火災、爆発、中毒等の災害の危険性が高まっている。しかも、これらの災害は、突発的に生じ、多数の人命及び身体に被害を与えるおそれがある。

第６節　用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1)	県本部	岡山県災害対策本部をいう。
(2)	県地方本部	岡山県地方災害対策本部をいう。
(3)	市本部	備前市災害対策本部をいう。
(4)	県防災計画	岡山県地域防災計画をいう。
(5)	市防災計画	備前市地域防災計画をいう。
(6)	県本部長	岡山県災害対策本部長をいう。
(7)	県地方本部長	岡山県地方災害対策本部長をいう。
(8)	市本部長	備前市災害対策本部長をいう。
(9)	防災関係機関	県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
(10)	避難場所	災害の危険が切迫した場合、一時的に難を逃れるために緊急

に避難する施設や場所。

(11)　指定緊急避難場所　災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市長が指定したもの。

(12)　避難所　公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。

(13)　指定避難所　災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市長が指定したもの。

(14)　要配慮者　高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。

(15)　避難行動要支援者　要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

なお、本計画中次の組織名称は、災害対策本部設置の如何により、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

(1)　県本部　岡山県

(2)　県本部長　岡山県知事

(3)　県地方本部　岡山県備前県民局

(4)　県地方本部長　岡山県備前県民局長

(5)　市本部　備前市

(6)　市本部長　備前市長

第７節　防災関係機関の処理すべき業務の大綱

市、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、防災に関して処理すべき事務又は業務は、概ね次のとおりとする。

１　市の処理すべき事務又は業務の大綱

①　防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。

②　自主防災組織及び防災士の育成を行う。

③　災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。

④　災害情報の収集及び伝達を行う。

⑤　災害広報を行う。

⑥　高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令を行う。

⑦　被災者の救助を行う。

⑧　被災者の広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。

⑨　県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行なう。

⑩　災害時におけるボランティア活動の支援を行う。

⑪　被害の調査及び報告を行う。

⑫　災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を講じる。

⑬　水防活動及び消防活動を行う。

⑭　被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。

⑮　公共土木施設、農地、農林水産業施設等に対する応急措置を講じる。

⑯　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を講じる。

⑰　水防、消防その他防災に関する施設及び設備の整備を行う。

⑱　公共土木施設、農地、農林水産業施設等の新設、改良並びに防災及び災害復旧を行う。

⑲　高層建築物、危険物施設等の保安確保に必要な指導、助言及び立入調査を行う。

⑳　交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。

㉑　東備消防組合、市域内関係機関・団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整を行う。

㉒ 要配慮者施設の管理者に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施に関し、必要に応じて、助言を行う。

２　公共的団体の処理すべき業務の大綱

(1)　鉄道・自動車・船舶運送関係事業会社

災害応急活動に関する鉄道・自動車・船舶運送については、防災関係機関に協力する。

(2)　電力・電話会社

電力供給・電気通信設備の災害予防措置を講じ、また被災時には被害状況の調査を行い、早期復旧を図る。

(3)　報道機関

防災に関する報道について、迅速且つ正確な周知を図るために協力する。

(4)　産業経済団体

農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資の斡旋について協力する。

(5)　医療機関

医師会、病院等は被災者の医療及び助産活動並びに防疫その他保健衛生活動に協力する。

(6)　社会事業・文化事業団体・町内会

社会福祉協議会等は、被災者の救助等の応急諸対策、義援金品等の募集等に協力する。町内会（自治会）は災害に係る情報連絡その他の応急対策に協力する。

(7)　金融機関

関係機関と協議の上、可能な限り被災者に対する便宜を図るものとする。

また、金融機関が被災したときは、出来るだけ早期に臨時の窓口業務を開始する。

(8)　防災上重要な施設の管理者

平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を講じる。また、市その他防災関係機関の防災活動について協力する。

(9)　法律関係機関

被災時において、法律関係機関に法律に関する相談所の設置を要請する。また、法律関係機関からの要請に対しても、市は相談所を設置するものとする。

(10)　協定機関・団体

各分野において協定を締結している機関・団体等に対し、その内容についての災害応急・支援措置を要請する。

3　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1)　東備消防組合

①　消防設備の整備を行う。

②　災害予防及び防災活動を行う。

③　予警報その他の情報収集並びに通報及び連絡を行う。

④　災害救助及び救急活動を行う。

⑤　消防活動及び水防活動を行う。

⑥　所轄市町災害対策本部との連絡及び調整を行う。

⑦　緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(2)　県警察（備前警察署）

①　災害警備実施計画に関する業務を行う。

②　災害警備用資機材の整備を行う。

③　災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。

④　救出救助及び避難指示を行う。

⑤　行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。

⑥　交通規制、緊急通行車両の確認措置等交通対策に関する業務を行う。

⑦　犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。

⑧　関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

(3)　備前市消防団

①　消防設備の整備を行う。

②　災害予防及び防災活動を行う。

③　消防活動及び水防活動を行う。

④　所轄市町災害対策本部との連絡及び調整を行う。

⑤　関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

(4)　岡山地方気象台

①　気象等の予警報及び情報の発表及び通知を行う。
災害発生時における気象観測資料の提出に関する業務を行う。

②　県、市及びその他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

③　市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援、協力を行う。

(5)　和気労働基準監督署

①　工場、事業所等における産業災害防止についての指導監督を行う。

②　被災工場及び被災事業所に対する救急医療品の配布等を行う。

(6)　農林水産省中国四国農政局
災害時における主要食糧の供給対策に関する業務を行う。

(7)　国土交通省中国地方整備局

①　国道の維持管理、改修、災害復旧及び道路情報の伝達を行う。

②　吉井川、その他の直轄河川の維持管理、改修、防災施設の整備、災害復旧及び水防情報の伝達を行う。

③　災害発生時における気象及び水象観測資料の提出に関する業務を行う。

④　その他防災所定事務に関すること。

(8)　岡山県

①　県道の維持管理、改修、災害復旧及び道路情報の伝達を行う。

②　金剛川、八塔寺川、香登川、その他の県管理河川、港湾、農林海岸等の維持管理、改修、防災施設の整備、災害復旧及び水防情報の伝達を行う。

③　災害発生時における気象及び水象観測資料の提出に関する業務を行う。

④　その他防災所定事務に関すること。

(9)　玉野海上保安部（第六管区海上保安本部）

①　警報の伝達及び情報の収集を行う。

②　海難の救助を行う。

③　大量流出した危険物等の防除を行う。

④　海図、水路書誌その他の水路図誌の整備を行う。

⑤　航路標識の整備を行う。

⑥　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険を生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通の整理若しくは指導をし、又は船舶交通を制限する。

⑦　海上における行方不明者の捜索並びに遺体の見分及び検視を行う。

⑧　災害発生地域の周辺海域における、犯罪の予防及び取締りを行う。

⑨　危険物積載船舶に対して、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

⑩　自衛隊の災害派遣要請を行う。

(10)　自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）

自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。なお、実施する防災活動は、概ね次のとおりとする。

①　避難の援護救助を行う。

②　遭難者等の捜索及び救助を行う。

③　水防活動を行う。

④　消火活動を行う。

⑤　道路又は水路の応急啓開を行う。

⑥　診療防疫への支援をする。

⑦　通信支援をする。

⑧　人員及び物資の緊急輸送を行う。

⑨　炊飯及び給水の支援を行う。

⑩　救援物資の無償貸付又は譲与を行う。

⑪　交通整理の支援をする。

⑫　危険物（火薬類）の除去を行う。

⑬　その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

第２章　市の概要

第１節　自然的条件

第１項　地勢

本市は、岡山県の南東部に位置し、面積は２５８．１４ｋ㎡、東西２２．４ｋｍ、南北２９．８ｋｍで、北は美作市、南は瀬戸内市、西は岡山市、赤磐市、和気町、東は兵庫県赤穂市、上郡町、佐用町に接している。

地形は、山地が総面積の８０％を占め、複雑な地形を呈し平野が乏しく、北部は、八塔寺山（標高５３８ｍ）をはじめ、敦土山、龍泉山等があり、丘陵地となっている。南東部は、瀬戸内海に面しており、片上湾、日生湾をはじめ、大小１３の島々からなる日生諸島があり、総延長１９．０ｋｍに及ぶ海岸保全区域を有している。西端には、岡山県三大河川の一つである吉井川が流れており、吉井川の支流である金剛川が市の北東部を、八塔寺川が北部を流れている。

第２項　気候

気候は、晴天の多い瀬戸内型の気候で、平均気温が１６℃前後、比較的温暖で、年間総雨量は１，２００ｍｍ程度となっている。

四季を通じての気候変化は概ね次のとおりである。

＜　春期　＞

３月は天気変化が激しく、移動性高気圧に覆われて非常に暖かい日があるかと思えば、日本海を通過する低気圧の影響により、強風が吹き荒れる日がある。４月になると冬の季節風も次第に衰え、大陸からの移動性高気圧に頻繁に覆われるようになる。このため４月下旬から５月下旬にかけての晴れた夜は冷え、晩霜の被害を受けることがある。４月から梅雨期にかけては頻繁に濃霧が発生する。

＜　夏期　＞

６月上旬から７月中旬にかけては梅雨期で、梅雨末期には前線が活発となり、集中豪雨がしばしば発生する。しかし、年によっては空梅雨となり、干ばつを起こすこともある。梅雨明け後９月上旬までは真夏の気候で夕なぎとなり熱帯夜が続く。８月も下旬になると本格的な台風シーズンが始まるが、地球の温暖化にともない、６月ごろから進路が予想できない台風や、局地的な豪雨に見舞われることがある。

＜　秋期　＞

９月は台風の襲来が多く、これに伴って大雨、強風又は高潮の被害を受けることがある。１０月に入ると高気圧と低気圧が交互に現れ、移動性高気圧に覆われた日の夜間は晴れて冷

え込むものの、夏期と同様、地球の温暖化にともない、引き続き進路が予想できない台風や、局地的な豪雨に見舞われることがある。

＜　冬期　＞

１１月中旬を過ぎると大陸から寒波が押し寄せ、下旬には北部の山間部で初霜が降りる。１２月に入ると冬型の気圧配置が顕著になり、強風が吹き空気が乾燥する。

第２節　社会的条件

第１項　人口動態

本市の人口は、平成３０年３月３１日現在で３４，９９８人、男１６，７９８人、女１８，２００人となっているが、総人口に占める６５歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は３７．３％で全国平均の２７．９％（平成３０年３月３１日現在）を上回り、年々増加傾向にある。また、人口密度は１ｋ㎡当たり１３６人となっている。

第２項　都市化

都市周辺における山地、丘陵地の開発や低地への住宅地の開発が進み、新たな市街地を形成し、高速道路網の整備が進んでいる。

このような都市化が進むと、地域の共同体意識が希薄になるので、自主防災組織の強化と防災士の育成が必要になってくるが、組織率については、若干ではあるが上昇しつつある。

第３項　生活環境の変化

電気、上下水道、ガス、電話その他のライフライン、交通網等のインフラ基盤整備の更新、都市的土地利用の拡大に伴う商業施設や文化施設の整備の必要性が高まる一方で、人口減少に伴う空き家や耕作放棄地の増加等、生活環境の変化が問題となっている。

第４項　防災上の問題点

当市のみならず、宅地化や無秩序な宅地開発に伴う基盤整備の対応の困難性、新興住宅地の崖崩れ、産業開発及び土地利用の弊害に伴う中小河川の氾濫による低地帯への浸水、安全地帯及び避難場所の減少、危険物を包蔵する特殊施設の増加、危険物の大規模化、工場排水、地盤沈下その他の公害問題、交通の混雑による大規模な交通災害の危険性、昼間の世帯主不在に伴う心理的不安、犯罪の増加、生活環境の悪化による生命財産に対する危険の増大、ライフスタイルの変化、共同体意識の低下など、問題は多様である。

これらは全て社会・経済的諸条件に起因した人為的及び社会的災害又はこれらを誘発する危険性を内包したもので、今後の防災対策を益々困難にしていくと思われる。

第３節　市における主な災害

（備前地域）

昭和45年4月1日　蕃山地内で３日間にわたる林野火災が発生し、焼失面積５０ｈａ

昭和47年6月25日　伊里小学校で火災が発生し、１，２８２㎡を焼失。損害８，７１０万円

昭和48年2月7日　伊部地内で企業所有の屋外貯蔵タンクが爆発炎上し、火災発生

昭和49年4月4日　伊部不老山で林野火災が発生し、焼失面積８５ｈａ

昭和49年7月6日　台風８号による集中豪雨により市東部に被害。流失家屋１棟、床上浸水２５１棟、床下浸水３５９棟等。被害総額８億１千万円

昭和51年9月13日　台風１７号の影響により８日から１３日にかけ、市内全域に８００ｍｍを超す記録的な豪雨。 死者３名、負傷者２６名、全壊家屋４７棟、半壊家屋８８棟、一部損壊７６棟、床上浸水７８９棟、床下浸水１，１７２棟、被害総額５３億２５百万円

昭和54年4月15日　久々井地内で林野火災が発生し、焼失面積２１．５ｈａ

昭和57年4月20日　伊部地内で林野火災が発生し、焼失面積４７ｈａ

昭和60年5月14日　大内地内国道２号で車両火災が発生し、焼死者１名、車両３台炎上

昭和60年8月7日　麻宇那地内岡山ブルーハイウェイ（現岡山ブルーライン）において車両火災が発生し、焼死者４名

昭和60年9月6日　穂浪地内で２日間にわたる林野火災が発生し、焼失面積１５．５ｈａ

昭和61年8月28日　久々井地内で３日間にわたる林野火災が発生し、焼失面積５１．６ｈａ

昭和61年12月4日　大内地内で３日間にわたる林野火災が発生し、焼失面積６９．２ｈａ

平成2年9月18日　台風１９号に伴う集中豪雨により、３日間で４９３．５ｍｍ。特に5時間雨量で２２２ｍｍを記録。重傷者１名、流失家屋１棟、半壊家屋２棟、一部損壊２棟、床上浸水４５７棟、床下浸水６５３棟、被害総額４３億８３百万円

平成15年8月8日　台風１０号に伴う集中豪雨により、総雨量１９４ｍｍ。特に時間雨量で８４ｍｍを記録。蕃山地内の長谷下池（貯水量約２０万トン）が決壊。床上浸水５４棟、床下浸水１３１棟、被害総額7億７７百万円

平成16年8月30日　台風１６号に伴う暴風と高潮により、瞬間最大風速３８．５ｍ（岡山市）、潮位３３６ｃｍ（ＴＰ（東京湾平均海面）２５３ｃｍ）を記録。暴風による家屋等の破損６１８棟、高潮による床上浸水１０５棟、床下浸水１８８棟、被害総額２億２３百万円

平成16年9月7日　台風１８号に伴う暴風と高潮により、瞬間最大風速３３．８ｍ（岡山市）、潮位２９５ｃｍ（ＴＰ２１２ｃｍ）を記録。高潮による床上浸水１５棟、床下浸水６６棟

平成16年9月29日　台風２１号に伴う集中豪雨により、総雨量１９４．５ｍｍ。特に１６時から１９時までの３時間雨量で１１９ｍｍを記録。国道２号、２５０号、県道備前牛窓線、岡山ブルーライン等が通行止めとなり、一時的に孤立した地域が発生。一部損壊３棟、床上浸水３９棟、床下浸水１７６棟、被害総額１億６３百万円

平成16年10月20日　台風２３号に伴う暴風により、瞬間最大風速４１．４ｍ（岡山市）を記録。国道２号備前大橋上で強風によりトラック３台が横転。家屋等の破損１０９棟。特に大内地区で３７棟が屋根瓦等に被害

（日生地域）

昭和45年2月11日　鹿久居島で３日間にわたる林野火災が発生し、焼失面積１５０ｈａ

昭和45年4月1日　寒河地内で３日間にわたる林野火災が発生し、焼失面積２５０ｈａ

昭和49年7月6日　台風８号による集中豪雨により被害。死者１名、全壊３棟、半壊２５棟、床上浸水３５１棟、床下浸水７６１棟、水稲冠水２９ｈａ、山崩れ１１箇所

昭和51年9月8日　台風１７号の影響により８日から１３日にかけ、町内全域に９００ｍｍを超す記録的な豪雨。死者３名、負傷者１４名、全壊家屋１５棟、半壊家屋３０棟、一部損壊２９棟、床上浸水２９３棟、床下浸水８７５棟

昭和55年2月15日　寒河地内で３日間にわたる林野火災が発生し、焼失面積１８０ｈａ

昭和63年1月31日　寒河地内で３日間にわたる林野火災が発生し、焼失面積１１０ｈａ

平成15年8月8日　台風１０号と前線による記録的な豪雨による床上・床下浸水の被害。８日午前４時３０分から５時３０分の１時間には８８．０ｍｍの雨量を記録し、総雨量も１８０ｍｍを超える豪雨。床上浸水６７戸、床下浸水１９３戸、山崩れ５箇所、道路崩壊１１箇所、河川崩壊２箇所

平成16年8月30日　台風１６号に伴う記録的な高潮による床上・床下浸水の被害。宇野港でＴＰ２５５ｃｍを記録。床上浸水２３６戸、床下浸水３０２戸

（吉永地域）

昭和49年7月6日　台風８号による集中豪雨により総雨量２００ｍｍを記録。死者２名、負傷者２名、半壊家屋２戸、床上浸水１３９戸、床下浸水２５０戸、被害総額１億４８百万円

昭和51年9月13日　台風１７号の影響により８日から１３日にかけ、総雨量７１９ｍｍの記録的な豪雨により、全壊家屋１２棟、半壊家屋３棟、一部半壊家屋１６棟、床上浸水２１０棟、床下浸水６１７棟、被害総額１５億１７百万円

第３章　災害予防計画

第１節　防災活動の環境整備

第１項　防災知識普及計画

１　防災教育

災害を最小限度にとどめるためには、市を初めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日ごろから災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守る（自助）との意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくり（共助）が必要である。

(1)　住民に対する防災教育

ア　県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

具体的には、ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、映画会、パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等を周知し、地域住民の防災意識の高揚を図る。特に、生活に密着した切実な体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。なお、地域の祭りやスポーツイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会福祉施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。

教育機関及び民間団体等は、生徒、社員をはじめ、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等様々な媒体を活用してより魅力的な防災教育を行う。

また、インターネット上のホームページ等で防災教育のメニューの充実に努めるとともに、障害のある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

イ　最低３日分（推奨７日分）の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、携帯テレビ、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策準備、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の情報等の意味やその発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難場所での行動、災害時の家族内

の連絡体制を予め決めておくこと等の防災意識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても普及啓発を図る。

ウ　防災意識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。なお、要配慮者については、警察署・消防署・消防団・民生委員・児童委員、愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。

また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組を実施する。

エ　県及び市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

オ　被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得るよう努めるとともに、災害の種別や避難期間に応じた適切な指定緊急避難場所、指定避難所、避難路について周知徹底する。

(2)　教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応が出来るよう防災に関する教育の充実に努める。

また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(3)　職員に対する防災教育

市職員に対する防災教育として防災気象講習会、研修会、講演会等を開催し、災害時における的確な判断力の養成、あるいは防災上必要な知識及び技能の向上を図る。また、災害時における活動の手引書、パンフレット等を作成し、防災知識の周知徹底を図る。

２　防災広報

(1)　市内全世帯を対象として毎月定期発行している「広報びぜん」や市ホームページ等を通じ、市民に災害対策の周知徹底を図る。

(2)　パンフレット等の作成

防災に関するパンフレットを作成し、災害対策関係者をはじめ市民に配布するとともに、防災パネル展等を開催するなど広く一般市民に防災意識の向上を図る。

(3)　報道機関の協力

防災知識の普及啓発を図るため、報道機関に対して積極的に協力を依頼するとともに、本市の防災対策についての計画その他の絶えず必要な情報記事の提供に努める。

３　ボランティア活動のための環境整備

市は、災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

４　防災週間等における啓発活動の実施

市、県及び防災関係機関では、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、市民に対する啓発活動を実施し、防災意識の高揚を図る。

各種の予防運動実施時期

・防災とボランティア週間（1月15日～21日）
・防災とボランティアの日（1月17日）
・春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
・建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
・山火事予防運動月間（3月1日～31日）
・水防月間（5月1日～31日）
・山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
・がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
・土砂災害防止月間（6月1日～30日）
・危険物安全週間（6月第２週）
・火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
・河川水難事故防止週間（7月1日～7日）
・道路防災週間（8月25日～31日）
・防災週間（8月30日～9月5日）
・防災の日（9月1日）
・救急の日（9月9日）
・救急医療週間（9月9日を含む１週間）
・国際防災の日（10月の第２水曜日）
・高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
・津波防災の日（11月5日）
・秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）

第２項　防災訓練

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、迅速かつ適切な災害応急対策ができるよう体制の強化及び関係機関との有機的な連絡調整を図り、技術を向上させるとともに、住民に対する防災意識の高陽を図ることを目的として訓練を行う。

１　基礎訓練

技能の修得を主体とした水防工法、通信連絡、炊き出し、避難その他の基礎的な実地訓練及び図上訓練の実施を重ね、責任の自覚と錬磨を図る。

(1)　水防訓練

市の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施する。また、広域洪水、高潮等を想定し他市町村と連携し、又は他の防災関係機関及び地域住民が参加して、水防訓練を実施する。

また、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討するものとする。

ア　実施時期　増水期前の最も効果的な時期を選び実施する。

イ　実施地域　河川危険箇所その他の洪水や高潮のおそれのある地域において実施する。

(2)　消防訓練

市の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。また、必要に応じ、大規模な建物及び林野火災を想定し、他の市町村、消防関係機関等と合同して実施する。

(3)　避難・救助訓練

市その他防災関係機関、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設、大規模工場等は、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と合わせ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、店舗等にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障害のある人等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、東備消防署等関係機関や自主防災組織及び地域住民の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難体制の整備に努めるとともに、地域の実情に応じた訓練を実施し、特に土砂災害警戒区域等災害危険地区においては徹底して訓練を実施する。

(4)　情報収集伝達訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、Jアラート(全国瞬時警報システム)やＬアラート(災害情報共有システム)、防災行政無線等を有効活用し様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

(5)　通信訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、防災行政無線

等を有効活用し、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

(6)　非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じて実施する。

２　総合訓練等

(1)　総合防災訓練

災害時に備え適宜に関係機関、公共的団体、民間協力団体及び住民の協力のもとに、市防災組織を動員して図上又は現地において、上記各種の基礎防災訓練を総合化した訓練を実施する。

(2)　国、県その他関係機関の実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には、積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに大災害発生時の混乱と被害を最小限に抑え得るよう努める。

第３項　自主防災組織育成計画

自然災害や多様化する生活関連災害に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動及び災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生した際の被害をできる限り小さくするためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる自主防災組織である。

この市民の隣保共同の精神に基づく、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生ずる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的におこなわれるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

１　組織の育成

(1)　地域住民等による自主的な防災組織の育成を図る。

・婦人防火クラブ

・幼、少年消防クラブ

・企業の自衛消防隊

・町内会（自治消防隊）

(2)　防災組織の連携

日常的な通報体制の確立や自主防災組織連絡協議会の設立など、地区内の防災組織間の連携強化を図る。

２　組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じ、平常時又は災害時に効果的な防災活動を行うよう努める。

(1)　平常時の活動

ア　防災知識の普及

イ　防災訓練の実施

ウ　火気使用設備器具等の点検

エ　防災用資機材の整備等

オ　要配慮者の把握

(2)　災害時の活動

ア　災害情報の収集及び伝達

イ　初期消火等の実施

ウ　救助及び救急の実施及び協力

エ　避難誘導の実施

オ　炊き出し、支援物資の配布等

カ　要配慮者の支援

３　自主防災組織の設置促進、育成強化及び活動活性化

(1)　住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、町内会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進、育成強化及び活動活性化を推進する。（資料19）

(2)　研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格取得の奨励等により、組織の強化を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

(3)　自主防災組織の救助及び救護のための資機材の充実を図る。

(4)　地域における消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置、育成及び活性化を進める。

(5)　日常的な通信体制の確立など、市内の他の防災組織との連携強化を図る。

第４項　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

１　市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事前の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

２　市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確

な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

３　市は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

４　市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第５項　企業防災の促進

１　大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。

２　企業は、災害時の企業の果たす役割ＣＳＲ(企業の社会的責任：生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（ＢＣＰ）を策定、運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化及び耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検及び見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との防災協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

３　市及び商工会・商工会議所は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。また、市は、予め商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

４　事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第６項　住民及び事業者の地区防災計画活動の推進

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市地域防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

１　市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難

支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

２　市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第７項　災害教訓の伝承

市は、過去に起った大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を保存記録として、広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧出来るよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。

第２節　通信施設、資機材等の整備

第１項　通信施設の整備と点検

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため市、地域、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、市外通話施設、災害時有線電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備するとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

１　防災行政無線設備の整備

非常時における情報の収集及び伝達体制を確保するため、本庁と各総合支所、各地区を結ぶ防災行政無線設備の整備を図るとともに、合併後の防災行政無線設備の統一やデジタル化への移行体制を整える必要がある。

(1)　岡山県防災行政無線施設

呼出呼称	設置場所	所　在　地	備考
ぼうさいびぜんし	備前市役所	備前市東片上126番地	

(2)　備前市防災行政無線施設

区分	同報系		移動系		
	屋外方式	戸別方式	車載型	携帯型	半固定型
備前地域			１２６	２０	１７
日生地域	４４				
吉永地域	２４	各戸に配布			

２　有線放送電話

予警報の伝達その他非常時の一斉放送等緊急措置が講じられるよう日ごろから整備し、非常時には、防災業務に利用できるよう強化を促す。

３　民間無線の利用

アマチュア無線などの民間無線については、災害応急対策情報の収集その他の災害時における協力体制が得られるようにしておく。

４　東備消防組合の通信施設の利用

圏域内の市町間の情報収集及び連絡調整に、東備消防組合に依頼し、通信を確保する。

５　通信施設の点検

災害時に備え、平常時から定期的に通信施設の保守管理について、点検整備を実施する。

第２項　災害応急資機材等の整備

災害時の応急対策又は災害復旧に必要な資機材の備蓄については、次の点に留意し、整備しなければならない。

１　水防関係

水防活動に必要な資機材は、備蓄計画で定める量の確保に努めるとともに、毎年５月までに資機材を点検し、不良品の更新及び備蓄数の補充整備を行う。（資料1、20）

２　医療、助産及び防疫関係

災害応急活動及び救急活動として、医療及び助産に必要な薬品その他の資機材を整備する。

３　ヘリポートの確保

ヘリコプターを使用した救急、救助活動、林野火災における空中消火及び災害時における自衛隊機等の派遣要請に対処するため、必要なヘリポートの確保に努めるとともに、孤立する可能性のある集落については、ヘリコプター離着陸地の選定・確保について研究する。

なお、ヘリポートの設置基準は「第４章　災害応急対策計画　第３節　自衛隊の災害派遣要請及びその他の応援・雇用計画」の基準の用件を満たすものとする。

市内のヘリポート	備前市総合運動公園、備前市運動公園、三石運動場、東備消防本部、吉永総合グランド、吉永神根グランド、三国財産区空地、八塔寺ふるさと館空地、日生総合運動公園、頭島日生南小学校、頭島グランドゴルフ場、大多府小学校、大多府島公共岸壁、大多府島花木公園、鹿久居島中央園地、備前吉井川河川敷左岸、品川大渕グランド、品川開発原料置場、日生町西灘グランド

第３項　消防施設、設備等の整備

１　消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善に努める。

２　市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設、装備、処遇の改善及び教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。

３　関係事業者は火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、有事の際の即応体制の確立に努める。

第４項　気象等観測施設、設備等の整備

気象、水象等の自然現象の観測に必要な雨量観測、風向・風速観測及び水位観測等の施設及び器具等についての整備を図る。

第５項　避難施設、設備等の整備

１　都市公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等を予め指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。

２　市は、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得たうえで、被災者が避難生活を送るための避難所を予め指定し、そのうち指定避難所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。

３　避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。

４　市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

５　市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

６　避難所における仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設、設備の整備に

努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

7　指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、パーテーション、簡易ベッド、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

8　市は、指定避難所となる施設において、予め、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

9　必要な物資の備蓄に当たっては、市民が最低限備蓄すべきものや市と県等の役割分担を明確にしたうえで、計画的な備蓄を進める。

１０　病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第６項　その他

1　救助施設及び設備

東備消防組合の協力を得て、人命救助に必要な救急車を確保し、救命ボートその他の救助機械、担架、救命胴衣その他の救助用資機材及び救助用食料、生活必需品等の物資について、有事の際、機能が十分発揮できるように整備及び点検し、あるいは備蓄及び調達できるよう努める。

2　建築資材及び土木機械

被災し、損壊した道路、河川等の復旧に必要な建築資材及び土木機械の備蓄及び調達に努める。

3　道の駅の防災拠点機能強化

市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める

第３節　防災業務体制の整備

第１項　職員の体制

市は、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。

第２項　情報収集及び連絡体制

1　防災行政無線、インターネットメール等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報の収集体制の整備に努める。

2　災害時の情報手段の確保のため、その整備、運用、管理等にあたっては、次の点に考慮する。

(1)　防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備、拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保

(2)　有線・無線系、地上系・衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進

(3)　無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練等を通じて、実効性を確保

(4)　災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築

(5)　非常用電源装置を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見、技術を基に浸水する危険性が低い堅牢な場所への設置等

第３項　防災関係機関相互の連携体制

1　災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、予め、市は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、予め、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察、消防関係、自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬入設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

2　市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、予め県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

3　市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応

を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

４　市は、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

５　市は、必要に応じて被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、予め相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

６　市は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察、消防、消防団、自衛隊、海上保安庁等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

７　市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。

８　市及び医療機関は国、県と連携し、災害時の医療機関の機能を維持するよう努める。また、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

９　市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

１０　市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

１１　市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うよう努める。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第４節　各種災害予防対策

（自然災害予防対策）

第１項　水害予防対策

１　治山対策

(1)　治山事業の推進

林地における山腹崩壊地及び荒廃渓流の復旧並びに崩壊危険地及び砂防指定地の予防事業を推進し、林地に起因する降雨災害等の防止を図る。（資料2、3）

また、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、福祉施設、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

(2)　保安林等の整備強化

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等の整備・保全により森林の持つ洪水緩和及び土砂流出防止機能の強化を図る。

(3)　地すべり防止事業

地すべりによる被害を防止又は軽減するために、排水工、杭打工その他の防災工事を行い、地すべりの未然防止を図る。

(4)　水源地域整備事業

水源かん養及び水土保全機能の発揮と国土保全のため、治山施設及び森林の整備を図る。

2　河川対策

市の区域内には吉井川水系、伊里川水系など大小１１４の河川がある。洪水、高潮等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修その他治水対策を計画的に推進する。中小河川は川幅が狭く、かつ、曲折が多く、一帯に浸水する危険のある河川も多くあるため、狭あいな部分の拡幅、堆積土砂の掘削、浚渫、護岸工事等を施工し、河積の拡大及び河道の安定を図る。また、排水機場の建設等により内水排除を行い、防災措置を講じる。

3　ため池対策

市管理のため池については、台帳によりその状態を詳細に把握するとともに、ため池の決壊を未然に防止するため、老朽ため池等について早急に堤体の補強を行うなど、次のとおり維持管理を行う。（資料4）

(1)　堤体は常に草木等の繁茂を除去し、堤体の安全を確保するとともに、亀裂、漏水等の異常がすぐ発見できるようにする。

(2)　余水吐の堰上げは絶対避ける。

(3)　斜樋、底樋等の構造物は、貯水前に点検する。

(4)　老朽化の著しいため池は、常に低水位の貯水に留める。

(5)　ため池内に流入浮遊して、堤体の破損又は余水吐の閉塞の原因となる物体は除去する。

(6)　農閑期、又は豪雨が予想される場合には、水位を下げるように努める。

4　道路・橋梁対策

(1)　道路側溝については、常に整備点検し、十分な排水能力を維持する。

(2)　道路の地盤及び側壁の脆弱化したものについては、補強整備する。

(3)　老朽化した橋梁については、改良又は補強する。

５　水路対策

(1)　水路の破損部分又は脆弱部分のある場合は増水に備え補強する。

(2)　地盤の緩み又は土砂埋没による通水断面の縮小部分については、十分点検及び管理を行い、災害を未然に防止する処置をとる。

(3)　水路内に塵芥等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないよう措置する。

(4)　関係機関・団体及び住民との一致協力により、塵芥除去・清掃運動を推進する。

第２項　風害予防対策

来襲が予想される台風の風害予防については、気象予報に注意し、建物の補強等の予防措置を指導する。

また、農作物や農業用施設に被害が予想される場合には、予防措置を指導する。

第３項　雨水出水対策

浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。

第４項　土砂災害予防対策

集中豪雨等による急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流等から生命及び財産を守るため、危険箇所のうち、土砂災害時に自力避難が困難な入所者、入院患者がいる要配慮者施設などがある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い地域を把握し、避難計画を作成させるとともに、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業及び砂防事業を計画的に推進する。

１　急傾斜地崩壊対策

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条の規定により、県知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定することになっている。

市は、急傾斜地崩壊危険箇所を調査把握し、指定の要望及び防災工事の推進について、県と連絡を密にし、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図る。（資料7）

２　地すべり対策

地すべり防止区域は、地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条の規定により、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定することになっている。

市は、地すべり危険箇所を調査把握し、指定の要望及び対策工事の推進について、県と連絡を密にし、地すべり対策事業の推進を図る。

３　土石流対策

砂防指定地は、砂防法第２条の規定により、国土交通大臣が指定することになっている。（資料5）

市は、土石流危険渓流を調査把握し、指定の要望及び対策工事の推進について、県と連絡を密にし、土石流対策事業の推進を図る。（資料8）

4　崖崩れ及び土砂流出災害対策

宅地造成に伴う崖崩れ及び土砂流出危険区域については、宅地造成工事規制区域を県知事が指定することになっているが、これらの指定区域外においても、梅雨・台風時季等には、市職員及び消防団を中心に特別パトロールを実施し、その状況を区長等に連絡するとともに、必要に応じて地域住民に周知させ、災害発生に備える。

5　警戒避難体制の整備

市は、警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。

(1)　避難指示等発令基準

避難指示等の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、総合的に判断して、市長が発令する。

①　大雨（土砂災害、浸水害）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>雨　量　基　準</th><th>発　令　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">高齢者等避難</td><td>①前日までの雨量が連続で100ｍｍ以上かつ当日の雨量が50ｍｍ超</td><td rowspan="3">・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）を発見したとき
・「大雨警報」が発表されたとき</td></tr>
<tr><td>②前日までの雨量が連続で40ｍｍ～100ｍｍかつ当日の雨量が80ｍｍ超</td></tr>
<tr><td>③前日までの雨量が40ｍｍ以下でかつ当日の雨量が100ｍｍを超えるとき</td></tr>
<tr><td rowspan="3">避難指示</td><td>①前日までの雨量が連続で100ｍｍ以上かつ当日の雨量が50ｍｍを超え、今後の時間雨量が30ｍｍ程度と予想されるとき</td><td rowspan="3">・近隣で土砂災害前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等に亀裂やひび割れ）を発見したとき
・「大雨警報」、「土砂災害警戒情報」が発表されたとき</td></tr>
<tr><td>②前日までの雨量が連続で40ｍｍ～100ｍｍかつ当日の雨量が80ｍｍを超え、今後の時間雨量が30ｍｍ程度と予想されるとき</td></tr>
<tr><td>③前日までの雨量が40ｍｍ以下かつ当日の雨量が100ｍｍを超え、今後の時間雨量が30ｍｍ程度と予想されるとき</td></tr>
</table>

緊急安全確保		・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき ・「大雨警報」、「土砂災害警戒情報」、「記録的短時間大雨情報」、「特別警報」が発表されたとき

平成29年度から、これまでの雨量の基準に代えて、短時間強雨による浸水害発生との相関が雨量よりも高い表面雨量指数を考慮して、大雨警報(浸水害)・大雨注意報の発表判断をすることになった。

注　土砂災害警戒情報について

大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。

②　洪水（県管理河川）

区　分	水位の名称	金剛川 （観測地点：和気町吉田）	具体的事項等
レベル１ （洪水注意報）	水防団待機水位	1.70m	・消防団待機指示
レベル２ （洪水注意報）	氾濫注意水位	2.10m	・消防団警戒出動要請 ・高齢者等避難の判断
レベル３ （洪水警報）	避難判断水位	2.80m	・レベル３に到達し、さらにレベル４に到達すると予測される→避難指示
レベル４ （洪水警報）	氾濫危険水位	3.30mを超える	・レベル４に到達→住民の避難完了
レベル５ （洪水警報）	氾濫の発生	―	・緊急安全確保の判断・発表 ・新たに氾濫が及ぶ地域の避難誘導

③　洪水（国管理河川）

区　分	水位の名称	吉井川 （観測地点：岡山市御休）	具体的事項等
レベル１ （洪水注意報）	水防団待機水位	4.80m	・消防団待機指示
レベル２ （洪水注意報）	氾濫注意水位	5.80m	・消防団警戒出動要請 ・高齢者等避難の判断
レベル３ （洪水警報）	避難判断水位	7.70m	・レベル３に到達し、さらにレベル４に到達すると予測される→避難指示
レベル４ （洪水警報）	氾濫危険水位	8.20mを超える	・避難指示の判断・発表 ・レベル４に到達→住民の避難完了
レベル５ （洪水警報）	氾濫の発生	―	新たに氾濫が及ぶ地域の避難誘導

平成29年度から、流域雨量指数の計算格子を５ｋｍメッシュから１ｋｍメッシュへ変更し、全国の20,000河川を対象として、流域雨量指数を用いる方法に変更し洪水警報、洪水注意報を発表することになった。

(2)　警戒避難体制

市職員及び消防団員は危険区域の警戒巡視を行い、区長等との連絡を密にするとともに、住民等に対し避難準備を行うよう広報するほか、災害対策基本法第５６条に規定する警告、第５９条に規定する事前措置及び第６０条に規定する避難の指示等の措置を講じる。

(3)　警戒措置

梅雨・台風時季等には、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）及び土砂災害警戒区域（地滑り）、土砂災害特別警戒区域（地滑り）について、雨水の排除に努めるとともに、常時巡回を実施し地勢の変化や湧水に注意する。

また、土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害特別警戒区域（土石流）についても

巡回を行い、渓流の流れ方や上流の状況に注意し、異常が発見された場合は警戒体制を整え、必要に応じて市長は避難について指示するものとする。

(4)　土砂災害警戒区域における避難体制の整備

①　土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。（資料6）

②　土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

市は、警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに次の事項について定める。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達

イ　土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達方法

ウ　避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制

さらに市は、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の作成・配布等必要な措置に努める。

第５項　海岸対策

海水による浸食、高潮、波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業を実施し、市域の保全を図る。（資料10、11）

１　高潮対策事業

高潮、波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の新設及び施設の補強改修等を実施するよう県に要望する。

２　浸食対策事業

浸食による被害が発生するおそれがある海岸に浸食防止対策を行い、後背地の保全を図る。

第６項　文教災害対策

教育委員会等の関係機関は、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）並びに職員の生命及び身体の安全を図り、学校その他教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

１　防災上必要な組織の整備

学校等は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて、職員等の任務の分担、相互の連携等について組織の整備を図る。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

２　防災上必要な教育の実施

県及び市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限に止めるため、平素から必要な教育を行う。

(1)　児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

(2)　地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

(3)　関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

市は、関係職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(4)　防災意識の普及

市は、ＰＴＡ、青少年団体、婦人団体等の研修会、各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

３　防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動を取り得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1)　児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び児童生徒等の在校時、登下校等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画を予め定め、その周知徹底を図る。また、県及び市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡に関するルールを、予め定めるよう促す。さらに市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育園、認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡、連携体制の構築に努める。

(2)　避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会活動、生徒会活動等とも相まって、十分な効果を上げるよう努める。

４　文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅牢化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の建築に当たっては、十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅牢化を促進する。

また、学校用地等の選定及び造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

５　文教施設、設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

また、災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

６　危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの化学薬品等を関係法令に従い、適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

第７項　文化財保護対策

文化財保護のため、市民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立及び防災施設の整備促進を図る。

１　文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災意識の普及を図る。

２　文化財の所有者や管理者に対し、防災知識の普及を図るとともに、管理及び保護について指導及び助言をする。

３　自動火災報知機、貯水槽、防火壁その他の施設の整備を促進する。

４　定期的に防災訓練を行う。

５　文化財及び周辺の環境整備を行う。

６　市は、県や民間団体（大学・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。

第８項　都市防災対策

都市計画区域においては、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、火災、風水害、震災等の防災面に配慮して、道路、公園、上下水道等の都市施設の整備を積極的に推進する。

１　街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、非常災害時においては緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

２　公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止、非常災害時の避難地及び被災者の収容地として、災害の防止及び復旧に対処する。

（事故災害予防対策）

第１項　火災予防対策

市は東備消防組合及び備前市消防団の協力を得て、各種火災予防のため次のような対策を実施する。

１　消防力の強化

(1)　消防水利の定期的検査を行い、消防法（昭和２３年法律第１８６号）に示す基準に従い整備を行うとともに、防火水槽及び消火栓の増強を図る。

(2)　消防用機械器具は、火災発生に対応できるよう常に適正な維持管理及び整備点検を行うとともに、毎年機器の充実を図る。

(3)　消防団組織の整備及び消防体制の強化充実を図る。

(4)　婦人防火クラブ、幼・少年消防クラブ、自主防災組織、自治消防隊その他の民間の消防協力組織の育成強化を図る。

(5)　企業における自衛消防体制の整備強化を指導する。

２　消火活動関係

(1)　大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(2)　平常時から東備消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化を図り、市域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備を図る。

(3)　消防ポンプ・積載自動車、消防用資機材等の整備促進を図る。

３　消防設備の整備促進

建築物に対する消火設備、警報設備、避難設備等の整備を促進する。

４　火災予防運動の展開

(1)　火災予防運動を春及び秋に実施するとともに、必要に応じて、随時市広報誌、有線放送、報道機関等により防火意識の啓発を行う。

(2)　山火事防止について、ポスター、印刷物、有線放送等を通じ、随時一般への注意の喚起に努めるとともに、毎年火災の多発する３月を山火事予防運動月間に定め、防火意

識の啓発を行う。

(3)　時宜に応じて、講習会、講演会、巡回等による一般啓発活動を行う。

５　山火事防止の警戒措置

(1)　警報伝達の徹底

東備消防組合及び備前市消防団は、火災気象通報を受領したとき、又は気象の状況が火災の予防上、危険であるときは、広報車等を通じてその旨を地域住民に周知する。

(2)　火入れ指導の徹底

火入れが林野火災の主原因であるので、市長は火入れに当たっては森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２１条を遵守させるとともに、東備消防組合は気象の状況が火災の予防上、危険であるときには、東備消防組合火災予防条例（昭和４８年東備消防組合条例第１３号）で定めるところにより、火の使用を制限し、又は自粛を徹底させる。

(3)　巡視等の強化

山火事の多発期間中（１～３月）は、県森林保護巡視員による森林内の巡視を行うとともに、地域住民の協力により火災の予防及び早期発見に努め、その発生を認めたときは、速やかに消防署及び付近の在住者に通報する。

(4)　森林の防火管理の徹底

市は森林所有者に対し、防火帯、防火道等の設置及び整備を指導する。

第２項　道路災害予防対策

幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の障害となるおそれが大きい橋梁その他の交通施設の整備及び防火構造を推進する。また、豪雨、台風等によって土砂崩れ、落石等の被害の発生する可能性がある道路については、斜面保護工、落石対策工等の対策を講じる。豪雨、地震等の異常気象時における道路災害を予防するため、警戒雨量に達したとき、又は大規模な地震が生じたときは、直ちに道路の通行規制を実施し、道路交通の安全を期する。

第３項　危険物災害予防対策

危険物、その他火薬類、プロパンガスその他の爆発引火するおそれのある物品を貯蔵する建物又は設置場所等の実態把握及び法令規則違反事項の是正に努める。

危険物取扱責任者等に対する法令講習の実施、消防訓練の指導その他の防火教育の徹底を図るとともに、自衛消防組織の育成を図る。

事業活動、事故等により、特定有害物質が流出し、又は流出のおそれがある場合、及び大気汚染が悪化した場合は、関係する事業者等に対して、防止又は減少措置について協力を求めるとともに、必要に応じて勧告する。

第４項　陸上交通災害予防対策

１　道路交通安全施設の整備

(1)　所管道路管理者は、事故多発地域における原因を調査し、道路整備及び事故防止施設の整備拡充を図る。

(2)　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和４１年法律第４５号）に基づく交通安全施設等の整備事業を推進する。

(3)　合理的な交通規制を推進するとともに、危険物輸送車両の安全の確保に関する指導を強化する。

２　交通安全意識の普及徹底

(1)　備前市交通安全対策協議会等の活動により、交通安全意識の普及及び徹底を図る。

(2)　各種報道機関の活用、講習会の実施、市広報誌等により啓発を図る。

(3)　学校における交通安全教育の普及及び徹底を図る。

３　救急体制の整備

(1)　救急業務共同処理体制の整備

広域共同処理方式による救急業務実施体制の拡充整備を図る。

(2)　救急隊員の教育訓練の実施

消防職員の救急技能を高めるため、医師会等の協力を得て応急措置の研修を図る。

４　医療機関との連携強化

救急業務は年々増加し、事故も大型化するおそれがある現状に鑑み、国、県及び医療機関との連携を密にして、救急医療体制の整備確立に努める。

第５項　海上災害予防対策

本市海域は、大小異なる島々を多数有し、島しょ部住民や海運業、漁業の船舶が交錯する海上交通の盛んなところである。そのため海上での各種災害（油等危険物等の大量流出、海上火災、船舶の遭難、海難事故等）の発生する危険性がある。これらの災害を防止し、海上交通の確保と安全を図るため、港湾及び漁港等の各種施設、設備の防災構造化、各種防災資機材の整備に努める。

また、台風、高潮による災害時に被害を防止するため、防災施設の整備拡充、耐波性能の照査や既存施設の補強を図る。

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備に努める。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工の設置に努める。

第６項　爆発、火災等労働災害予防対策

大規模な爆発、火災その他の労働災害の原因となる災害について、労働安全衛生法（昭和

４７年法律第５７号）等の定めるところにより、その防止を図るものとする。

第７項　防災建築物整備対策

建築物の不燃化及び耐震化を図り、安全な都市環境の実現を期する。

第５節　要配慮者等の安全確保

第１項　計画

１　連絡体制と状況の確認

乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人その他のいわゆる要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備及び把握に努める。

２　医療・福祉との連携

医療及び福祉対策との連携のもとでの要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。

３　社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしが出来るよう、平常時から、施設及び設備の点検及び整備、防災教育及び訓練の実施その他防災対策の充実に努める。

４　地域での取り組み

地域においては、自主的な防災組織の設置及び育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、要配慮者を助ける地域社会を進める。その際、女性の参画を義務付ける。

第２項　安全確保対策

１　要配慮者等の把握及び避難行動要支援者名簿

(1)　市は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように、要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておく。

ア　居住地、自宅の電話番号

イ　家族構成

ウ　保健福祉サービスの状況

エ　外国語による情報提供の必要性

オ　視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性

カ　近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認方法を整備する。）

(2)　要配慮者等と近隣住民

要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、市役所はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等との繋がりを保つよう努力する。

また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。

２　避難行動要支援者名簿の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

(1)　名簿の提供先

市は、予め避難行動要支援者の同意を得たうえで、次のものに名簿を提供するとともに、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際の名簿の提供にあたっては、個人情報の漏洩防止に十分留意する。

ア　東備消防組合、備前市消防団

イ　備前警察署

ウ　備前市民生委員・児童委員

エ　備前市社会福祉協議会

オ　各地区自主防災組織又は各地区自治会

カ　その他市長が必要と認める避難支援者

(2)　名簿記載者の範囲

名簿記載者は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者（施設入所者、長期入院者を除く。）で、登録（同意）の申請があった者とする。

ア　介護保険認定者

イ　身体障害手帳１、２級の第１種を所持する者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く。）

ウ　療育手帳Ａ、Ｂ（中度）を所持する者

エ　精神保健福祉手帳１、２級を所持する者

オ　県知事が要配慮者と認めた難病患者

カ　上記以外で、自ら避難することが困難な者で登録（同意）のあった者

(3)　名簿への記載事項

市は、災害の発生に備え要配慮者に対する援護が適切に行われるよう要配慮者の次のような詳細情報を把握しておく。

ア　氏名

イ　生年月日

ウ　性別

エ　住所又は居所

オ　電話番号その他の連絡先

カ　避難支援を必要とする理由

キ　その他市長が必要と認める事項

(4)　名簿の更新等

名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(5)　名簿情報の提供に際しての情報漏えい防止措置

名簿は、施錠可能な場所で保管し、複製の制限等により情報管理の徹底を図るとともに、避難支援関係者への研修会等を通じて、情報漏えい防止の措置を求めるものとする。

3　福祉避難所の確保

市は、平常時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、市は、小・中学校や公民館等の避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設等と連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うものとする。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町と連携し、避難所の確保に努めるものとする。さらに、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄及び業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等、要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

4　避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等の連携のもと、一人ひとりの避難

行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」）の整備に努める。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

5　防災知識の普及

(1)　国・県との連携

国・県と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導する。また、要配慮者に対して、避難支援プランなどによる支援制度があることなどを周知するよう努める。

(2)　社会福祉協議会等との連携

社会福祉協議会等と連携を図りながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障害者相談員、関係施設職員、ボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行う。

(3)　外国人向けパンフレットの作成

地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災意識の普及に当たっては、外国人にも配慮するものとする。

(4)　施設、事業所等

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成が義務付けられており、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき避難誘導等の訓練の実施についても義務付けられている。

自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図るとともに、災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、予め次の内容のマニュアルを作成し、実施する。

ア　施設職員、入所者等の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制

イ　地域住民とともに行う防災訓練

(5)　要配慮者に関する事項

要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくものとする。

６　生活の支援等

(1)　要配慮者に対するマニュアルの作成

災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等にかかる情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画及び避難支援プランを作成する。

ア　要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

イ　ボランティアその他の生活支援のための人材確保に関する事項

ウ　要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

エ　外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

オ　柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保及び提供に関する事項

カ　避難所及び居宅等への必要な資機材（車イス、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置及び配布に関する事項

キ　避難所及び居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

ク　避難所及び居宅等の要配慮者のうち、福祉避難所、社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

(2)　地域住民の役割

住民は、自治会、町内会、民生委員等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。

住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活についての知識習得に努める。

７　施設の連絡体制の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が、被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第６節　防災対策の整備及び推進

第１項　防災に関する調査研究成果の活用

市は、国、県等で実施した防災に関する調査研究成果等を踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、防災体制の充実強化を図る。

また、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

第２項　緊急物資等の確保計画

１　物資の備蓄・調達

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が予想される地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、予め備蓄、調達、輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、予め、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

被災地において必要となる物資は時間の経過とともに変化するため、時宜を得た物資の調達に留意する。また、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

２　体制の整備

市は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう予め体制を整備する。

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、予め登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

３　被災地支援に関する知識の普及

市は、小口、混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

第３項　公共用地等の有効活用

市は、避難場所、避難施設、備蓄などの防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第４項　被災者等への的確な情報伝達活動

１　役割、責任の明確化

市は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、且つ共有されるように、情報伝達の際の役割、責任等の明確化に努める。

2　情報伝達の体制整備

市は、報道機関及びポータルサイト・サーバー運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール(エリアメール)機能、ソーシャルメディアやワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化、多様化に努める。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、帰宅困難者等情報の入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

3　地方公共団体間での被災者の情報共有

市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を被災元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用、強化を図る。

4　被災者への情報提供

市は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

5　情報の多様化、高度化

市及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第４章　災害応急対策計画

第１節　組織計画

第１項　備前市防災会議

災害対策基本法の規定に基づき、市に備前市防災会議を設置する。防災会議の組織及び所掌事務は次のとおりである。(資料21)

１　組織

(1)　会長　備前市長

(2)　委員

①　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

②　岡山県の知事の部内の職員から市長が任命する者

③　岡山県警察官のうちから市長が任命する者

④　市長が内部の職員から指名する者

⑤　教育長

⑥　東備消防組合消防長及び消防団代表

⑦　住民代表

⑧　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

⑨　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

２　所掌事務

(1)　備前市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第２項　備前市災害対策本部

市長は、災害対策基本法及び備前市災害対策本部条例（平成１７年備前市条例第３０号）に基づき、備前市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するため備前市災害対策本部を設置する。(資料22)

１　市本部の設置基準

市長は、下記事由が生じた場合、備前市災害対策本部設置規則（平成１７年備前市規則第２８号）の定めるところにより市本部を設置する。

(1)　暴風、大雨、洪水、高潮、津波その他の気象予警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき。

(2)　気象予警報の発表の有無にかかわらず、局地的豪雨等により災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。

(3)　市に大規模な地震、火災その他重大な災害が発生したとき。

(4)　その他市長が特に必要と認めたとき。

2　市本部の廃止基準

市本部の廃止基準は、次のとおりとする。

(1)　災害が発生するおそれが解消したとき。

(2)　発生した災害の応急対策が概ね完了したと認めたとき。

3　市本部の設置等の公表

市本部を設置又は廃止したときは、住民等に公表するとともに、県本部、県地方本部及び関係機関にその旨を報告する。

4　市本部の任務

本部は、次の掲げる事項について処理するものとする。また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1)　災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

(2)　災害対策の連絡調整及び広報に関すること。

(3)　水防その他災害の応急対策に関すること。

(4)　災害救助その他民生安定に関すること。

(5)　被災地の清掃及び防疫その他保健衛生に関すること。

(6)　災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。

(7)　交通及び輸送に関すること。

(8)　応急教育に関すること。

(9)　その他災害対策に関すること。

5　非常時における職務代理者

市長に事故がある場合の職務代理者は次のとおりとする。

第１位　副市長

第２位　市長公室長

第３位　危機管理課長

6　市本部の組織

本部の組織は、備前市災害対策本部条例及び備前市災害対策本部設置規則に定めるところによるもののほか、本計画の定めるところによる。

(1)　本部に部及び班を設け、部に部長を、班に班長を置く。

(2)　部長及び班長は、備前市災害対策本部編成表に掲げる相当職にあるものをもって充てる。（備前市災害対策本部設置規則第３条別表参照）

(3)　新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、

情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。

７　事務分掌（備前市災害対策本部設置規則第３条別表参照）

(1)　部長は、本部長の命を受け所管事項を処理する。

(2)　班長は、部長の命を受け所管事項を処理する。

(3)　班員は、上司の命を受け分担業務に従事する。

(4)　本部の各部、各班の分掌事務は、備前市災害対策本部設置規則第３条別表のとおりとする。

(5)　市長公室長は、緊急時においては各班員に対し兼任所轄に入ることを命じることができる。

８　本部会議

(1)　本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各部長をもって構成し、本部長が招集する。

(2)　本部会議は、本部の任務について、その施策の調整及び推進について協議する。

(3)　本部会議の協議事項は、次のとおりである。

①　本部体制の配備及び廃止に関すること。

②　重要な気象情報や災害情報、被害状況の分析と対策及び避難に関する対策等の基本方針に関すること。

③　自衛隊の災害派遣要請に関すること。

④　災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。

(4)　本部会議の庶務は、市長室危機管理班が所掌する。

９　部会

各部長は、必要があると認めるときは、部会を招集し、部の任務について協議する。

１０　本部開設の場所

(1)　本部は、特別の場合(例えば市庁舎被害)を除き、本部室を市役所に置く。ただし、市庁舎被害時には、東備消防組合庁舎内に置く。

(2)　本部長は、必要があると認めるときは、副本部長又は本部員の中から指名して本部室に常駐させる。

(3)　本部長は、災害の種類に応じて本部連絡員を指名し、本部室に常駐させ、災害情報の把握及び整理、各部班に対する連絡及び通報、部外防災関係機関との連絡調整等の活動にあたらせる。

第２節　配備計画

第１項　タイムライン（事前防災行動計画）

１　タイムラインとは、事前防災行動計画のことを意味し、災害が発生することを前提に

台風等の風水害や海外で発生した地震で日本に寄せる津波など予測が可能な災害について行い、本市の場合、７２時間前から時間の経過に従って職員の役割や対応計画（いつ、誰が、何をするか）を定めるものとする。

２　風水害に備えたタイムライン手順

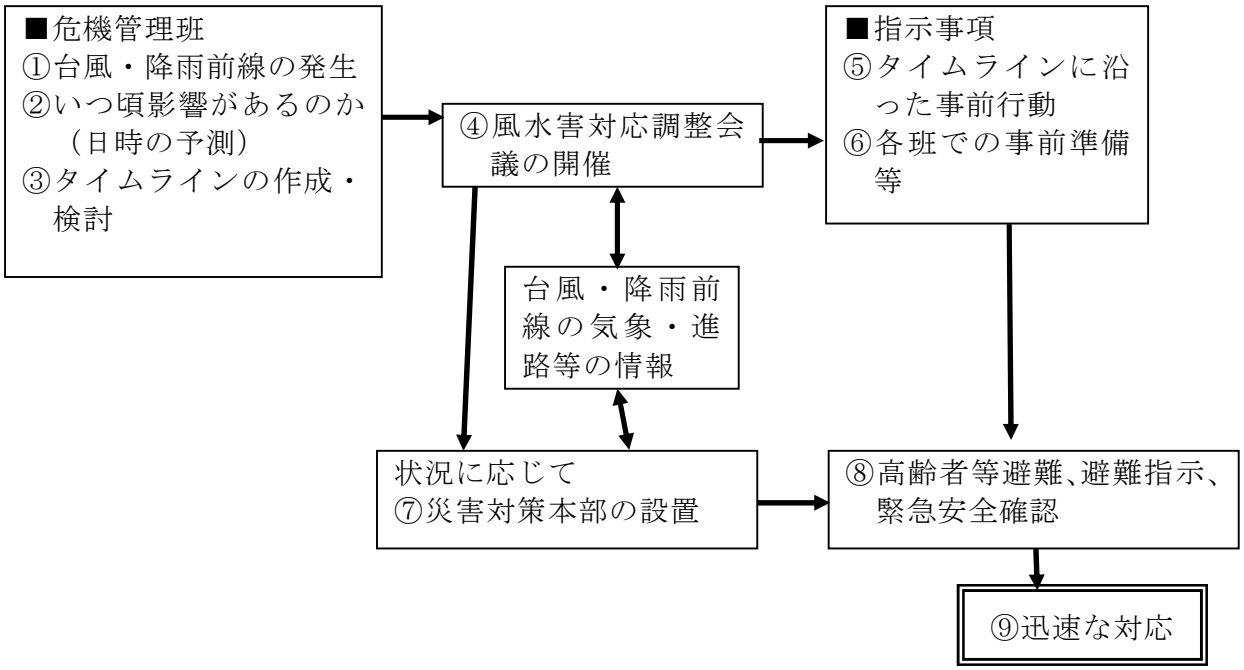

３　時間軸に沿ったタイムラインの行動項目（基本）

No.	時　間	行動項目（基本）	災害対策本部	各班
①	72時間前	風水害対応準備の開始	風水害対応調整会議を開き、市の体制や各班の役割、準備の指示	各班の業務を確認し、対応できる体制の確認や準備をする。
②	48時間前	情報収集、準備の確認	高齢者等避難、避難指示の検討	各班の業務を実施する。
③	36時間前	市民へ避難の準備周知	高齢者等避難の発令（意志決定）	高齢者等避難の発令にあわせ各班での業務を実施する。
④	24時間前～6時間前	市民の避難開始、避難所運営	避難指示の発令（意志決定）	避難指示の発令にあわせ各班での業務を実施する。

⑤	6時間前～上陸（直前）、通過中	避難所運営	緊急安全確保の発令（意思決定） 災害発生への備え	緊急安全確保の発令にあわせ各班での業務を実施する。災害発生・救助に備える。
⑥	通過後	被害調査	被害調査の開始	被害調査を開始する。

第２項　配備体制の種類と基準

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するための配備体制は、注意体制、警戒体制及び非常体制（第１次非常体制、第２次非常体制）とし、次の基準によるべきものとする。

種類	時　　期	配　　備　　内　　容
注意体制	市域に対し、気象台等から注意報等が発表され、気象現象、河川水位その他により、災害発生の危険が予想されるとき。	特に関係のある部課の職員の少数人数を配備し、主として情報収集及び連絡活動を行い、状況によっては更に高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	市域に対し、警報が発表され、災害発生のおそれが強いとき、又はその他の大規模な災害が発生若しくは切迫しているとき。	災害応急対策に関係のある部課、避難所開設準備の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を講じるとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。
非常体制	市域に特別警報が発表されたとき。 市の全域にわたって災害が発生する危険があるとき。又は発生災害が拡大し、被害が甚大と予想されるとき。	各部は、備前市災害対策本部条例に基づき、本部長の指示命令により所掌の防災活動を実施する。また、関係行政機関・公共機関・団体等との相互連携を密にし、必要な協力及び援助を要請する。各部の動員配備は、状況に応じ本部長が指示する。 本部長は、各機関・団体等と協力し、市の全力をもって防災活動に当たるほか、必要に応じて、県知事に対し、警察の援助及び自衛隊派遣の要請を依頼する。

配備体制の要員及び活動内容は、備前市災害対策本部設置規則第３条別表（２）事務分掌による。

第３項　配備体制の決定

配備体制は、風水害対応調整会議又は災害対策本部の会議において下記の基準により決定するものとする。

１　注意体制

市長公室長が、「配備体制の種類」に示すところにより、状況の推移を判断して決定

する。

２　警戒体制

市長公室長が、「配備体制の種類」に示すところにより、状況の推移を判断し、各所管部長と協議の上、決定する。

３　非常体制

市長が、情勢の推移により、市本部の設置及び非常体制への移行を決定する。

第４項　配備体制の編成

各部長は、事前に所管の班ごとに動員順序及び連絡の方法を定めた「市本部防災体制編成名簿」を作成常備し、部員に周知徹底しておくとともに、危機管理班長に提出する。

第５項　非常連絡要員

１　防災担当の各班においては、注意・警戒体制要員を非常連絡員とし、非常連絡その他所要班員の動員を円滑に行うものとする。

２　危機管理班長は、「市本部非常連絡要員名簿」を作成し、各部長から提出された「市本部防災体制編成名簿」と併せ、「備前市防災体制名簿」として関係各班及び当直員にそれぞれ配布しておく。

第６項　配備の要領

１　勤務時間中における配備の連絡

(1)　市長公室長は、注意・警戒体制等をとったときには危機管理課長に連絡し、各課長に配備決定の指示を行わせるとともに、庁内放送等により全職員に対しその旨を連絡させる。

(2)　危機管理課長は、警察署長、消防組合消防長、消防団長にその旨を連絡する。

(3)　各課長は、それぞれの所管する関係事務所等にその旨を連絡する。

２　勤務時間外及び休日における配備の連絡

(1)　当直員は、勤務時間外、休日等の当直勤務中において、県、ＮＴＴ等から注意報、警報等の発令の連絡を受けたときは、直ちに防災担当職員、危機管理課長及び市長公室長に有線電話等により報告しなければならない。

(2)　市長公室長は、当直員からの報告により必要と認めたときは危機管理課長に連絡し、別に定める「市本部非常連絡要員名簿」により、各部各班の非常連絡員に緊急連絡を行う。

(3)　各部各班の非常連絡員は、危機管理課長から連絡を受けたときは、直ちに所属上司に報告するとともに各班員に招集通知をしなければならない。この場合、班長は班員の招集（人員）範囲を指示する。

(4)　各班員は、非常招集通知を受けたときは直ちに登庁し、所定の業務に着手するとともに、その旨を上司に報告する。

３　非常招集

職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、進んで所属の部班及び当直員と連絡を取り、又は自らの判断で所定の部署に参集しなければならない。

４　応援部員の動員

(1)　各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、部員が不足し、他の部班の応援を受けようとするときは、市長公室長に応援部員の動員を要請する。ただし、所管部内の各班の相互応援に関しては所管部長の指令によるものとし、その結果を市長公室長に報告する。

(2)　市長公室長は、動員の要請があったときは、要請の内容により余裕のある各部班から必要に応じる部員を動員して派遣する。

(3)　各部長は、市長公室長から応援要請の連絡を受けたときは、直ちに、応援班を編成して応援を行う。

５　配備の解除

注意体制又は警戒体制の原因となった気象予警報が解除されるなど、災害発生のおそれがなくなったときは、市長公室長は、関係部長と協議を行なったうえで、体制を解除するとともに、危機管理課長に連絡を取り、関係部課及び消防団へこの旨連絡させる。

６　標識等

災害対策活動に当たっては、次の標識を用いるものとする。

(1)　腕　章

布地は白、文字は黒とし、形式は別に定める。

(2)　標　識

車両前部に掲げるもの。布地は白、文字は黒とし、形式は別に定める。

第７項　現地災害対策本部

局地的に発生した非常災害に際して、防災関係及び住民の各種団体の有機的な協力関係を確保し、防災及び救助その他緊急措置の適切円滑な実施を図るため、本部長が必要と認めたとき、現地災害対策本部を設置する。

１　設置の基準

市の区域内の一部の地域に災害が発生し、又は災害発生のおそれが強く防災関係機関・団体等の応援及び協力の下に災害応急対策を実施する必要があるとき。

２　設置者

災害対策本部長

３　現地災害対策本部の長及び任務

現地災害対策本部の長（以下「現地本部長」という。）は、副本部長、本部員その他

の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。現地本部長は、地元代表者の協力を得ながら、現地災害対策本部の事務を掌理する。

４　設置場所

災害応急対策の円滑な実施と災害状況の総合把握が容易な場所とし、状況に応じて本部長が決定する。

５　所掌事項

(1)　災害応急対策を実施する機関、団体等の相互連絡の強化推進

(2)　災害応急対策に必要とする情報の収集、分析及び検討

(3)　総合的応急活動計画の樹立と実施の推進

(4)　災害応急対策の効果的実施についての諸方策の協議決定

(5)　各機関・団体等の活動の調整及び通報連絡

(6)　その他災害応急対策の実施について必要とする事項

６　各機関等との関係

(1)　現地災害対策本部で協議決定した応急対策は、各機関・団体等の責任の下に実施する。

(2)　各機関・団体等は、現地災害対策本部への連絡員を派遣するなど、密接な連携を保持する。

(3)　各機関・団体等は、積極的に本部へ情報を提供する。

第８項　地区災害対策部

広域的に発生した非常災害に際して、防災関係及び住民の各種団体の有機的な協力関係を確保し、防災及び救助その他緊急措置の適切円滑な実施を図るため、本部長が必要と認めたとき、地区災害対策部を設置する。

１　設置の基準

市の区域内の複数の地域に災害が発生し、又は災害発生のおそれが強く防災関係機関・団体等の応援及び協力の下に災害応急対策を機動的に実施する必要があるとき。

２　設置者

災害対策本部長

３　地区災害対策部の長及び任務

地区災害対策部の長（以下「地区部長」という。）は、本部長が消防団員のうちから任命する。

地区部長は、地区災害対策部の所掌事項を統括する。

４　設置場所

災害応急対策の円滑な実施と災害状況の総合把握が容易な場所とし、状況に応じて地区部長が決定する。

５　所掌事項

現地災害対策本部の所掌事項に準じる。

６　各機関・団体等との関係

現地災害対策本部の各機関との関係に準じる。

第３節　自衛隊の災害派遣要請及びその他の応援・雇用計画

第１項　自衛隊派遣要請

災害が発生し、又は災害の発生が予測される場合、人命及び財産を保護するために必要な応急対策の実施が困難と認められるとき、市長は、県知事に対し、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第８３条の規定による要請の要求を行う。

また、備前市防災会議構成機関・団体が、自衛隊の派遣を必要とするときは市長に申し出る。

自衛隊派遣要請系統図

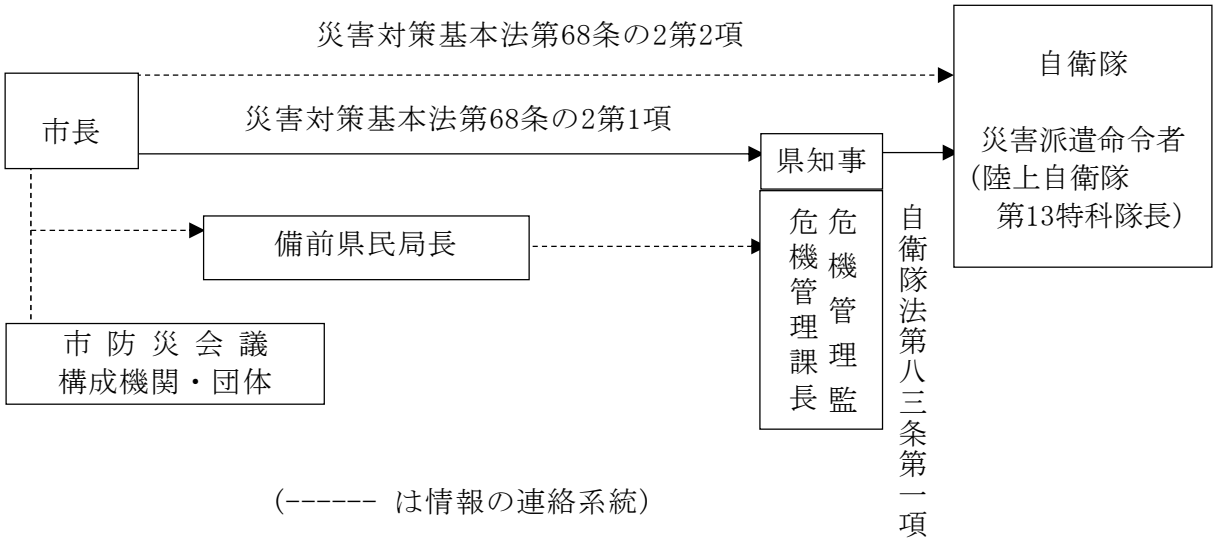

（------ は情報の連絡系統）

１　自衛隊の活動範囲

災害派遣部隊の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、市及び防災関係機関と緊密な連携を図り、次に掲げる活動を行う。

(1)　被害状況の把握及び伝達

車両、航空機その他の状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

(2)　避難者の誘導及び輸送支援

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるとき

は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3)　遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

(4)　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込みその他の水防活動を行う。

(5)　消火活動

大規模火災に対しては、利用可能防火機材等をもって、消防機関に協力して、消火に当たる。

(6)　道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合には、それらの啓開及び除去に当たる。

(7)　診療及び防疫の支援

被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。

(8)　通信支援

災害派遣任務の達成に支障を来さない限度において、通信を支援する。

(9)　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び援護物資の緊急輸送を実施する。

(10)　炊飯及び給水の支援

炊飯及び給水の支援を行う。

(11)　救援物資の無償貸付及び譲渡

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する内閣府令（昭和３３年総理府令第１号）」に基づいて救援物資を無償貸与し、又は譲与する。

(12)　交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。

(13)　危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲内において、薬物爆発物その他の危険物の保安措置及び除去を行う。

(14)　その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講じる。

２　災害派遣要請手続

市長は、自衛隊の派遣要請を必要とした場合、その手続は次により行う。

(1)　県知事に要求する場合

県知事（県危機管理課）に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合、その他やむを得ない理由により文書によることが出来ない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(2)　自衛隊に要求する場合

(1)によって県知事に対して派遣要請の要求が出来ない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を県知事に通知する。

3　撤収要請依頼

市長は、自衛隊が災害派遣の目的を達成したとき、又は必要が無くなった時は、速やかに自衛隊派遣要請者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

4　受入体制

市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

(1)　部隊の派遣通知を受けた場合、関係職員の中から連絡責任者を指名し、現地に派遣する。連絡責任者は、部隊の受入れ、作業等について、現地における市の責任者として県の連絡責任者と連携を密にし、部隊との連絡に当たる。

(2)　市長は、次の措置を講じて、部隊の活動を援助し、災害派遣の目的を達成するように努める。

①　応援を求める内容、所要人員、資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業ができるよう、予め準備しておく。

②　部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議し、作業が他の機関と競合重複しないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

③　部隊の宿泊施設及び車両等の保管場所を準備する。

④　ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について留意し、ヘリポートを準備する。

ア　下記基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は、堅固な平坦地を確保する。なお、この際、土地の所有者又は管理者との十分な調整を行う。

［離着地点及び無障害地帯の基準］

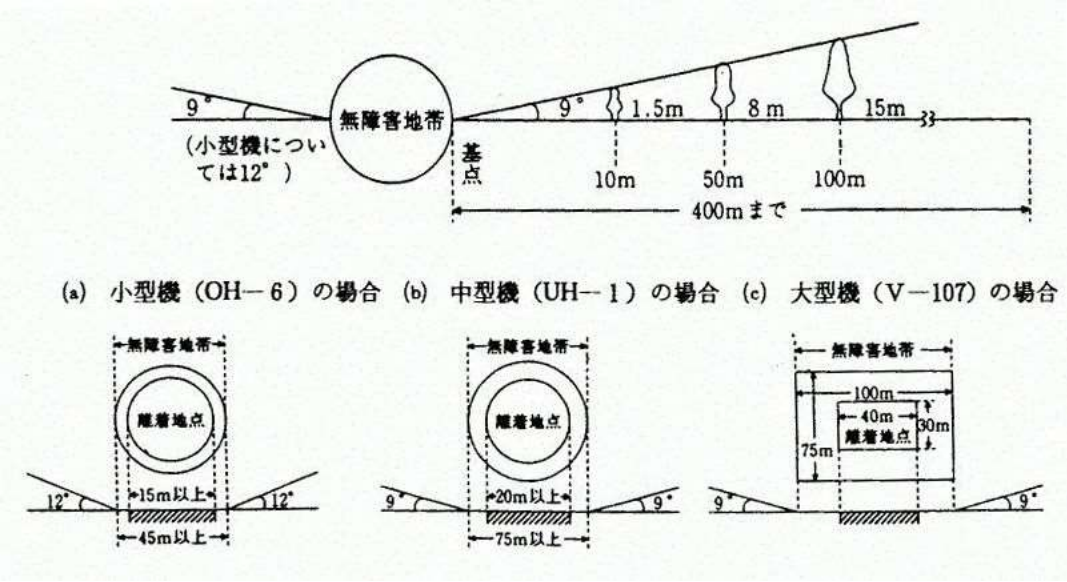

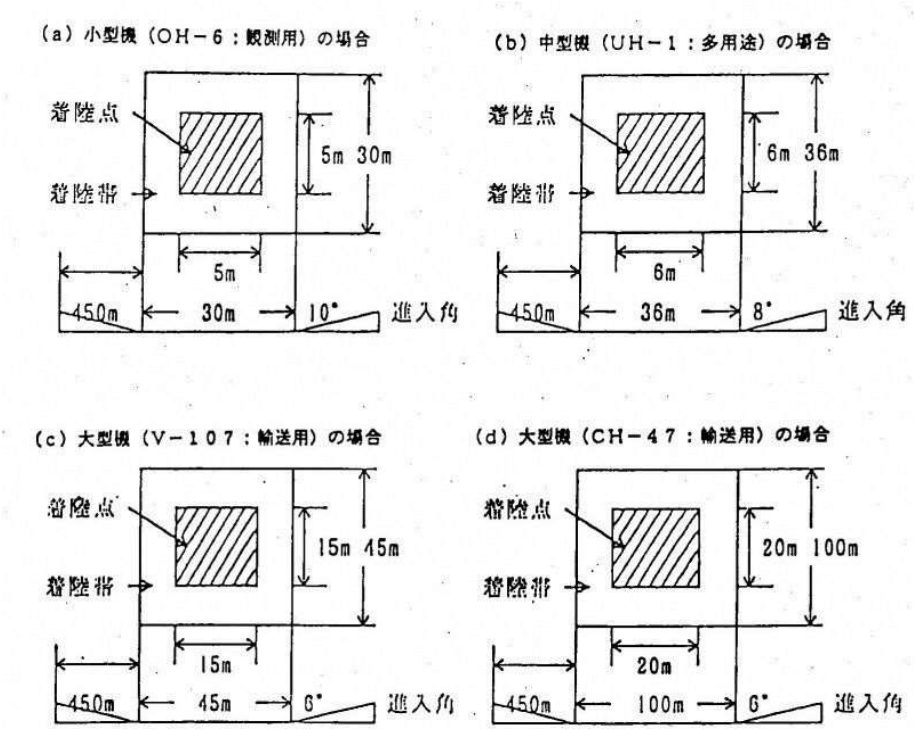

イ　着地地点には、下記基準のＨ記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向及び風速の判定ができる吹き流し等を掲揚する。

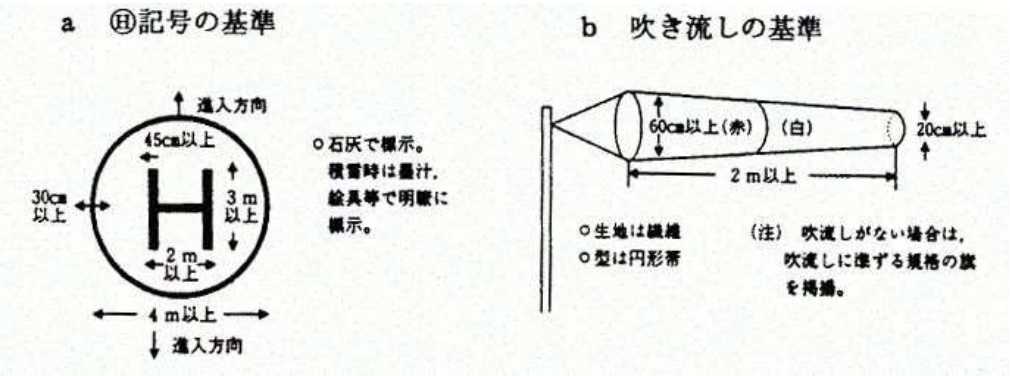

ウ　ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、予め撤去する。

エ　砂じんの舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又は転圧を実施する。

オ　ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着時について広報を実施する。

カ　物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊との調整を行う。

キ　離着陸時のヘリポートには、関係者以外は立ち入らせないようにする。

５　派遣に要する経費の負担

(1)　自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。

①　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

②　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼動させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

③　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達費、借上料、運搬費、修理費

④　県等が管理する有料道路の通行料

(2)　負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第２項　その他応援及び雇用

１　他の市町村に対する応援要請

(1)　市長は、災害応急措置を講じる場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは受援計画に基づき県知事や、又は災害に関する協定を締結している他の市町村に対して直接に応援を要請する。

(2)　市長の応援要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって行い、事後文書によって処理する。

①　被害状況

②　応援を要する救助の種類

③　応援を要する職種別人数

④　応援を要する期間

⑤　応援の場所

⑥　その他応援に関し必要な事項

2　指定行政機関、指定地方行政機関、他県又は他市町村に対する職員の派遣要請

(1)　市長又は市の委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

なお、市の委員会又は委員は、予め市長に協議する。

(2)　市長等の行う職員派遣要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

①　派遣を要請する理由

②　派遣要請する職員の職種別人員

③　派遣を必要とする期間

④　その他職員の派遣に必要な事項

3　応援活動職員の雇用

災害応急対策を実施するために必要があるときは、労務者を雇用する。なお、労務者の確保については、予め土木業関係者、公共職業安定所等と協定し、必要な措置を講じておく。

4　雇用の範囲及び作業の対象

(1)　罹災者の救出及び避難

(2)　医療及び助産のための移送

(3)　飲料水の供給

(4)　救助用物資の輸送及び配布

(5)　遺体の捜索及び処理

5　賃金の支給

雇用による賃金等の額は、その時における地域の慣行料金（公共職業安定所の業種別標準賃金以内）によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準があるときはそれによる。

第４節　ボランティアの受入及び活動支援計画

第１項　現状と課題

災害時には平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに越えることが予想される。そのため、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容も災害発生直後には人命救助や負傷者の手当等、次段階では救援物資の仕分け及び搬送、避難所や在宅の被災者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、復興期には高齢者、障害者その他の要配慮者に対する物心両面での支援というように、時間経過とともに変化していくことが予想される。

一方、このようなボランティア活動が無秩序に行われると現場の混乱につながるおそれがある。そのため、行政としても、ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備を行う必要がある。

１　基本方針

ボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、県本部、関係機関等と連携を保ちながらボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

２　ボランティアの受入体制

市本部にボランティア受付窓口を設け、日本赤十字社岡山県支部及び県・市社会福祉協議会、各種団体等と連携を保ちながら生活支援、医療等の各分野のボランティアの申出を受け付けるとともに、市現地本部と連絡調整を行い、必要な部所に振り分ける。

また、市本部は必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数、募集範囲等について全国又は県内に情報提供し、参加を呼びかける。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市、社会福祉協議会、ＮＰＯ等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

３　関係機関等

(1)　県

県本部に総合ボランティア班を設け、日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ちながら生活支援、医療等の分野ごとのボランティアを所轄する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアについて分野ごとのボランティアを所轄する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼びかける。

(2)　日本赤十字社岡山県支部

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に

養成し又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣に当たっては、市本部及び県本部と連携を図りながら行うものとする。

(3)　社会福祉協議会

県・市社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、次の体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

①　社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

ア　被災地のボランティアニーズの把握

イ　ボランティアの受付及び登録

ウ　ボランティアのコーディネート

エ　ボランティアに対する具体的活動内容の指示

オ　ボランティアリーダー及びボランティアの派遣

カ　ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給

キ　ボランティア活動の拠点等の提供

ク　ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの派遣要請

ケ　その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

②　災害ボランティアセンター（以下「被災センター」という。）が被災により機能を十分に果たせない場合、社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び被災センターと協議の上、近隣市町村災害ボランティアセンターを設置し、被災センターの機能の一部又は全部を担う。

(4)　専門ボランティアの受入及び派遣の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については、県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び派遣に係る調整等を行う。

(5)　ボランティアの健康に関する配慮

ア　市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。

イ　市、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

ウ　市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、

感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

４　ボランティア活動のための環境整備

防災ボランティアに対し、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく平常時の減災のプログラムの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合せて減災を図る取り組みを日常的に進めることの重要性を訴える。

第５節　災害情報収集及び伝達計画

第１項　気象予警報等

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合、防災対策の実施のため、気象官署等から発表される予警報等について定めるものとする。

１　気象予警報等の種類

災害に際し、防災対策の適切な実施を図るため、防災関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達すべき予報等の種類は、次のとおりである。

(1)　気象注意報等

強風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が一般の注意を促すために発表するものである。

大雨及び洪水注意報、高潮注意報は警戒レベル２。なお、高潮注意報は高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

【岡山県南部　東備地域】

種　　類	発　　表　　基　　準
風 雪 注 意 報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 雪を伴い、平均風速が陸上で１２ｍ／ｓ以上、海上で１５ｍ／ｓ以上になると予想される場合
強 風 注 意 報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で１２ｍ／ｓ以上、海上で１５ｍ／ｓ以上になると予想される場合
大 雨 注 意 報	表面雨量指数基準値：７、土壌雨量指数基準値：112 (変更前：30ｍｍ/時間の降雨)
大 雪 注 意 報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ２４時間の降雪の深さが平均で１０ｃｍ以上になると予想される場合
濃 霧 注 意 報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合 濃霧によって視程が陸上で１００ｍ以下、海上で５００ｍ以下になると予想される場合
雷　注　意　報	落雷等により被害が予想される場合
乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 実効湿度が６０％以下で最小湿度が３５％以下になると予想される場合

なだれ注意報	雪崩によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 (1)　積雪が２０ｃｍ以上あり、降雪が３０ｃｍ以上になると予想される場合 (2)　積雪が５０ｃｍ以上あり、最高気温(岡山地方気象台)が１２℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線に被害が起こるおそれがあると予想される場合 ２４時間の降雪の深さが平地で１０ｃｍ以上、山地で３０ｃｍ以上、気温が－１℃～３℃になると予想される場合
霜注意報	４月以降の晩霜で農作物に災害が起こるおそれがあると予想される場合 最低気温が２℃以下になると予想される場合
低温注意報	低温によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 最低気温が－３℃以下になると予想される場合
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合 潮位が東京湾平均海面（Ｔ・Ｐ）上、片上港で１．３ｍ以上になると予想される場合(※宇野港の場合１．６ｍ以上)
波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が１．５ｍ以上になると予想される場合
浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水注意報	基準河川：吉井川(岡山市御休) 流域雨量指数基準値　金剛川流域：11.7、八塔寺川流域：12.4、伊里川流域：7.5 又は(表面雨量指数基準値、雨量指数基準値)の複合値 金剛川流域：(5、10.5)　八塔寺川流域：(5、12.1) 伊里川流域：(5、7.5) (変更前：30ｍｍ/時間の降雨で洪水災害が予想される場合)

(2)　気象警報等

暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が一般の警戒を促すため発表するものである。

高潮警報は避難が必要とされる警戒レベル４に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

大雨特別警報は災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。高潮特別警報は避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

種　　類	発　　表　　基　　準
暴　風　警　報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で２０ｍ／ｓ、海上で２５ｍ／ｓ以上になると予想される場合（降雨を伴わない場合も含む。）
暴 風 雪 警 報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 雪を伴い、平均風速が陸上で２０ｍ／ｓ、海上で２５ｍ／ｓ以上になると予想される場合
大　雨　警　報	表面雨量指数基準値：16、土壌雨量指数基準値：139 （変更前：50ｍｍ/時間の降雨）
大　雪　警　報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ２４時間の降雪の深さが平地で３０ｃｍ以上になると予想される場合
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
高　潮　警　報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 潮位が東京湾平均海面（Ｔ・Ｐ）上、片上港で1.6m以上になると予想される場合(※宇野港の場合1.9m以上)
波　浪　警　報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が２．５m以上になると予想される場合
浸　水　警　報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪　水　警　報	基準河川：吉井川(岡山市御休) 流域雨量指数基準値　金剛川流域：14.7、八塔寺川流域：15.6、 伊里川流域：9.4 又は(表面雨量指数基準値、雨量指数基準値)の複合値 金剛川流域：(5、12.3)　八塔寺川流域：(5、13.4) 伊里川流域：(5、8.4) (変更前：50ｍｍ/時間の降雨で重大な洪水災害が予想される場合)
特　別　警　報 (平成２５年８月 ３０日運用開始)	「東日本大震災」における津波や、「平成23年台風12号」による豪雨、「伊勢湾台風」による高潮のような、「数十年に一度」の警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きな場合

（注）１．注意報及び警報の発表基準欄に記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査し、各指数化して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。

２.大雨注意報・警報、洪水注意報・警報発表の基準用語について

土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流出しさらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数。

３．注意報及び警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報又は警報が発表されたときは、これまで継続中の注意報若しくは警報は自動的に解除、又は新たな注意報若しくは警報に切り替えられる。

(3)　情　報

岡山地方気象台が一般の利用に供するため、台風、大雨その他の異常気象について、刻々変わる状況やこれらの推移を具体的に説明するため、随時発表するものである。台風情報、大雨情報、岡山県の記録的短時間大雨情報その他の情報がある。

(4)　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から発表から概ね１時間である。

(5)　水防警報

水防法（昭和２４年法律第１９３号）に基づき国土交通大臣若しくは県知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水又は高潮による被害の発生が予想される場合において、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防活動を必要と認めるとき、発表するものである。

(6)　特別警戒水位（氾濫危険水位）情報

水防法に基づき国土交通大臣若しくは知事が指定する河川において、洪水による災害の発生を特に警戒する特別警戒水位に達したとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長がその旨を通知するものである。

(7)　洪水予報

水防法と気象業務法に基づき、国土交通大臣が定めた洪水予報指定河川において洪水のおそれがあると認められる時は、岡山河川事務所と岡山地方気象台とが共同して発表するものである。警戒レベル２～５に相当。

(8)　火災気象通報

消防法に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を県知事に通報するものである。

(9)　火災警報

消防法に基づき、市長が県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、発表できるものである。

(10) 土砂災害警戒情報

気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）及び災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき、土砂災害発生のおそれがあるとき、岡山県と岡山地方気象台が厳重な警戒や避難指示の呼びかけの必要性を協議のうえ、共同で発表するものである。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。なお、この土砂災害警戒情報の発表単位は市町村単位である。

(11) 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

２　伝達系統及び実施方法

(1)　一般伝達系統

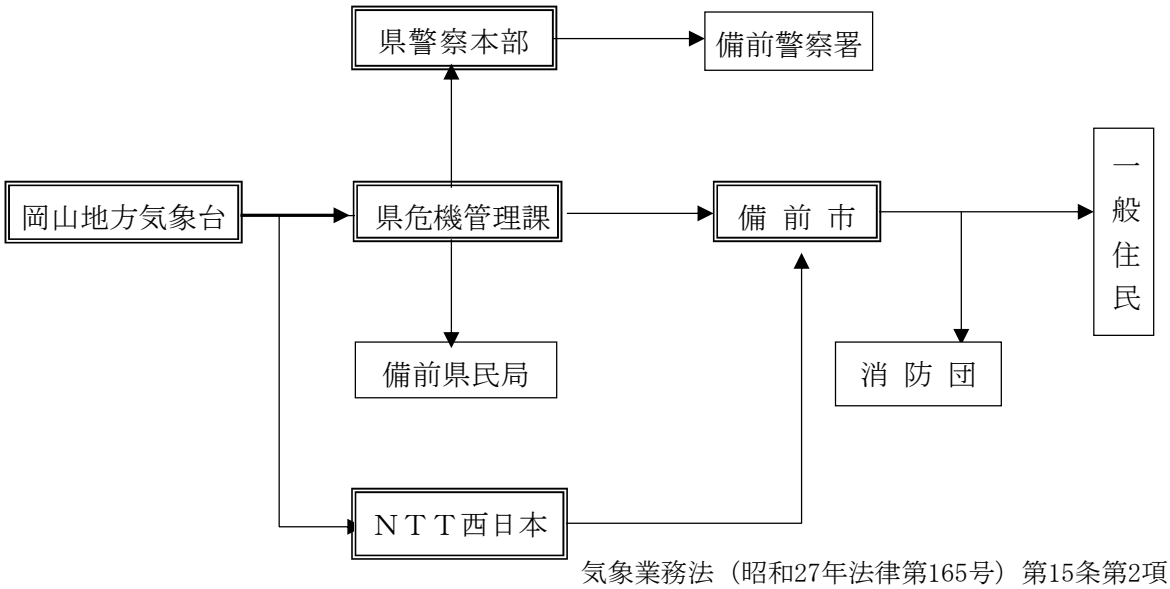

気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項

(2)　予警報受入伝達

①　勤務時間内

国及び県の各機関からの各種予警報、情報及び対策通報は市長公室危機管理課（本部設置後は危機管理班）で受信し、本部長に連絡するとともに、必要に応じて関係部課、消防団、関係団体等に連絡、又は庁内放送等を通じ全職員に周知させる。

②　勤務時間外及び休日

本部設置前にあっては当直員が受信し、防災担当職員、危機管理課長及び市長公室長に連絡する。

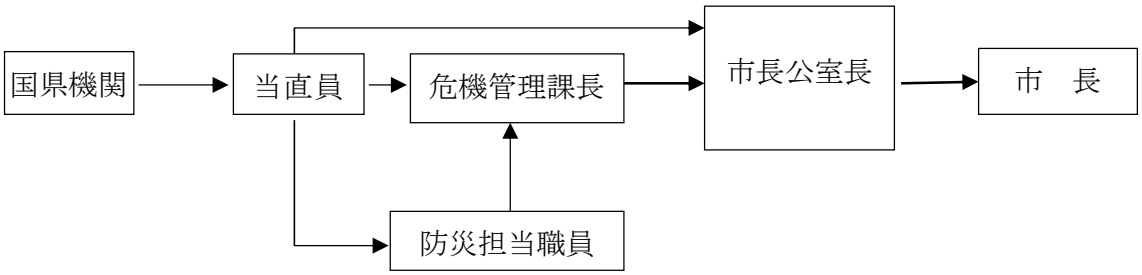

③　市長公室長は、警報等の伝達を受けた場合、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、上司の命があったとき、又は自ら必要と認めるときは、予警報及び対策を速やかに関係先へ伝達する。

④　一般市民に対する通報は、市防災行政無線、有線電話、広報車、消防車、エリアメール、フェイスブック、市ホームページ等により周知を図るほか、必要に応じ報道機関の協力を要請する。

⑤　市長公室危機管理課は、予警報及び通報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、かつ、事後の参考に資するため予警報等受領伝達簿を作成する。

３　災害情報及び被害報告の収集及び通報の要領

災害情報及び被害報告の収集は、災害応急対策を確実に実施する基礎となるものである。

災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合は、防災活動と相まって、速やかにこれらの情報及び報告の収集に努めるものとする。また、何人もこれに協力しなければならない。

(1)　地区連絡員

①　市長は、各地区の町内会長、区長等を地区連絡員とする。

危機管理課長は、地区連絡員名簿を作成し、危機管理課に常備する。

②　地区連絡員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、地区内の危険箇所の状況把握を行うとともに、随時巡回を行うなどして、地区内の災害の状況の推移に注意し、又は消防団員等との連絡を密にし、情報を収集する。

③　地区連絡員は、災害が発生した場合、又は異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し、危機管理課に通報する。

(2)　消防団による災害情報の収集

①　消防団の各分団長は、常時地区内の状況を把握するとともに、地区連絡員との連携を密にする。

②　災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行なう。

③　災害が発生した場合、又は通報を受けた場合は、その状況を調査し、直ちに所定の方法により危機管理課へ通報する。

(3)　市長公室危機管理班長の任務

危機管理班長は、地区連絡員、消防団分団長、各部各班長その他からの情報連絡を確実に受領整理し、これを逐次市長公室長に報告するとともに、関係ある各部各班長に通報する。

(4)　各部長の任務

各部長は、災害が発生し、又は発生することが予想されるときは、防災活動と相まって速やかに所管事項に係る被害情報を収集把握し、活動の状況とともに、市長公室長に報告する。

第２項　災害情報及び通信連絡

１　通報

災害に関する報告は、岡山県災害報告規則（昭和３０年岡山県、岡山県教育委員会規則第２号）に定めるもののほか、本計画による。

(1)　報告の種類

①　災害発生通報

災害が発生した場合、直ちに災害発生通報により報告する。

②　災害速報

被害状況が判明し次第、備前警察署及び東備消防組合と相互に連絡を取り、報告の正確を期し、逐次災害速報により報告する。

③　被害概況報告

①及び②の報告後において、被害の全体が概ね判明したとき、被害概況報告により報告する。

④　災害状況決定報告

被害の程度が確定したとき、災害状況決定報告により報告する。

(2)　報告の実施

①　災害発生通報の報告は、災害の種類に応じ、その事務を統括する部・事務所の長が、市長公室長と合議の上、県知事、岡山県防災情報システム等により迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。

②　各部・事務所は、災害発生に係る被害状況を調査把握し、判明し次第、災害速報及び被害概況報告により逐次県へ報告する。

③　災害発生通報及び災害速報後において被害の程度が判明したとき、災害状況決定

報告をする。

④　災害対策本部が設置された場合は、危機管理班において災害発生通報及び災害速報を行うとともに、県本部との連絡を行う。

２　異常現象発見者の通報措置

(1)　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長、消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた消防吏員、警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

(2)　市長が異常現象発見者の通報又は伝達を受けたときは、その旨を県その他関係機関に通報する。

３　災害通信

(1)　災害通信手段

災害予警報の通報伝達、被害報告及び各種情報の連絡は、次の通信施設により速やかに行う。

①　一般加入電話又は携帯電話

②　市防災行政無線

③　各地区有の有線放送

④　その他市内無線　（消防無線、警察無線、アマチュア無線）

⑤　県防災行政無線

⑥　ケーブルテレビ

⑦　インターネット等

第３項　災害広報計画

災害時の混乱した人心の安定及び秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するように、その広報及び報道の内容を中心に定めるものとする。

１　広報担当

(1)　災害の総合的な広報は、市長公室秘書広報班及び総合政策部企画班、財政班が担当する。

(2)　市各部は、広報活動に必要な情報及び資料を積極的に提供する。

(3)　広報担当は、広報写真の取材及び状況の把握など、災害現地の情報収集に努める。

２　広報の方法及び内容

(1)　広報手段

①　報道機関

災害関係の予警報をはじめ、対策活動、被害状況等の重要事項を新聞、テレビ、ラジオその他報道機関に発表し、迅速かつ的確な報道について協力を得る。

なお、テレビ、ラジオその他の放送局への災害に関する放送の要請は、予め定め

られた手続により県知事を通じて行う。

②　広報車、消防車、各地区の放送施設、広報紙等による広報

市は、市民に周知徹底を図るため、広報車、消防車、各地区の放送施設、広報紙、防災行政無線、ケーブルテレビ、エリアメール、フェイスブック、市ホームページ等により迅速かつ的確な広報を行う。

(2)　広報内容

①　災害関係予警報及び災害発生の状況

②　市民に対する防災、救助、避難等の注意事項

③　災害応急対策及びその活動の状況

④　災害復旧対策、救援その他の状況

⑤　災害地を中心とする交通規制及び交通情報

(3)　災害広報実施のため留意すべき事項

放送設備のある地区について、その効果的利用方法及び所在地、連絡依頼方法、放送可能範囲等を事前に把握し、広報系統の整備に努める。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令・解除については県避難勧告等情報伝達連絡会規約に基づき依頼するものとする。

第６節　水防計画

備前市水防に関する規程（平成１７年備前市訓令第７３号）に基づき、洪水、津波又は高潮による水害を警戒防御し、これによる被害を軽減するため、市全域にわたる河川、ため池等に対する水防上必要な監視、警報、通信連絡、水防活動又は水防に必要な資機材設備の整備又は運用等の要領を次のとおり定める。

第１項　水防本部

１　水防組織

水防活動を行う市の担当は、備前市水防対策本部とする。ただし、備前市災害対策本部設置規則による市本部が設置されたときは、その定めによる。

２　水防管理団体等

水防管理団体は、備前市とし、水防管理者は市長とする。

３　備前市水防対策本部

(1)　組織

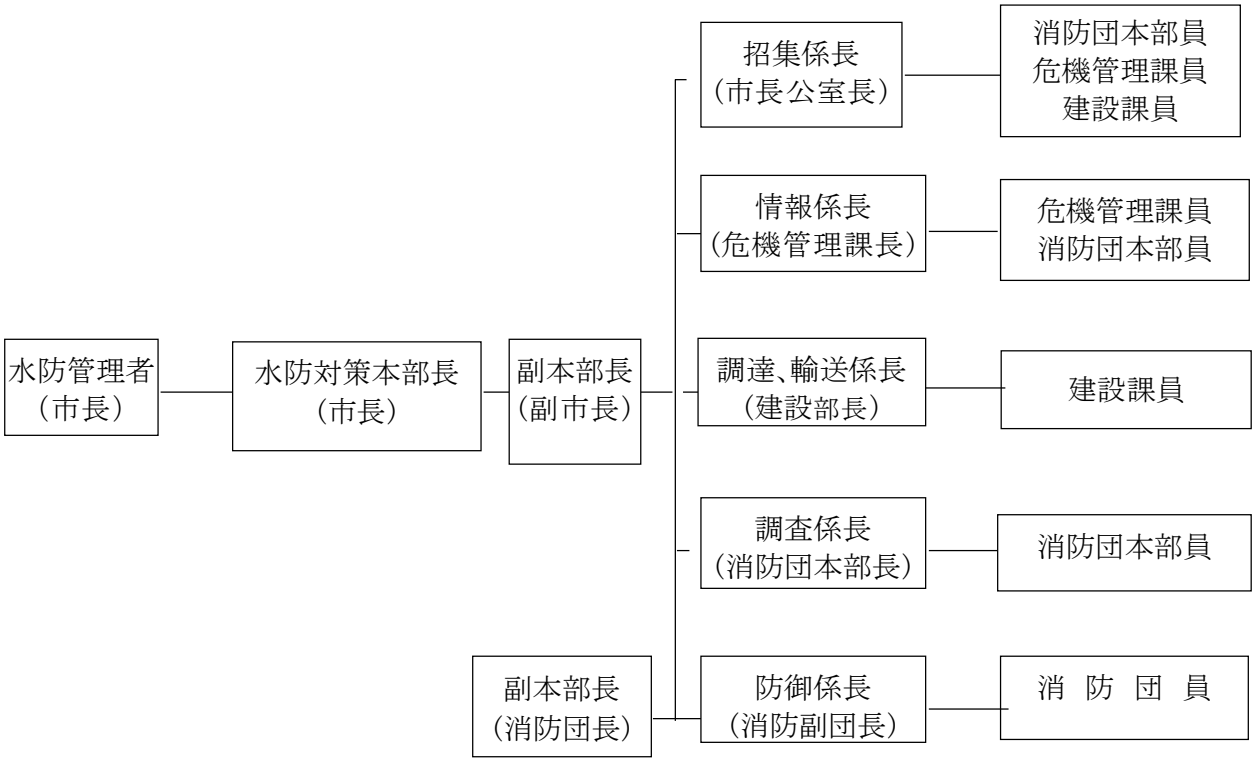

※各総合支所にあっては、市長公室長及び建設部長を総合支所長に、建設課員を管理課員に、消防団長を各方面隊長に読み替える。

（事務分掌は、備前市水防に関する規程第３条別表による。）

(2)　本部の設置基準

水防対策本部長が必要と認めたとき。ただし、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の規定による活動に移行する。

第２項　水防活動

１　水防の責任

(1)　市の責任

市における水防体制と組織の確立強化及び水防能力の確保に努め、区域内における水防対策を実施する。

(2)　一般住民の責任

水防区域内に居住する者は、気象状況、増水状況等に注意し、水害等が予想される場合は、進んで水防に協力する。

２　業務

水防管理者である市長は、消防団を指揮して次の業務を行う。

(1)　連絡

市長は、常に国土交通省岡山河川事務所、備前県民局、備前警察署及び隣接の水防管理団体と水防に関する相互連絡について予め打ち合わせをし、定められた連絡方法により密接な連絡を取る。

(2)　情報収集及び記録

市長は、市の区域内の河川、海岸、港湾等の状況を把握するため、雨量、水位、ダム放流連絡及び潮位に関する情報収集を行い、予め定められた箇所ごとに巡視員を派遣し、随時又は定期に区域内を巡視させ、水位の変動又は堤防若しくは護岸の異常について報告させるとともに、水門の管理者にその開閉状況を報告させ、その異動について、これを記録し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、備前県民局長に連絡して必要な指示を受ける。

(3)　警戒監視

①　監視は、原則として担任区域の消防団分団が当たり、必要に応じ、職員を適宜配備する。

②　監視員は、随時担任区域を巡視し、いっ水、漏水、決壊等のおそれがあると認められるときは、直ちにその状況を市長に報告し、応急工作その他の必要な措置を講じる。

(4)　出動準備

市長は、水防警報を受けたときのほか、次の場合は消防団に対して出動準備をさせるものとする。

①　河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。

②　気象状況等により、洪水又は高潮の危険が察知されるとき。

(5)　出動

市長は、水防警報を受けたときのほか、次の場合は、予め定められた計画に従い、直ちに消防団を出動させ、警戒配置につかせるものとする。

なお、この場合、直ちに備前県民局長に報告する。

①　河川の水位がはん濫注意水位に達したとき。

②　海岸にあっては、風速１５ｍ以上の南寄りの風が吹き、同時に満潮時になるとき。

(6)　援助の要請

①　市長は、水防のため必要があるときは、東備消防組合消防長に対して、職員の出動を要請する。

②　市長は、水防のため必要があるときは、備前警察署長に対して、警察官の出動を要請する。

③　市長は、水防のため必要があるときは、その区域内の居住者又は現場にいる者を

水防作業に従事させることができる。

(7)　水防作業

市長は、市の区域内の水防作業を指揮し、状況に応じた適切な工法により堤防の決壊を未然に防止する。なお、必要があると認められるときは、国土交通省岡山河川事務所長又は備前県民局長に指導のための職員の派遣を要請する。

(8)　相互応援

市長は、緊急の必要があるときは、岡山県相互応援協定に基づき、東備消防組合消防長を経由して、隣接の消防機関に応援を求めることができる。

(9)　決壊等の通報及び決壊後の処置

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、市長、消防団長又は東備消防組合消防長は、直ちにその旨を国、県及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報する。また、決壊後は、氾濫による被害の拡大を防止するよう努める。

(10)　避難

①　避難のための立退き

洪水又は高潮による著しい危険が切迫していると認められる場合、市長は、必要と認める区域の住民に対し、電話、市防災行政無線、広報車その他の方法により、立退き又はその準備を指示する。また、立退きを指示するときは、備前警察署長にその旨を通知する。

②　浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設への連絡

水防法１５条に規定する浸水想定域内において、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、高齢者等避難行動要支援者利用施設という。）で洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる下記施設に対しては、電話、ファックス、広報車その他の方法により洪水予報等を伝達する。

(11)　水防報告と水防記録

市長は、水防活動が終結したときは、次の事項について、備前県民局長を経由して県水防本部長に遅滞なく報告するとともに、水防記録を作成して保管する。

①　天候の状況及び警戒中の水位観測表

②　警戒出動及び解散命令の時刻

③　消防団員の出動時刻及び人員

④　水防作業の状況

⑤　その他必要な事項

(12)　費用負担

市長は、市の区域内の水防に要する費用を負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体との協議による。

(13)　資材の備蓄

①　市長は、水防倉庫、器具、資材等を備蓄整備する。

②　資材の確保のため、水防区域近在の資材業者を登録し、手持ち資材量を調査把握しておき、緊急時の補給に備える。

(14)　業務の閉鎖

市長は、県水防本部長から水防解除の通知があったとき、水位が氾濫注意水位以下に減じ、且つ危険が無くなったとき、又は高潮のおそれが無くなって水防解除を命じ、その業務を閉鎖したときは、これを一般に周知させるとともに、国及び県に対してその旨を報告する。

３　住民等の応援

水防活動上必要があるときは、警戒区域を設定して水防関係者以外の者の立入りを禁止し、又は制限し、その区域内の居住者に水防応急活動の協力援助を要請する。

４　水防訓練

(1)　市長は、水防に関する訓練を行うものとする。

(2)　水防訓練の種別は、通信訓練、招集訓練、水防工法訓練、水防等操作訓練及び避難訓練とする。

第７節　消防計画

火災の警戒及び防御、被害を軽減するための組織及び施設の整備、水利の確保、危険区域対策等の消防活動は次による。（資料15）

第１項　組織計画

１　消防機構

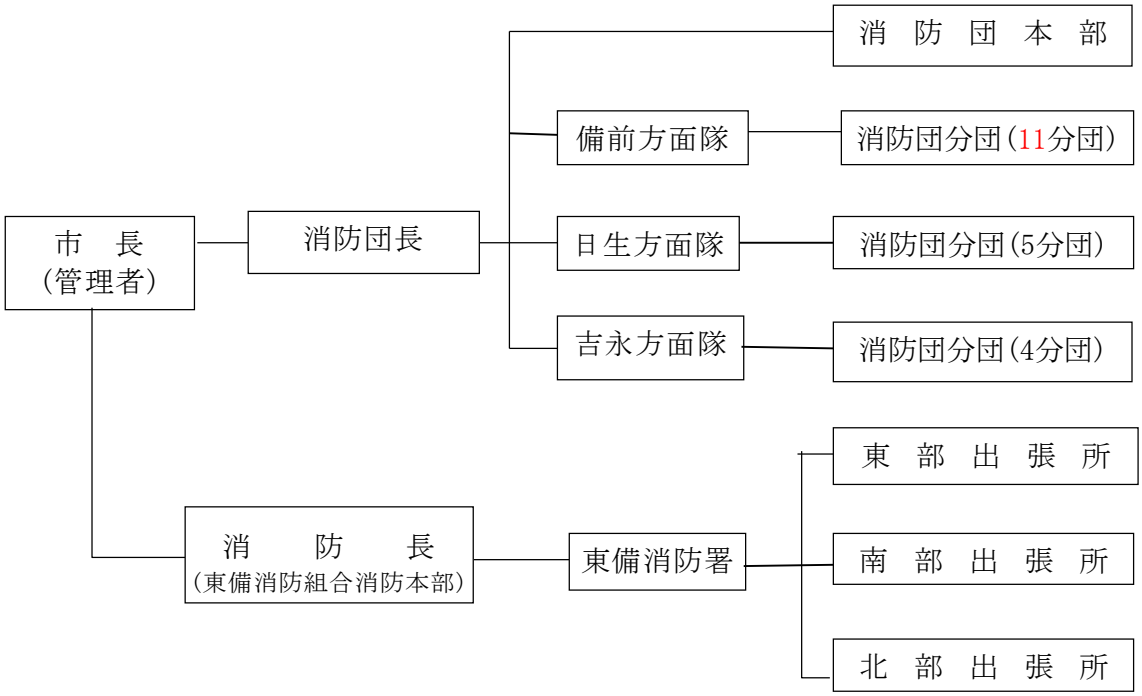

２　消防施設（平成３０年１２月１日現在）

(1)　備前市消防団

①　消防機械器具

名　　称	台　数
消防ポンプ車	９台
小型動力ポンプ積載車	４５台
指令・資材運搬車	２台
小型動力ポンプ	８０台

②　消防水利

名　　称	台　数
防火水槽　基準（４０ｔ）以上	１７９槽
消火栓　　基準（６５㎜）	１，２１３栓

③　団員数

条例定数	実人員
１，１５４人	９９０人

(2)　東備消防組合

消防機械器具

名　　称	台　数
消防ポンプ自動車	１台
化学消防車	１台
救助工作車	１台
水槽付消防車	４台
はしご車	１台
広報車・連絡車	５台
資機材搬送車	１台
救急車	６台
指令・指令車	２台
人員搬送車	１台

３　消防施設整備計画

災害に強い安全なまちづくりの実現を図るため、地域の特性に応じた消防用資機材の整備を行い、消防力の充実を図るとともに、防火水槽、消火栓等の増設を行う。

(1)　老朽化した消防ポンプ車、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの更新や新たな消防用車両その他資機材の整備により、機動力の向上を図る。

(2)　水利不足を補うため、防火水槽及び消火栓の増設及び維持管理を図る。

(3)　消防団機庫等の建替(耐震化)等により機能強化や地域防災拠点の整備を図る。

第２項　消防活動計画

１　異常気象時における消防対策

強風注意報、乾燥注意報等の発令により火災予防上危険があると認める場合、又は火災が発生した場合、大火に発展しやすい異常気象時には、広報車等により市民の警戒心を喚起し、警戒体制を強化など、特別警戒体制を確立して万全を期する。

２　危険区域及び特殊建築物等の消防対策

火災が発生した場合、人命にかかわる危険が予想され、且つ大火を誘発させるおそれのある地域、大規模な木造建築物、中高層の特殊建築物等に対しては、地域及び対象物ごとに消防計画、火災防御、人命救助等の研究及び訓練を実施し、防御活動に万全を期する。

３　危険物防御対策

(1)　危険物火災の防御対策

①　危険物、準危険物等の火災防御に対しては、種類、状況等を速やかに把握し、その性状に対応した防御活動により、早期に鎮圧を図る。

②　消火方策の決定

消火方策の決定に当たっては、発災危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着隊の指揮者又は後着隊の上級指揮者が決定する。

③　消火薬剤の調達及び備蓄

初期消火活動に必要な薬剤を備蓄するとともに、調達輸送にあたっては、緊急車による誘導又はその他隣接消防機関若しくは警察機関への協力要請により、迅速化を図る。

(2)　爆発火災防御対策

①　爆発により発生した火災又は爆発を伴う火災に対しては、人命救助その他の救助活動を主体とし、延焼防止及び爆発被害の減少を図る。

②　安全の確保

爆発火災現場においては、防御活動の安全を確保するため、当該施設の保安監督者等と協議し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全を確保する。

③　ガス施設の措置

高圧ガス、液化石油ガス等の貯蔵施設等の防御活動に当たっては、当該施設の保安技術関係者に関連設備に対する安全措置等を講じさせた後、付近の施設、対象物等への延焼防止策を図る。

(3)　消防団機庫等の建替等により機能強化や地域防災拠点の整備を図る。

４　海上における火災対策

船舶に火災が発生した場合、石油類等の危険物が海面に流出し、火災が発生した場合など、海上において火災が発生したときは、玉野海上保安部と緊密な連携を保ちながら消防活動を実施する。

なお、埠頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶については、主として市において消火活動を担任し、それ以外については、主として玉野海上保安部が担任する。

5　緊急避難対策

災害時における避難指示は、災害対策基本法に基づき市長が発するが、緊急避難については、常に第一線で防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防職団員が的確に行う。

(1)　指示の基準

①　火災が拡大するおそれがあるとき。

②　爆発のおそれがあるとき。

③　その他居住者の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

(2)　避難指示又は立退きの指示を行った場合、速やかにその旨を市長及び備前警察署長に通報する。

6　自衛消防隊及び自主防災組織

(1)　組織編成

市内の各地区は、自主的に災害の予防、初期消火及び他の消防隊への協力のため、自衛消防隊（以下「消防隊」という。）又は自主防災組織を編成する。

(2)　活動

消防隊及び自主防災組織の活動は、消防本部及び消防団と緊密な連携を図るとともに、災害の現場においては、消防長、消防署長又は消防団長の所轄の下に行動し、住民の生命、身体及び財産の救護に当たり、災害の防御及び鎮圧に努める。

7　消防団の出動計画

火災と同時に計画に基づく出動をし、消防活動に万全を期する。なお、各方面隊で対応が困難な場合は、相互応援出動を行う。

区　　分		備前方面隊	日生方面隊	吉永方面隊
家屋火災	第１出動	管轄分団 正・副方面隊長	管轄分団 正・副方面隊長	管轄分団 正・副方面隊長
	第２出動	管轄ブロック	隣接分団	隣接分団
	第３出動	全団	全団	全団
林野火災	第１出動	管轄分団 正・副方面隊長	管轄分団 正・副方面隊長	管轄分団 正・副方面隊長
	第２出動	管轄ブロック	隣接分団	隣接分団
	第３出動	全団	全団	全団

８　応援の要請

市長は、火災の状況を的確に判断し、必要に応じて県又は他の市町村に、岡山県下消防相互応援協定等に基づき、応援を要請する。

また、化学消火薬剤その他の必要資機材を海上輸送する必要がある場合、玉野海上保安部又は中国運輸局（岡山運輸支局）に船舶の確保につき応援を要請する。

第８節　罹災者救助保護計画

第１項　災害救助法の適用

１　災害救助法の適用基準

(1)　制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として県知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

県知事は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

(2)　救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。県知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、実施に関する事務を市長に委任する。

なお、県知事は、市長へ委任した救助であっても、市長から要請があったとき又は県知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

救助の種類	実施者
医療及び助産 応急仮設住宅の供与 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	県知事
避難所の供与 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 被災者の救出 被災した住宅の応急修理 学用品の給与 埋葬 死体の捜索及び処理 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	市長

(3)　適用基準

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用基準は、市域の被害が次の各号に該当する災害で、県知事が災害救助法による救助を必要と認めたとき。

①　市の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の住家が滅失したとき。

市　町　村　の　人　口	住家が滅失した世帯数
5,000人未満	30
5,000人以上　15,000人未満	40
15,000人以上　30,000人未満	50
30,000人以上　50,000人未満	60
50,000人以上　100,000人未満	80
100,000人以上　300,000人未満	100
300,000人以上	150

（注）半壊等の換算については、災害救助法施行令（昭和２２年法律第２２５号）第１条第２項等参照

②　県下の住家滅失世帯数が１，５００世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が①に定める数の２分の１以上であるとき。

③　県下の住家滅失世帯数が７，０００世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が多数であるとき。

④　災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、且つ多数の住家が滅失したとき。

⑤　多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

(4)　被害計算の方法

①　住家については、滅失した世帯、即ち全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半焼、半壊その他著しく損傷した世帯については滅失世帯の１／２と、床上浸水又は土砂等の堆積により、一時的に居住不能となった世帯については、滅失世帯の１／３とみなして計算する。

②　被災世帯数は、家屋の棟数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。

③　飯場、下宿その他の一時的寄留世帯等については、生活本拠の所在地など総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

④　災害種別については限定しない。従って洪水、震災その他自然災害であってもその他人為災害であっても差し支えない。

(5)　適用手続

市長は、災害が発生した場合は、迅速かつ正確に市内の被害状況を確認し、被災状況が(2)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、県知事からの委任に基づき、又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、県知事に災害の状況を適宜情報提供するものとする。

(6)　災害救助法の適用と救助の程度

災害救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則（昭和３５年岡山県規則第２３号）による。

(7)　災害救助法が適用されない小災害の救助基準

災害救助法が適用されない小災害については、市長が救助の必要を認めるときは、市長の責任において救助を実施する。この場合においても、すべて災害救助法及び災害救助法施行細則による。

2　県との関係

(1)　市の実施する応急救助と災害救助法と県との関係

災害が発生し、又は発生しようとしたときは、市長は本計画の定めるところにより、応急活動を実施するとともに、その状況を速やかに県本部（県民局経由）に情報提供する。実施した応急救助については、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取り扱い、災害救助法の適用されない災害の場合は、市単独の救助として処理する。

(2)　救助の実施状況の情報提供

①　市長は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときは、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供する。

②　災害発生後、災害救助法適用期間内に処理できないときは、県本部に延長を要請する。

その要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア　延長を要する期間

イ　期間の延長を要する地域

ウ　期間の延長を要する理由

エ　期間の延長を要する避難所名、収容人員及び件数

オ　期間の延長を要する状況

３　罹災者台帳の作成

被害状況の確定調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、市は速やかに、罹災者台帳を作成する。作成に当たっては次の点に留意する。

(1)　戸籍、住民登録等と照合し正確を期すること。

(2)　罹災者台帳は、救助その他の基本となり、また世帯別救助等の実施記録となるので、救助実施状況等を具体的に記載し、整理保管する。

４　罹災証明書の発行

市長は、罹災世帯に対して、罹災証明書を交付する。ただし、罹災時の混乱等により、罹災証明書の交付ができない場合は、とりあえず仮罹災証明書を作成、交付する措置を講じ、後日速やかに、罹災証明書と取り替える。

第２項　避難及び避難所の設置

１　実施責任者

災害による避難のための立退きの指示並びに避難所の設置及び避難所への収容保護は、次の者が行う。

(1)　避難指示　　市長、警察官、海上保安官、自衛官、水防管理者、県知事又は県知事の命を受けた職員

(2)　避難所の設置　　市長又は県知事（災害救助法が適用された場合）

２　住民への伝達方法

(1)　予め定められた伝達系統による。

①　サイレン及び警鐘による信号

警　鐘	乱		打			
サイレン信号	１５秒 （吹鳴）	（休止） ２秒	１５秒 （吹鳴）	（休止） ２秒	１５秒 （吹鳴）	（休止） ２秒
信号については、適当な時間継続するものとし、 必要に応じ、警鐘信号とサイレン信号を併用する。						

②　防災行政無線

③　広報車及び放送設備を装備する車両

④　エリアメール等

⑤　有線放送及び電話等

３　避難指示等

(1)　市長

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、

必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行う。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退きを指示する。

(2)　県知事

災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第６０条の規定により、市長の実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

(3)　県知事又は県知事の命を受けた職員

洪水、高潮の氾濫又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

(4)　警察官

災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講じる。

また、(1)の市長による避難指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、速やかにその旨を市長に通知する。

(5)　海上保安官

(1)の市長による避難指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、速やかにその旨を市長に通知する。

(6)　自衛官

自衛隊法第８３条により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官職務執行法（昭和２３年法律第１３６号）第４条による措置に基づく避難その他の措置を講じる。

4　避難指示等の判断・伝達マニュアルの整備

「高齢者等避難」を位置付けるほか、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難情報の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難情報の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。

（土砂災害に関する事項）

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

（高潮に関する事項）

高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

（共通事項）

ア　高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

イ　避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

ウ　避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

5　警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命じる。

6　指示等の周知徹底

実施責任者は、周知徹底の方法として、できる限り避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、吹き流し、放送、防災行政無線、広報車、伝達員等により伝達する。

なお、高齢者等避難情報、避難指示及び緊急安全確保の発令・解除については県避難勧告等情報伝達連絡会規約に基づき放送業者の協力を得て、迅速かつ適切な伝達に努める。

7　避難者の誘導及び移送

(1)　避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察及び市が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障害のある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。

(2)　住民への避難誘導体制

①　市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

②　市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

(3)　避難の受入れ及び情報提供

①　市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

②　市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに見方に関する周知に努める。

③　市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

④　市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

⑤　避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」へ移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

⑥　市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のお

それがなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

⑦　市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

⑧　市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な待避行動を住民がとれるように努める。

⑨　市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

⑩　市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

⑪　住民への避難指示等の伝達に当たっては、防災行政無線を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

⑫　市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、予め受け入れる方策について定めるよう努める。

(4)　避難者の移送

指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、２以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。

なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、平常時にはヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には、必要に応じて、ヘリコプター等による移送を実施する。

８　指定避難所等の指定

(1)　市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。（資料16）

(2)　指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速

やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができ、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(3)　市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

(4)　市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(5)　市は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

9　避難所の開設及び収容保護

避難指示から避難所までの誘導は、それぞれ避難の指示者が行う。

避難所の開設、避難者の収容及び収容者の保護は、災害救助法が適用された場合は、県知事が実施し、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、市独自の応急対策として市長が避難所を開設し、その旨を公示する。

市長は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知させるとともに県に報告する。避難所に指定された施設の管理者は、市と緊密な連絡をとる。

市長は、避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに所要の箇所に標示板又は標識を立てておくものとする。

(1)　災害救助法による実施基準

①　収容対象者

ア　災害により現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者

イ　避難命令が出された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者

②　収容期間

災害救助法による避難所の開設、収容及び保護の期間は、災害発生の日から７日以内とするが、それ以前に必要の無くなった者については、逐次退所させ、期間内に完了する。ただし、開設期間内に罹災者が住居又は仮住居を見い出すことができない場合は、県本部に開設期間の延長を要請する。

③　費用の基準

災害救助法施行細則による。

④　避難所設置のための費用

ア　賃金職員等雇上費

イ　消耗器材費

ウ　建物の使用謝金

エ　器物の使用謝金、借上費又は購入費

オ　光熱水費

カ　仮設便所の設置費

(2)　所要物資の確保

市は、避難所開設及び収容保護のための所要物資を確保する。ただし、市において確保できない物資については、県本部に連絡する。

(3)　市職員の駐在

避難所を開設したときは、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、可能な限り各避難所に市職員を派遣し、駐在させ、避難所の保護にあたらせる。なお、駐在員は各種記録簿（避難所収容台帳、避難所収容者名簿、避難所用物品受払簿並びに避難所設置及び収容状況）を備え付け記録するとともに、次の報告を行う。

①　開設状況報告

避難所開設の日時、場所、施設名、収容状況等

②　収容状況報告

施設別収容人員、開設期間の見込み等

③　閉鎖報告

施設別閉鎖日時

(4)　応援協力関係

①　市長は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施、又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

②　市長は、自ら避難所の開設が困難な場合は、他市町村又は県に避難所の開設について応援を要請する。

(5)　福祉避難所の開設

市は、避難所に避難してきた者で、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所への避難の対象となる者がいる場合は、予め、協定を締結している福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。その際、相談に当たる保健師を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図る。

(6)　避難所の安全管理

①　市は、避難場所の運営管理にあたり、避難場所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

②　市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

なお、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等々の定期的な情報交換にも努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

③　県及び市は、必要に応じ、指定避難所における被災家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

④　避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

⑤　市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により生活環境の確保が図られるよう努める。

⑥　避難生活について、生活機能の低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図る。なお、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

⑦　新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

⑧　市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(7)　避難体制の明確化

市は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定する。とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努める。なお、避難計画の策定に当たっては、災害危険箇所の把握に努める。

第３項　食料供給

１　実施責任者

市は、災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれのある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊き出し等を実施する。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。ただし、市において実施できないときは、県本部、関係機関・団体又は隣接市町に応援を要請する。

２　実施方法

(1)　実施場所

炊き出しの実施は、避難所(食事をする場所)に近い適当な場所において実施する。

(2)　炊き出し方法

炊き出しは、市及びボランティア団体により、学校の給食施設その他の既存施設を利用して行う。

なお、炊き出し場所には、可能な限り市職員その他の責任者が立会し、その実施に関して指導するとともに、関係事項を記録する。また、炊き出しを避難施設で行うときは、避難所派遣の職員が兼ねて担当する。

(3)　物資の確保

市は、炊き出しその他食品の給与のため必要な原材料、燃料等を確保するとともに、被災状況により握り飯、缶詰等の確保をする。その方法は次のとおりとする。

①　米穀

事前に登録小売業者と協議し、登録小売業者の流通在庫から確保する。

登録小売業者の流通在庫が確保できないときは、県に確保を要請する。

②　その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

市は、①又は②による方法で米穀の確保が困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書」に基づき、中国四国農政局に緊急引渡しの要請を行い、政府米を確保することができる。

(4)　応援の要請

市において炊き出しなど、食品の供給が出来ないとき、又は物資の確保が出来ないときは、市は、県本部、関係機関・協定団体等に支援の要請をする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援の要請をする。

(5)　食品衛生

市は、炊き出しに当たっては、常に食品衛生に心掛け、手洗い設備及び食器類の消毒ができる設備を設け、感染症等の発生予防に十分留意する。

3　災害救助法の実施基準

炊き出し及び食品給与のうち、災害救助法に基づく実施基準は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費費用弁償の基準による。

(1)　対象者

①　炊き出し

ア　避難所に収容された者

イ　住家の被害が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等であって、炊事のできる方法のない者

②　食料品その他の食品の給与

床上浸水以上の被害を受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者又は食料品を喪失し、持ち合わせのない者

(2)　実施期間

災害発生の日から７日以内とする。７日以降は自力で炊事できるよう物資等を配分する。ただし、期間を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、市は、期間内に県本部に期間延長の申請をする。

(3)　費用の基準

災害救助法施行細則による。

(4)　費用の範囲

①　主食費

②　副食費

③　燃料費

④　雑費

第４項　飲料水供給

1　実施責任者

市は、災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が絶たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。また、あら

かじめ給水車両による円滑な給水活動が行えるよう給水場所を定める。（資料14）

ただし、市において実施出来ないときは、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部に応援を要請する。

２　給水方法

(1)　ろ過機による給水

自衛隊その他関係機関に依頼し、湖沼水、河川水又は汚染度の少ない井戸水等をろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

(2)　搬送給水

被害を受けていない水源池又は上水道から取水し、給水車、船舶等で搬送の上、給水する。

３　災害救助法による実施基準

(1)　対象者

災害のため、飲料水を得ることが出来ない地区に居住している者

(2)　実施期間(供給期間)

災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要に応じ、県本部の承認を得て延長することができる。

(3)　費用の基準

当該地域における通常の実費の範囲内とする。

(4)　費用の範囲

①　飲料水の輸送費及び供給のための人夫賃

②　ろ過機その他給水に必要な機械・器具の借上費、修繕費及び燃料費

③　浄水用の薬品及び資材費

④　費用の限度は、概ね１人１日当たり３リットルを供給するのに必要な範囲の額とする。

(5)　経費の負担区分

①　災害救助法の適用を受けた場合　　限度額内・・・・・・・・県負担

②　その他・・市負担

(6)　その他

①　災害救助法による給水期間は、７日以内とされており、８日目以降は市単独事業になるので、自力に切り替えるよう配慮する。

②　各給水箇所には、給水責任者を置く。

③　上水道管が被災し、給水が不可能となった場合には、避難所に設置された自動販売機の飲料水を無料供給することとする。

第５項　衣料品等生活必需物資供給

１　実施責任者

市は、災害により日常生活に欠くことができない被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与する。 ただし、災害救助法が適用された場合は、物資の確保及び輸送は、原則として県本部が行い、各世帯に対する割当て及び支給は、市において実施する。また、市において実施できないときは、他の市町村又は県に、生活必需品等の給与又は貸与に要する要員及び生活必需品等について応援を要請する。

なお、生活必需品等の供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

２　災害救助法による実施基準

(1)　対象者

①　災害により、住家に被害(全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水)を受けた者

②　被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

③　生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

(2)　給与又は貸与する品目

①　被服、寝具及び身の回り品

②　日用品

③　炊事用具及び食器

④　光熱材料

⑤　その他

(3)　物資支給の手続及び基準額

①　季別(夏季又は冬季)及び世帯構成員別被害状況により援助物資購入(配分)計画表に基づき、被害別及び世帯の構成員に応じて実情に即した割当てをする。

②　物資の確保については、原則として県本部が行い、各世帯に対する割当て及び支給は、市が行う。

③　割当てを行ったときは、速やかに世帯別に物資給与及び受領簿を作成し交付する。

④　配給は、市役所、公民館等において行う。

⑤　各罹災者に配給するに当たっては、罹災証明書等の提示を求め、物資給与及び受領簿に、受領印を徴し、物資を交付する。

⑥　支給する物資は、罹災者が一時的に急場をしのぐことができる程度のものとする。

(4)　経費の負担区分

①　災害救助法の適用を受けた場合　　限度内・・・・・・・・県負担

②　その他の場合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥市負担

(5)　物資支給の期間

災害発生の日から１０日以内に、各世帯に対して支給を完了する。ただし、１０日以内に支給できないと認めたときは、速やかに県本部に期間延長の承認を要請する。

第６項　住宅の供与及び応急修理

1　実施責任者

市は、災害により住家が全壊、全焼、又は流失したことにより、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供与する。また、土石、竹木等の住家への流入により居住することが不可能になり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活が可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する。ただし、災害救助法が適用された場合は、県と緊密な連携のもとに行う。

2　災害救助法による実施基準

(1)　応急仮設住宅の供与

①　入居対象者

災害のため、住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家も仮住家も無い者で、自らの資力では住家を得ることができない者

②　建設場所

建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、且つ保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起きないよう十分協議の上、選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

市は、相当数の被災者が居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

③　設置基準

ア　面積　　１戸当たり　２９．７㎡を標準とする。

イ　費用　　災害救助法施行細則の基準による。

ウ　設計仕様内訳　　災害発生後県本部で定める。

②　建設及び供与の期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から２０日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。なお、２０日以内に着工出来ないときは、県本部に連絡する。

供与は、完成の日から２年以内を原則とする。

(2)　応急仮設住宅の管理

①　応急仮設住宅は、市が県から委託を受けて管理する。

②　入居者が維持補修をするにあたって原形が変更される場合は、市に届け出て実施する。その場合、市は、県の指示を受けて許可する。その際、使用目的に反しないよう適切に対応する。

③　入居予定者が仮設住宅に入居したときは、市は応急仮設住宅入居者台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、県本部に提出する。

④　応急仮設住宅について、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。

⑤　要配慮者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者、障害のある人の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の建設等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

⑥　応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどのを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映するよう配慮する。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(3)　住宅の応急修理

①　実施方法

住宅の応急修理は、原則として県が行うが、県本部長が市において修理することが適当と認めたときは、市は委託を受けて修理する。

なお、修理すべき世帯の選定は市が行う。

②　応急修理の対象者

災害により、住家が破損し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、生活能力の低い者に対して行う。ただし、災害救助法の適用されない災害にあっては、独自の応急対策として市が行う。

③　応急修理の規模

ア　修理箇所

応急修理は、居室、炊事場、便所その他日常生活上欠くことのできない部分に対して、現物をもって行う。

イ　費用の基準

費用は、災害救助法施行細則による。

ウ　修理期間

期間は原則として、災害発生の日から１月以内とする。ただし、１月以内に修

理不可能と認められるときは、県本部に延長を申請する。

(4)　調査及び報告

災害が終了し、住宅の被害が確定したときは、調査結果を取りまとめ、住宅災害報告書により、県本部に状況を報告する。

第７項　障害物除去及び清掃

1　障害物除去

(1)　実施責任者

災害により、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去作業は、市が中心となり、消防団、町内会等の奉仕活動により、又は人夫及び機械器具を借り上げて実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、県地方本部が実施する。

(2)　災害救助法による実施基準

①　除去対象世帯

ア　日常生活に欠くことのできない部分に土石、竹木等が運び込まれ、著しい支障を来している世帯

イ　自己の資力では障害物を除去することのできない世帯

ウ　老人世帯、母子世帯その他の自力で除去できない世帯

②　資機材及び人員の確保

県本部土木班が資機材(スコップ、ロープ等)及び所要人員を確保するが 、災害救助法の適用されない災害にあっては、資機材及び所要人員を市が確保する。

③　費用の基準

費用は、災害救助法施行細則による。

④　除去する期間

障害物を除去する期間は、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、１０日以内に除去することが出来ないと認められるときは、期間延長の申請をする。

2　清掃

(1)　実施責任者

災害により汚染したゴミ、し尿等を速やかに処理して清潔を保ち、生活環境を整備する作業は、市が行う。

(2)　し尿処理方法

し尿運搬車両等により収集し、衛生センター等で処理する。なお、この収集処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）の基準により実施する。ただし、市において実施出来ない場合、他の市町村又は県に応援を要請する。

(3)　ごみ等収集処理方法

食物の残廃物を優先的に収集し、収集したごみはクリーンセンター備前等で処理するなど環境衛生上支障のない方法で行う。

ごみの集積場所は空き地等を利用し、収集したごみ等の運搬は、車両作業員等を借上げ雇用して実施する。

なお、この収集処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の基準により実施する。

(4)　死亡畜獣収集処理方法

死亡畜獣は原則として、保健所の指示により死亡畜獣取扱場において処理する。ただし、死亡畜獣取扱場において処理することが困難な場合は、保健所の指示を受けて環境衛生上支障のない場所で処理する。

第８項　罹災者救出

1　実施責任者

罹災者の救出は、市が実施する。

ただし、緊急を要するとき、又は市独自の力で救出不可能なときは、県本部、関係機関・団体又は隣接市町へ協力を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、県本部が実施する。

2　救出の方法

市は、救出を必要とする事態が発生したときは、直ちに県の関係機関へ連絡し、速やかに救出作業を実施する。なお、作業は、市職員、消防団員、消防職員、ボランティア等によって行う。

(1)　陸上における救出

市は、県、警察及び関係機関と連携協力して迅速かつ的確な救出救助、医療機関等への搬送活動等を行う。

(2)　海上における救出

市は、玉野海上保安部、県、警察及び関係機関と連携して、海上漂流者等の救助を行い、負傷者については、医療機関等へ搬送する。

3　災害救助法による実施基準

(1)　救出の対象

①　災害のため、現に生命又は身体が危険な状態にある者

②　災害のため行方不明の状態にあり、生死が明らかでない者

(2)　費用の基準

当該地域における通常の実費の範囲内とする。

(3)　費用の範囲

罹災者救出のため支出する費用の範囲は、概ね次の範囲とする。

①　救出に必要とする機械器具の借上費

②　機械器具の修繕代

③　燃料費

(4)　救出の期間

原則として、災害発生の日から３日以内とする。ただし、特別の事情がある場合、市は県本部に対し所要の延長申請をする。

4　応援、協力

市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

県は、自ら救出の実施又は市からの応援要請事項の実施が困難な場合、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

東備消防組合は、被害の規模に応じて緊急消防援助隊の出動を、県知事を通じ消防庁長官へ応援要請する。

警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊の出動を要請する。

第９項　医療及び助産

1　実施責任者

災害のため住民の医療が困難になった場合において、被災地の住民に対する応急的な医療及び助産の実施は、市が保健所、日本赤十字社、医師会、委託(協定)医療機関等の応援を受けて行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、県本部が実施する。ただし、同法が適用されるまでの間は、市独自の応急対策として行う。

2　救護班の編成

災害の現地において、医療及び助産救助を実施するため、次により救護班を編成し、必要に応じて出動するものとする。

①　医師１～２名、必要に応じて薬剤師１名、看護師２～３名、事務職員１名の市立病院職員をもって編成する。なお、班長は、医師のうち１名をもって充てる。

3　実施の方法

(1)　救護班派遣の方法

災害の現地において医療の必要があるときは、救護班を派遣して行う。なお、被災地内の適当な医療施設を利用することが妥当と認められるときは、施設所有者と協議して使用する。

(2)　委託(協定)医療機関等による方法

災害地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、その医療機関に委託して行う。

(3)　救護所の設置

被災地の実情により、適当な場所に応急救護所を設けるとともに、被災地内又は近接の市町村の病院又は外来の診療施設を臨時救護施設として設ける。

ただし、必要に応じて巡回救護も行う。

(4)　移送及び収容

医療を要する者の状態が重傷で、施設への収容を必要とするときは、適当な医療施設へ移送して治療を行う。

(5)　他からの応援の要請

市は、被災地において医療及び助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県にその旨連絡し、応援の要請を行う。ただし、緊急を要する場合は医療機関・団体及び隣接市町に対して要請する。

４　災害救助法による実施基準

(1)　救助対象者

①　医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

②　助産救助

災害発生時（災害発生前後７日以内）に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2)　救助の範囲

①　医療の範囲

ア　診療

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療及び施術

エ　看護

オ　病院又は診療所への収容

②　助産の範囲

ア　分娩の介助

イ　分娩前後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3)　救助の程度

医療及び助産の救護は、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による医療・助産保護に定める程度による。

(4)　救助の期間

①　医療救護の実施は、災害発生の日から１４日以内

②　助産救護の実施は、分娩の日から７日以内

ただし、上記の期間で救助を打ち切ることが出来ないときは、市は県本部に期間延長の要請を行う。

(5)　費用の基準

①　医療の費用

ア　使用した薬剤、治療材料及び医療器具の消耗破損の実費

イ　救護班及び医療班の派遣実費

ウ　医療機関による費用（社会保険診療報酬の例による額）

②　助産の費用

産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置等の実費、また、助産師による場合は、その地域の慣行料金の８割以内の額

③　費用の請求

ア　救護班の費用の請求

救護又は医療に要した経費の請求書により、保健所を経由して、県本部へ提出する。

イ　医療機関の費用の請求

医療券により福祉事務所へ提出する。提出された医療券は、県本部に一括請求する。

(6)　医薬品及び衛生材料の確保

医療及び助産救助の実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、従事する医療機関の手持品を繰替使用する。ただし、必要な量の調達が困難なときは、県に連絡の上、調達し、及び確保する。

５　災害救助法の適用されない災害における費用の負担

災害救助法の適用されない災害における費用は市が負担する。ただし、他の制度により負担が定められているものについては、この限りでない。

(1)　医療及び助産の費用

災害救助法による実施基準に準じる。

(2)　救護班として医療活動に従事した医師、看護師その他の者が、そのために死亡し、負傷し疾病にかかり、又は廃疾となったときの災害補償は、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第６９条の規定に基づき岡山県市町村総合事務組合が定めた条例の非常勤の職員の公務災害補償に係る規定の例による。

第１０項　遺体の捜索、検視、処理及び埋火葬

１　実施責任者

市は、警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収

容し、海上保安部は、市、警察と連携をとりながら遺体の捜索を行う。

警察又は玉野海上保安部は、県医師会、県歯科医師会等の協力を得て、収容した遺体について遺体の検視、身元確認等を行う。

市は、自ら遺体の捜索、処理、埋葬等を実施することが困難な場合は、県、隣接市町又は関係機関・団体に応援を要請する。

災害救助法が適用された場合においては、県本部が実施する。

２　実施方法

(1)　遺体を発見したときは、速やかに警察に連絡し、遺体の検視を待ってから遺体を処理する。

(2)　遺体の処理は、市において医師又は看護師により、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(3)　遺体は遺族等に引き渡すことを原則とし、身元不明などによるものは、市において適切に措置する。

遺体の埋葬については、次の点に留意する。

①　事故等による遺体については、警察署から引き継ぎを受けた後、処理する。

②　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。

③　被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いをする。

(4)　応援の要請

市において埋葬等の実施ができないときは、関係機関・団体の応援及び協力を得て実施する。

３　災害救助法による実施基準

(1)　捜索

①　対象者

災害時に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者

②　捜索の方法

県知事又は県知事の委任を受けた市長が、警察、消防機関その他の機関の協力を得て行う。

③　捜索の期間

災害発生の日から１０日以内とする。ただし、期間内において捜索を打ち切ることが出来ないときは、県本部に期間延長の申請をする。

④　費用の範囲

遺体捜索に要する費用として認められる範囲は、次のとおりである。

ア　借上費

イ　修繕費

ウ　燃料費

(2)　遺体の調査及び処理

①　遺体処理を行う場合

遺体処理は、災害により社会混乱を来し、その処理を要するときに行うものとし、埋葬救助の実施と一致することを原則とする。

②　遺体処理の内容

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体識別のための処置として行う。

イ　遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の期間を必要とし、又は死亡者が多数のために、短時間の埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。

ウ　検視等

遺体について、死因その他の医学的検査をする。

③　遺体処理の期間

災害発生の日から１０日以内とする。ただし、期間内において遺体処理を打ち切ることができないときは、市は県本部に期間延長の申請をする。

④　費用の範囲及び限度

遺体処理に要する費用として認められる範囲及び限度は次のとおりとする。

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則による。

イ　遺体の一時保存のための費用

・既存建物利用の場合は当該施設の借上実費

・仮設の場合は１体１坪以内とし、額は災害救助法施行細則による。

ウ　検察料

医療班が実施した場合は支出しないが、その他の場合で必要とするときは、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(3)　遺体の埋葬

①　埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者で、災害のため、諸般の事情により遺族が埋葬を行うことが困難なとき。

②　埋葬期間

災害発生の日から１０日以内とする。ただし、期間内において埋葬救助を打ち切

ることが出来ないときは、市は県本部に期間延長の申請をする。

③　費用の範囲及び限度

ア　費用の範囲

棺、骨壺又は火葬に要する費用で、埋葬の際の賃金職員等雇上費及び輸送に要する経費を含む。

イ　費用の限度

埋葬費用の限度は、災害救助法施行細則の基準による。

なお、満１２歳に達した者は大人として、満１２歳未満の者は小人として扱う。

第１１項　防疫及び保健衛生

１　実施責任者

市は、生活環境の悪化した被災地において、罹災者の疾病を未然に防止するため、迅速に防疫、保健衛生活動を実施する。ただし、市において十分な防疫活動ができない場合には、県本部に協力を要請する。

２　実施の方法

(1)　検病調査及び健康診断

市は、県が行う被災者の検病調査、健康診断及び衛生指導に協力する。

(2)　消毒等

被災直後に、環境衛生指導員等の協力を得て、家屋その他の場所の消毒等を実施する。

(3)　仮設トイレの設置

避難場所の生活環境を確保するため、仮設トイレを備蓄し又は不足する場合にはリース業者等の協力を得て、仮設トイレを早期に設置する。

(4)　ねずみ、昆虫等の駆除

汚物堆積地帯その他に対し、殺虫・殺そ剤を散布する。

(5)　避難所の防疫

避難者の健康状況の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

(6)　臨時予防接種

予防接種による予防措置を講じる必要がある場合は、県の指示により臨時予防接種を実施する。

(7)　動物の管理

被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。

(8)　要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者やＮＰＯ・ボランティア等の協力を得ながら計画的に実施する。

(9)　巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

第１２項　災害弔慰金等支給

１　災害弔慰金の支給

災害弔慰金は、災害救助法の適用による災害又はこれに準じる災害で、厚生労働大臣が定めた災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、１人当たり２５０万円（世帯の生計を維持していた者の場合は５００万円）を支給する。

２　災害見舞金の支給

災害見舞金の支給は、次の表により実施するものとする。

死亡弔慰金	１人当たり	１０万円以内
傷害見舞金	〃	２万円以内
住家の全焼、全壊又は流失	１世帯当たり	５万円以内
住家の半焼又は半壊	〃	３万円以内
住家の床上浸水(災害救助法適用の場合のみ)	〃	１万円以内

３　災害援護資金の貸付け

災害援護資金の貸付けは、災害救助法の適用による災害又はこれに準じる災害で県の救助が行われた災害に対し、災害の種類、程度及び区分に応じ、次により貸付けを行う。

(1)　世帯主が、療養に要する期間がおおむね１月以上の負傷をした場合
１５０万円以内

(2)　家財について、被害金額が、その価格のおおむね１／３以上の損害を受けた場合
１５０万円以内

(3)　住家が半壊した場合　１７０万円以内

(4)　住家が全壊した場合　２５０万円以内

(5)　(1)と(2)が重複した場合　２５０万円以内

(6)　(1)と(3)が重複した場合　２７０万円以内

(7)　(1)と(4)が重複した場合　３５０万円以内

(8)　住家の全体が滅失し、若しくは流出し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合

３５０万円以内

第１３項　災害義援金品募集配分

１　実施機関

災害義援金品の募集及び配分は、次の関係機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、協議して決定する。

(1)　関係機関

市福祉事務所、備前市社会福祉協議会及び民生委員協議会

（必要があるときは、学校その他公共的団体を加えることができる。）

２　募集方法

(1)　市の区域内に大災害が発生した場合

市は地域住民に対して、それぞれの機関を通じて災害義援金品の拠出を呼び掛けるとともに、県知事に対しても協力を要請する。

(2)　県内又は他の都道府県に大災害が発生した場合

市は関係機関と協議し、それぞれの機関を通じて義援金品の拠出を呼び掛ける。

３　配分方法

関係機関に拠出された義援金品は、福祉事務所で引き継ぎ、集積のうえ、次の基準を参考にして、民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即した配分を行う。

(1)　配分基準

①　一般家庭用物資

全失世帯	1
半失世帯	１／２
床上浸水世帯	１／３

②　無指定金銭

死者（行方不明で死亡と認められる者を含む。）及び全失世帯	1
重傷で障害が相当程度残る者及び半失世帯	１／２
その他の重傷者及び床上浸水世帯	１／３

(2)　配分の時期

配分は、できる限り受け付け、引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金品が少量少額のときは、世帯別配分を不可能にし、かつ、輸送等に係る労力及び経費の浪費ともなるので、一定量に達したときに行うなど、配分の時期には十分留意して行う。

４　義援金品の管理

(1)　金銭の管理

現金は銀行預金等の確実な方法で保管管理するとともに、金銭出納簿を備え付け、

出納の状況を記録し、経理するものとする。

(2)　顛末の記録

義援金品募集配分機関は、災害義援金品受払簿を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

5　費用

義援金品の募集及び配分に要する労力等は、無料奉仕とし、輸送その他に要する経費は、それぞれの実施機関において負担する。

ただし、実施機関における負担が不可能な場合は、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えない。

6　募集、配分及び輸送車両の調達

義援金品の集荷配分については、関係機関の協力により市福祉事務所があたるが、市の輸送力で対処できない場合は、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は車両の確保につき応援を要請する。

第１４項　集団事故総合救助対策

交通事故、爆発、有害物質の流失等により、一時に多数の死傷者が生じ、平常体制では救急対策が不可能な場合に、関係機関・団体による総合救急体制を確立し、迅速かつ適切な応急活動を実施する。

1　事故発生時の措置

(1)　事故発生責任者（企業体等）

①　事故が発生し、又は事故の発生を予知したときは、東備消防組合消防本部、消防署及び備前警察署に通報する。

②　自力による最大限の救急活動を実施する。

③　救急等関係機関に連絡し、協力援助を受ける。

④　事故発生責任者は総合救急体制に参加し、それぞれの分野に所属して、全力を挙げて救急及び防災活動を実施する。

(2)　通報を受けた機関は、救急出動をするとともに、災害の規模、状況等を調査及び判断の上、当該機関の長において必要と認めるときは、市長に対し応急対策の実施を要請する。

(3)　市長は、発生事故に対する応急対策実施の要請を受けたとき、又は通報その他により事故の発生を覚知し、必要があると認めたときは、本計画による非常体制をとり、市本部を設置し、応急対策を実施する。

①　市本部組織により、発生事故に対応した非常配備を行う。

②　所要の関係機関・団体、地区住民等に対し応援及び協力を要請するとともに、県知事及び日本赤十字社岡山県支部に通報し、必要な援助措置を要請する。

③　災害の規模又は状況により、現地災害対策本部又は地区災害対策部を設置する。

(4)　事故対象物が特殊な物質で、救急対策等を実施するために、特別な知識を必要とする場合は、当該知識を有する専門者又は学識経験者に協力応援を要請する。

2　集団事故総合救急体制の主要なる機能及び協力機関

主な機能	内　　容	協　力　機　関
総合調整	情報の収集、相互連絡、判断の統一、各機関の活動の総合調整、通報連絡、負傷者収容その他必要とする施設の確保、報道、渉外	現地災害対策本部、地区災害対策部、防災関係機関・団体の責任者
消防	現場の危険排除、災害の鎮圧、警戒区域の設定と出入規制	東備消防組合、備前警察署
警備	現場の治安及び秩序の維持、交通規制、整理及び誘導	備前警察署
救助・救出	負傷者の救助	東備消防組合、備前警察署、防災関係機関の救出班
救急・搬送	救急車による病院及び収容所等への搬送、搬送中の傷病看護、搬送車両等の確保	東備消防組合、備前保健所東備支所、日本赤十字社その他の医療機関
救急医療	現場の救急医療、負傷者の応急措置、収容病院等への連絡及び指示	日本赤十字社その他の医療機関、備前保健所東備支所
資機材等補給	各種資機材の補給	東備消防組合、備前警察署 県出先機関及び要請を受けた者
遺体収容	検視（見分）及び身元確認等 仮安置所の設置	備前警察署、市

3　総合救急体制整備対策

市及び救急関係機関・団体は、相互に協議して総合救急対策について常に緊密な体制を保持するよう努め、応急活動の実効を期すること。

4　費用の負担

(1)　医療機関に係る費用の負担は、「第８節　第９項　医療及び助産」の定めるところによる。

ただし、事故発生責任者の責に帰すべき原因による災害の場合は、市が負担した費用について、当該事故発生責任者が負担する。

(2)　関係法令等により定められている費用の負担は、その定めるところによる。

(3)　応急対策活動のため負傷等を受けた災害補償は、協力及び援助を要請した者の責任において、関係法令に基づき処理する。

第９節　上下水道及び電気事業対策

第１項　上下水道施設

1　上水道施設

(1)　実施責任者

市が実施するが、被害状況によっては公益財団法人日本水道協会岡山県支部等の関係機関・団体の協力を要請する。

(2)　施設保護

①　水源保護

ア　常時点検整備し、必要の都度、補修して万全を期する。

イ　取水施設の所在地付近は特に注意し、水源汚染の疑いがある場合は、直ちに取水を中止し、速やかに水質検査をする。

②　配水施設保護

定期又は臨時に巡視点検し、必要の都度、補修して万全を期する。また、災害により配水管が破損した場合は、早急に漏水を防止する。

③　その他の施設保護

電気施設については、常時点検整備し、万全を期する。

(3)　防災対策

上水道の設備を災害から防護し、被害の発生時における飲料水の供給を確保するため、市は、次に掲げる対策を実施する。

①　業務分担制を整備し、危険箇所の早期発見に努める。

②　停電時に備え、給水に万全を期する。

③　水源地が低地帯にあるものは、浸水防除の措置を講じる。

④　機械器具の点検整備を行うとともに、機関部門全壊の場合の対策を検討しておく。

2　下水道施設

(1)　実施責任者

市が実施するが、被害状況によっては岡山県下水道協会等の関係機関・団体の協力を要請する。

(2)　施設保護

①　定期又は臨時に巡視点検し、必要の都度、補修して万全を期する。また、災害により下水管が破損した場合は、早急に漏水を防止する。

②　機械及び電気設備については、常時点検し、万全を期する。

(3)　防災対策

下水道の設備を災害から防護し、被害の発生時における下水処理を確保するため、市は、次に掲げる対策を実施する。

①　災害による破損箇所の早期発見の体制づくりに努める。

②　停電時におけるポンプ等の停止を避けるため、必要な措置を講じる。

③　ポンプ場及び処理場の機械及び電気設備の整備点検を行うとともに、機関部門全壊の場合の対策を検討しておく。

④　下水道施設の浸水防除対策を推進する。

第２項　電力施設

(1)　実施責任者

中国電力ネットワーク株式会社

(2)　応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、中国電力株式会社において、それぞれ非常配置体制を整え、相互に密接な情報連絡を取り、非常災害に対処するとともに、次に掲げる事項については適切な処置を行う。

①　洪水期における発電所及び変電所の防護及び応急対策

②　重要発電所及び変電所の電力供給体制の確保

③　送配電線の防護及び応急対策

④　送配電線の優先順位の確保

⑤　電力保安用通信施設の確保

⑥　その他電力供給確保に必要な事項

第１０節　文教対策

第１項　児童生徒等の安全措置

1　災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各校長及び園長（以下「校長等」という。）は、臨時に授業を中止し、児童生徒等を登校させないものとし、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第４８条及び第７７条の規定により市教育委員会へ報告する。

2　校長等は、登下校途中及び在校時に災害が発生した場合を想定して、避難訓練等を実施するとともに、予め避難場所の所在地、名称、収容可能人員等を学校防災計画に明示するものとする。

3　避難予定場所の所在地及び名称については、常に児童生徒等及び保護者に周知徹底させておく。また、災害発生の場合は、保護者に児童生徒等の動向を連絡できるような体制を考慮する。避難所へ収容した児童生徒等は、速やかに保護者に引き渡す。

第２項　教材、学用品等の支給

１　実施機関

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失し、又は損傷し、かつ、学用品を直ちに入手することが出来ない状態にある児童及び生徒に対して、市は、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る。

２　実施方法

(1)　支給種別

①　災害救助法適用による支給

災害救助法適用世帯の児童及び生徒並びに被災教科書の調査をして、災害救助法に定める学用品の給与により、教科書及び文房具、通学用品の支給を行う。

②　災害救助法適用時で、住家が被災しなかった場合の斡旋

災害救助法は適用されたが、児童及び生徒の属する世帯の被害が床下浸水以下の場合、経費は本人の負担とする。調達の方法は、災害救助法適用分と併せて調達する。

③　災害救助法不適用時での被災者への斡旋

災害救助法の適用は受けなかったが、同一時の災害で他市町村に災害救助法が適用され、かつ、その災害で教科書を失った者がある場合は、同様に調達の斡旋を行う。

３　災害救助法による実施基準

(1)　支給対象者

住家が焼失、流失、倒壊、半焼、半壊又は床上浸水による被害を受けた小学校児童及び中学校、高等学校等生徒で学用品を喪失又は損傷したもの。

(2)　教科書及び文房具等の調達

県本部より教科書及び文房具等の調達を指示されたとき、並びに災害救助法不適用時の被災児童及び生徒への教科書及び文房具等の調達確保する物資は、概ね次のとおりとする。

①　教科書

②　文房具

③　通学用品

(3)　学用品の調達、割当て及び配分手続

①　調達

ア　教科書については、所要冊数を、教科書特約供給所を通して取り寄せ、配本する。

イ　文房具及び通学用品等は、最低必要量を確保し、臨時授業所等に急送する。

②　割当て

県本部から学用品支給基準の通知を受けたときは、速やかに各児童及び生徒の学用品割当台帳に割り当てる。

③　給与券の発行

市は、物資の割当てをしたときは、給与券を各児童及び生徒ごとに作成し、本人又は保護者に交付する。

④　支給

市は、受領書と引換えに学用品を各児童及び生徒ごとに支給する。

４　費用の基準

(1)　教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和２３年法律第１３２号）に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又は承認を受けて使用している教材を支給するため、実費とする。

(2)　文房具、通学用品等

災害救助法施行細則の基準による。

５　支給期間

(1)　教科書

災害発生の日から１月以内

(2)　文房具、通学用品等

災害発生の日から１５日以内

ただし、期間内に支給することが困難なときは、県本部に期間の延長を要請する。

第３項　教育施設の確保

教育施設の応急対策

被害施設の状況を速やかに把握し、電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則の規定により報告する。また、関係機関と密接な連絡のうえ、次の応急措置を講じる。

(1)　被災校舎の応急修理

①　災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

②　被災建物で、大破以外の被害建物は、応急修理のうえ、使用する。この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後、使用する。

(2)　臨時校（園）舎の応急措置

応急修理により使用不能の場合は、無災害又は被害の少ない地域の学校、公民館又は公会堂の施設を借り上げる。

①　他校使用の場合

できるだけ一定箇所を区画し、他の児童生徒等の授業等に支障を与えないよう、

配慮する。

②　本来の校舎以外の建物の利用

公民館、公会堂その他の施設を臨時校舎として使用する場合は、給水、給湯、便所その他の設備を整備し、採光、通風等についても配慮する。

第４項　社会教育施設等の保護

１　社会教育施設の応急対策

社会教育施設の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被害を最小限度にとどめなければならない。被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に解放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士による構造上の安全を確認の上、使用する。

２　文化財の応急対策

国の文化財が滅失し、又はき損した場合は、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）の規定により市及び岡山県教育委員会を経由して文化庁長官へ届け出る。

県指定の文化財の場合は、岡山県文化財保護条例（昭和５０年岡山県条例第６４号）の規定により、市教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

市指定文化財の場合は、備前市文化財保護条例（平成１７年備前市条例第１１５号）の規定により、市教育委員会に届け出る。

応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国又は県の技術指導により実施するものとし、国指定の文化財は文化財保護法、県指定の文化財は岡山県文化財保護条例、市指定の文化財は備前市文化財保護条例の規定により、補助金の申請又は交付を行う。

第５項　学校運営

１　給食の措置

給食物資の被害については、岡山県災害報告規則により報告を行うとともに、被災しなかった物資の保全に努めなければならない。なお、文部科学大臣指定物資は免税その他の特別措置を受けている物資であるため、県給食会に報告し、指示があるまで処分してはならない。また、学校給食は、災害による炊き出しが行われた場合は休止する。

学校給食を再開する場合は、次の点に留意する。

(1)　施設及び設備の整備を速やかに行うこと。

(2)　文部科学大臣指定物資（輸入牛肉を除く。）不足の場合は、需要申請書を提出し、物資を受領すること。

(3)　開始の見込みが立てば開始届けを提出し、水害等で衛生上の問題があるときは保健

所の指導及び県教育委員会の指示を受けること。

２　教職員の確保について

補充を要する教職員については、教員採用候補者中から確保する。なお、不足する場合は、臨時的任用により補充し、臨時的任用による補充が困難な場合は、隣接の学校へ協力を求める。

以上の方法によっても不足する場合は、二部授業を採用する。

第１１節　交通輸送の確保

第１項　道路交通対策

災害時に交通が途絶し、又は混乱した場合、その状態を速やかに回復して、交通秩序の確立と被災地に対する緊急輸送の確保を図る。

１　交通情報の把握

備前警察署と連絡を密にして、市内の交通事情の実態の把握に努め、公安委員会の行う通行に関する各種の規制に手違いを来さないように協力し、かつ、交通の適性を図る。

また、市道等が鉄道と平行している場所において、道路が陥没等斜面崩落の可能性が疑われる場合には、直ちに西日本旅客鉄道株式会社に情報提供を行うこととし、連絡体制を確立する。

２　交通規制

災害等により交通施設、道路等の危険な状況が予想されるとき、発見したとき、又は通報等により了知したときは、被災地及びその付近の状況により、警察、道路管理者その他関係機関は緊密な連絡の下に、次の区分により交通整理、迂回等の適切な処置を講じる。

実施責任者		範　　囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県　知　事 市　　長	１道路の破損、欠壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 ２道路についての工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４６条
警察	公安委員会 警察署長 警　察　官	１災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送を確保するため、必要があると認められる場合 ２道路における危険の防止その他交通の安全及び円滑を図るため、必要があると認められる場合 ３道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合	災害対策基本法第７６条

３　道路交通の確保対策

(1)　道路パトロールを強化し、危険箇所及び災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握する。

(2)　危険箇所又は災害箇所を発見した場合は、被害状況を調査し、必要な交通規制を行うとともに、これに代わる迂回路指定その他の措置を講じる。同時に応急措置を講じ、速やかに道路交通の確保に努める。

(3)　電力、水道その他道路占用工作物の被害による道路の障害が発見された場合は、直ちに関係機関に連絡し、必要な措置を講じる。

第２項　輸送補給対策

１　実施機関

被災者及び災害応急対策要員の移送並びに災害応急対策用物資の輸送は、その応急対策を実施する機関が行う。各実施機関において輸送力が不足するときは、他の機関に応援を要請する。

２　輸送力の確保

(1)　災害輸送は、被災地の状況を総合的に判断し、次に掲げるもののうちから、最も適切な方法による。

①　自動車による輸送

②　列車による輸送

③　航空機による輸送

④　自衛隊派遣による輸送

⑤　人夫等による輸送

⑥　船舶等による輸送

(2)　輸送力確保のため、市本部は次の措置を講じるものとする。

①　市有車両を掌握し、輸送力の調整確保措置を講じる。

②　必要に応じ、次の順番により災害時の緊急輸送を要請する。

ア　指定地方公共機関又は関係団体

イ　輸送業者

ウ　協定締結団体（岡山県水難救済会等）

③　市域において輸送力が確保できないときは、市長は県本部に応援を要請する。

3　輸送記録

災害輸送関係者は、次に掲げる輸送に関する記録を作成し、整備保管する。

(1)　車両・船舶等使用書

(2)　輸送記録簿

(3)　燃料等受払簿

(4)　修繕費支払簿

4　費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送又は車両、船舶等の借上げは、市内の慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。

官公署及び公共機関保有の車両使用については、燃料費負担程度とする。

自家用自動車等の借上げについては、謝金として輸送業者に支払う料金の範囲内で、所有者と協議して定める。

輸送費又は借上料の請求には、債権者から輸送明細書を請求書に添付して提出させる。

なお、協定締結団体による輸送費等の請求は、それぞれの協定に従い処理する。

5　災害救助法による輸送の基準

災害救助法による救助実施のための輸送は次の範囲とし、輸送の期間は各救助の実施期間中とする。

(1)　罹災者を避難させるための移送

(2)　医療及び助産のための移送

(3)　罹災者救助のための輸送

(4)　飲料水及び救助用物資の輸送

(5)　遺体捜索及び遺体処理のための輸送

第１２節　特殊災害

第１項　危険物等保安対策

１　実施機関

(1)　危険物及び関係施設の所有者、管理者及び占有者

(2)　県

(3)　市

(4)　東備消防組合

(5)　備前警察署

２　応急措置

(1)　危険物及び関係施設の所有者、管理者及び占有者

①　石油類

ア　施設内の使用火気は完全消火し、施設内の電源は状況に応じ保安径路を除いて切断する。

イ　施設内における貯蔵施設の補強・保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。

②　火薬類

ア　貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、移動の措置を講じ、見張りを厳重にする。

イ　移動措置を講じる余裕がない場合は、火薬類を水中に沈めるなど、安全措置を講じる。

ウ　火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、防火措置を講じるとともに、必要に応じ、付近住民に避難の警告を行う。

エ　吸湿、変質、不発、半爆等のため、著しく原性能若しくは原形を失い、又は著しく安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

③　高圧ガス

ア　製造施設又は消費施設が危険状態になったときは、作業を中止するとともに、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に放出し、この作業に必要な作業員のほかは避難させる。

イ　販売施設、貯蔵所、充填した容器等が危険な状態になったときは、容器等を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかは避難させる。

ウ　消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に避難の警告を行う。

エ　充填容器が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを廃棄し、充填した容器を適切に処分する。

① 有害物質

ア　特定有害物質が大量に放出し、又はばい煙等が大量に発生し、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに、速やかに復旧措置を講じる。

イ　市長又は県知事に事故発生を通報するとともに、必要に応じ、付近住民等が避難するために必要な措置を講じる。

ウ　市長又は県知事の措置があった場合は、これに従う。

(2)　県及び東備消防組合

①　石油類

ア　引火し、若しくは爆発し、又はそのおそれがあると判断した場合は、関係者と連絡を取り、立入禁止区域の設定又は区域住民に対する避難若しくは立退きの命令若しくは制限をする。

イ　火災の防御は消防機関が実施するが、火災の状況、規模等により、化学消火剤の確保及び化学消防車の派遣要請の措置を講じる。

ウ　タンク等の全部又は一部の使用停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。

②　火薬類（県及び東備消防組合（煙火の消費のみ））

ア　製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬類の全部又は一部の使用停止を命じる。

イ　火薬類を扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄の一時禁止又は制限をする。

ウ　火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。

③　高圧ガス（東備消防組合）

ア　製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を停止する。

イ　製造、販売、貯蔵、移動、消費又は廃棄を禁止又は制限する。

ウ　高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は移送を命じる。

④　有害物質

市長は通報により、又は自ら有害物質による被害を覚知したときは、必要に応じ、県に通報するとともに、区域の住民等に対する警戒区域の設定による立入禁止、避難の勧告等を行う。

(3)　備前警察署

①　県、市及び消防機関と連絡を取り、保安措置の指導及び取締りを行う。
警戒区域の設定、付近住民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。

②　市長からの要求があったときは、占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大

を防止するため、必要な限度において設備及び物件の除去、保安その他必要な措置を講じることを指示する。

第２項　放射性物質災害対策

放射性物質の取扱中の不注意又は輸送中の交通事故等により、放射性物質の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害から住民を守るため、市その他防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な連携の下に各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図る。

１　実施内容

(1)　放射性物質の製造、使用、運搬等の取扱者の措置

①　事故が発生し、その影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合は、関係法令の定めるところにより、直ちに関係機関へ連絡する。

②　事故の状況に応じ、次の応急措置を講じるとともに、警察、消防機関等の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従って活動する。

(2)　市の措置

①　市は通報等により、放射性物質による事故の発生を知った場合は、直ちに県に通報する。

②　事故の状況に応じ、次の措置を講じる。

ア　消火及び当該放射性物質への延焼防止

イ　警戒区域の設定による立入制限

ウ　避難指示

エ　汚染拡大防止及び除去

オ　医療機関との連携による放射線を受けた者又は受けたおそれのある者の救出

カ　地域住民に対する広報

キ　その他放射線障害の防止のために必要な措置

第３項　海上流出油及び海上災害対策

大量の石油類の海上への流出等により、沿岸住民の生命、身体及び財産に多大の被害を及ぼすおそれのある大規模な災害が発生した場合、市長は玉野海上保安部と連携し、流出油防除活動、被害拡大防止その他の応急対策を実施することにより、被害の軽減を図る。

１　実施内容

(1)　被害状況の住民への伝達

被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止その他の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命じる。

(2)　巡視及び警戒

沿岸漂着油の防除措置を講じるとともに、地元海面の浮流油を巡視し、及び警戒する。

(3)　拡散防止措置

①　事故貯油施設の所有者等に対し、海上の石油等流出防止措置について指導する。

②　消防計画等により、消防隊を出動させ、玉野海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び流出危険物の拡散防止活動を実施する。

(4)　応援の要請

火災の規模が大きくなり自己の消防力では対処できない場合、又は更に消防力を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他防災関係機関に対して、応援を要請する。

第５章　災害復旧計画

第１節　計画の目的

災害復旧に対する応急対策の実施後において、被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金、被災者の生活と生業の維持回復のための資金確保等について、必要な事項を定め、迅速かつ完全な災害復旧の実施を図ることを目的とする。

第２節　施設災害復旧計画

１　基本方針

(1)　応急対策を実施した後、できるだけ迅速に着工し、短期間で完了するよう努める。

(2)　災害復旧は、災害の再発防止、保安及び公共施設の復旧を優先し、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、災害関連改良事業を行うなど施設の向上を配慮する。

２　復旧計画

災害復旧に関しては、各種法令の規定により、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工及び短期完成を図るものとする。

【災害復旧事業の種類】

(1)　公共土木施設災害復旧事業

①　河川災害復旧事業

②　海岸災害復旧事業

③　砂防設備災害復旧事業

④　林地荒廃防災施設災害復旧事業

⑤　地すべり防止施設災害復旧事業

⑥　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

⑦　道路災害復旧事業

⑧　港湾災害復旧事業

⑨　漁港災害復旧事業

⑩　下水道災害復旧事業

⑪　公園災害復旧事業

(2)　農林水産業施設災害復旧事業

(3)　都市災害復旧事業

(4)　水道災害復旧事業
(5)　住宅災害復旧事業
(6)　社会福祉施設災害復旧事業
(7)　公立医療施設、病院等災害復旧事業
(8)　学校教育施設災害復旧事業
(9)　社会教育施設災害復旧事業
(10)　その他の災害復旧事業

第３節　災害復旧事業に伴う財政援助

災害復旧事業費の決定は、県知事の報告、市長が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）に基づき援助される事業は次のとおりである。

１　法律により一部負担又は補助されるもの

(1)　法律

①　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）
②　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和２８年法律第２４７号）
③　公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）
④　土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）
⑤　海岸法（昭和３１年法律第１０１号）
⑥　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）
⑦　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）
⑧　予防接種法（昭和２３年法律第６８号）
⑨　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）
⑩　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和３０年法律第１３６号）
⑪　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和４７年法律第１３２号）

(2)　要綱等

①　公立諸学校建物其他災害復旧費補助
②　都市災害復旧事業国庫補助

③　上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

２　激甚災害に係る財政援助措置

(1)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

①　公共土木施設災害復旧事業

②　公共土木施設災害関連事業

③　公立学校施設災害復旧事業

④　公営住宅等災害復旧事業

⑤　生活保護施設災害復旧事業

⑥　児童福祉施設災害復旧事業

⑦　老人福祉施設災害復旧事業

⑧　障害者支援施設等災害復旧事業

⑨　婦人保護施設災害復旧事業

⑩　感染症指定医療機関災害復旧事業

⑪　感染症予防事業

⑫　堆積土砂排除事業

⑬　湛水排除事業

(2)　農林水産業に関する特別の助成

①　農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置

②　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

③　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

④　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

⑤　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

⑥　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

⑦　共同利用小型漁船の建造費の補助

⑧　森林災害復旧事業に対する補助

(3)　中小企業に対する特別の助成

①　中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）による災害関係保証の特例

②　小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和３１年法律第１１５号）による貸付金の償還期間の特例

③　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4)　その他の財政援助措置

①　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

②　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

③　市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

④　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

⑤　水防資機材費の補助の特例

⑥　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

⑦　公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設並びに林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

⑧　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）による求職者給付の支給に関する特例

第４節　生業回復等資金の確保

１　基本方針

被災者の生活安定及び事業回復のための資金については、国、県、市及び各種金融機関の協力の下に、既存の各法令及び制度の有機的運用により、所要資金を確保するよう配慮する。

２　災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

(1)　個人被災者への融資等

災害により被害を受けた個人の生活の安定のため、県、市その他関係機関は次の生活支援策を実施する。

①　災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対して、市を通じて災害弔慰金を支給する。

②　災害障害見舞金の支給

災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して、市を通じて災害障害見舞金を支給する。

③　被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

④　災害援護資金の貸付け

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、市を通じて災害援護資金を貸し付ける。

⑤　生活福祉資金の貸付け

災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会を通じて生活福祉資金を貸し付ける。

⑥　母子福祉資金の貸付け

災害により被害を受けた母子世帯及び児童に対して、県及び市は、母子福祉資金を貸し付ける。

⑦　公的負担の免除等

県及び市においては、被災状況等を勘案し、必要に応じて市税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じるものとし、国に対しても同様の措置を講じるよう要請する。

⑧　罹災証明の交付

市においては、上記の支援策を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に対して罹災証明を交付する。また、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

⑨　被災者への広報

市においては、被災者の再建・自立に対する援助及び助成措置について、被災者への広報に努め、できる限り法律相談を含めた総合的な相談窓口等を設置する。

(2)　被災中小企業への融資等

災害により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や、政府系中小企業金融機関の融資により、施設の復旧等に必要な資金又は事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県及び市は、次の措置を講じる。

①　中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府系中小企業金融機関等に対し、融資の協力を要請する。

②　金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。

③　信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。

④　特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置等について国に要請する。

⑤　市及び中小企業関係団体は、特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。

⑥　市商工振興融資制度及び岡山県中小企業振興資金融資制度（災害資金）による融資を優先的に行う。

⑦　国、県及び市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(3)　農林漁業関係者への融資等

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進及び経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に、市は、次の措置を講じる。

①　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。

②　株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あっせんを実施する。

③　農業災害補償法（昭和２２年法律第１８５号）に基づく農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速化及び適正化を図るよう要請する。

(4)　住宅関連融資等

県及び市は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成１７年法律第８２号）の規定による次の資金の融通が適用される場合には、災害により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金の斡旋を行う。

①　災害復興住宅資金

②　地すべり等関連住宅資金

③　宅地防災工事資金

④　産業労働者住宅資金

⑤　マイホーム新築資金

⑥　リフォームローン

３　義援金品等の配分計画

(1)　義援金品の募集

県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金品を募集する。

(2)　義援金品の受付

県及び関係団体は、義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

(3)　義援金品の配分

県、関係団体及び被災市等は、義援金配分委員会を組織し、義援金品の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

第５節　低所得者及び生活困窮者に対する住居確保

１　低所得者に対する住宅融資対策

低所得世帯又は母子世帯で、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することが出来なくなったもので、住宅を補修し、又は被災を免れた非住家を改造する等のため、資金を必要とするものに対しては、次の資金融資制度を活用する。

(1)　生活福祉資金の災害援護資金

(2)　母子福祉資金、寡婦福祉資金の住宅資金

２　生活困窮者に対する施設収容対策

災害により住宅を失い、又は破損等により居住することが出来なくなった者のうち、生活

困窮者等で社会福祉施設の入所施設に収容することが適当なものについては、次の方法による。

(1)　収容施設別対象者

①　生活保護施設

ア　老人のみの世帯

イ　生活困窮世帯

ウ　扶養者がいない者

②　老人福祉施設

③　児童福祉施設

ア　生活困窮世帯

イ　母子生活支援施設にあっては、母子世帯

ウ　乳児院その他児童収容施設にあっては、児童のみの世帯又は児童を養育することのできない世帯

(2)　入居手続

市長は、罹災者のうち社会福祉施設へ収容する必要を認めたときは、所管福祉事務所長へ連絡し、次の手続により収容する。

①　生活保護施設

福祉事務所長は所定の調査をし、施設長と連絡を取り収容する。

②　母子収容施設

福祉事務所長は所定の調査をし、施設長と連絡を取り収容する。

③　児童収容施設

福祉事務所長は所管児童相談所長に通報し、児童相談所長が所定の調査をし、適当な施設に収容する。

備前市地域防災計画

（地震・津波災害対策編）

第１章　総則

第１節　計画の目的及び基本理念

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定により備前市防災会議が作成する計画であって、備前市及び防災関係機関が有する全機能を有効に発揮して、備前市域における地震による災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市域の保全と住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にくい止め、もって社会秩序と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小限にとどめ、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害が出来るだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たっては、国、県及び市並びに指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、国、県及び市を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県及び市、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じていく。

さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていく。

１　計画の性格

地震・津波災害には、突発性、被害の広域性及び火災その他の二次災害・複合災害の発生といった一般災害とは異なった特徴があることから、本計画は、市域における地震・津波災害対策を体系化したものであって、「備前市地域防災計画」の中の「地震・津波災害対策編」とするものであり、災害対策基本法第２条第１項に定める災害のうち地震及び津波に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、更に関係機関において別途具体的に定めることを予定している。なお、地震及び津波に伴う被害としては、それぞれ主に揺れによるものと津波によるものがあるが、両者は重なるところもあり、その対策は一体的に行う必要があるため、地震災害対策（揺れによるもの）と津波災害対策とを合わせて取りまとめたものである。

２　計画の用語

この計画においての用語の意義は、「風水害等対策編　第１章　第６節　用語の意義」に定めるところによる。

第２節　防災会議

１　市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に、市区域内の公共団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の付属機関として設置し、市の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。

また、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

２　市地域防災計画の作成又は修正

市防災会議は、災害対策基本法に基づき市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

市防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、市で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成にあたっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

また、市地域防災計画を作成又は修正した場は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知する。

第３節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

１　実施責任

(1)　市は、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第１次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2)　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を講じる。また、県、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

２　処理すべき事務又は業務の大綱

(1)　市

①　防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。

②　自主防災組織及び防災士の育成を行う。

③　災害に関する予報及び警報の発令及び伝達を行う。

④　災害情報の収集及び伝達を行う。

⑤　災害広報を行う。

⑥　高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令を行う。

⑦　被災者の救助を行う。

⑧　被災者の広域一時滞在に関する協議、被災者の受け入れを行う。

⑨　県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。

⑩　災害時におけるボランティア活動の支援を行う。

⑪　被害の調査及び報告を行う。

⑫　災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を講じる。

⑬　水防活動及び消防活動を行う。

⑭　被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。

⑮　公共土木施設、農地、農林水産業施設等に対する応急措置を講じる。

⑯　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を講じる。

⑰　水防、消防その他防災に関する施設及び設備の整備を行う。

⑱　公共土木施設、農地、農林水産業施設等の新設、改良並びに防災及び災害復旧を行う。

⑲　危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。

⑳　高層建築物の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。

㉑　交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。

㉒　被災者からの申請に応じて住家被害などの被害状況を調査し、罹災証明書を交付する。

(2)　消防機関

①　火災予防その他の各種災害予防に関する業務を行う。

②　水火災等の応急対策に関する業務を行う。

③　罹災者救出その他の被災者の救出及び救護に関する業務を行う。

(3)　水防管理団体

①　水防施設、資機材等の整備と管理を行う。

②　水防計画の作成及びその実施を促進する。

(4)　水道事業者

①　被災時における飲料水等の緊急補給を行う。

②　被災水道の迅速な応急復旧を図る。

(5)　下水道事業者

①　被災時における避難所に仮設トイレを早急に設置する。

②　被災時における汚水等の緊急処理を行う。

③　被災した下水道管の応急復旧を行う。

第４節　市の防災環境

１　地震の種類

地震には、震源が近い直下型地震（1995年1月の兵庫県南部地震や2000年10月の鳥取県西部地震、2004年10月の新潟県中越地震などが該当する。）と、広範囲で起こる海溝型巨大地震（2003年9月の十勝沖地震、2005年8月の宮城県沖地震、2011年3月の東北地方太平洋沖地震、近い将来に発生すると考えられている東海地震、東南海地震、南海地震並びに第6節で述べる南海トラフ巨大地震などが該当する。）がある。

２　自然環境の特性

「風水害等対策編　第２章　市の概要　第１節　自然的条件」と同じ。

３　社会環境の特性と変化

「風水害等対策編　第２章　市の概要　第２節　社会的条件」と同じ。

第５節　断層型地震の被害想定

第１項　断層を震源とする地震

１　断層型地震の被害想定調査について(平成２５年度)

県内に被害をもたらす地震は、南海トラフの巨大地震だけでなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、このたび、これらの断層型地震が発生した場合の岡山県にもたらす人的・物的被害等に関する想定を行った。

２　想定した断層型地震

岡山県周辺において国が定めている主要活断層の４地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち岡山県に被害の発生が懸念される８地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析を行った。さらにこの解析の結果、県内で震度６弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある７地震について、被害想定を行った。

(1)　各断層の位置

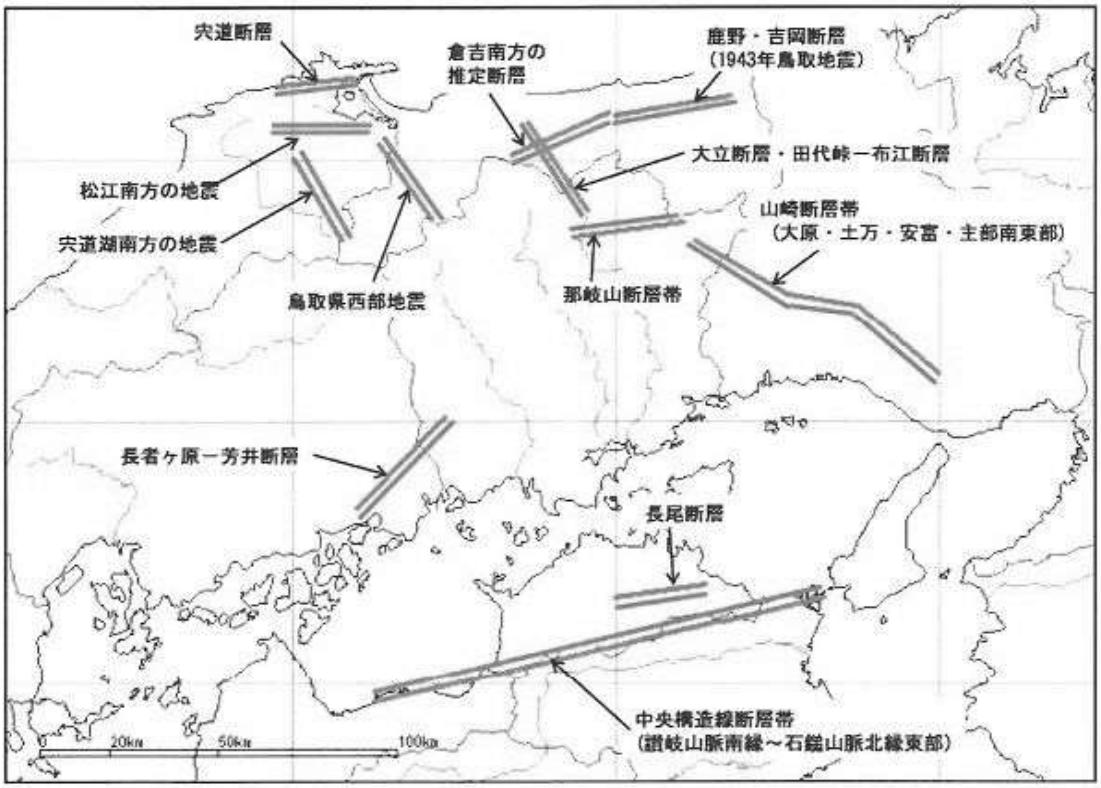

(2)　１２断層の概要

断　層　名	地震の規模	断層規模(延長・深度)	断層の調査・推計機関
山崎断層帯	M 8.0	L= 80km　W=18km	国（地震調査研究推進本部）
那岐山断層帯	M 7.6	L= 32km　W=26km	国（地震調査研究推進本部）
中央構造線断層帯	M 8.0	L=132km　W=24km	国（地震調査研究推進本部）
長者ヶ原ー芳井断層	M 7.4	L= 36km　W=18km	広島県
倉吉南方の推定断層	M 7.2	L= 30km　W=13km	鳥取県
大立断層・田代峠ー布江断層	M 7.2	L= 30km　W=13km	鳥取県
鳥取県西部地震	M 7.3	L= 26km　W=14km	鳥取県
鹿野・吉岡断層	M 7.2	L= 33km　W=13km	鳥取県
長尾断層	M 7.1	L= 26km　W=18km	国（地震調査研究推進本部）
宍道湖南方の地震	M 7.3	L= 27km　W=14km	島根県
松江南方の地震	M 7.3	L= 27km　W=14km	島根県
宍道断層	M 7.1	L= 22km　W=13km	島根県

※　地震の規模欄のＭはマグニチュード

３　震度分布等

(1)　各断層型地震の概要

断　層　名	山崎断層帯（※）	那岐山断層帯(※)	中央構造線断層帯(※)	長者ケ原－芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立断層・田代峠－布江断層
マグニチュード	８．０	７．６	８．０	７．４	７．２	７．２
発生確率	ほぼ0～1%	0.06~0.1%	ほぼ0～0.3%	0.09%	推計していない	推計していない
県内最大震度	**６強**	**６強**	６弱	**６強**	**６強**	**６強**
震度６弱以上の市町村（**ゴシックは震度6強**）	津山市 **美作市** 鏡野町 勝央町 **奈義町** 西粟倉村	**津山市** 真庭市 美作市 **鏡野町** 勝央町 **奈義町** 美咲町	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 **笠岡市** 井原市 浅口市 早島町 里庄町	**真庭市** 鏡野町	津山市 **真庭市** 新庄村 **鏡野町** 奈義町

断　層　名	鳥取県西部地震	鹿野・吉岡断層	長尾断層(※)	宍道湖南方の地震	松江南方の地震	宍道断層
マグニチュード	７．３	７．２	７．１	７．３	７．３	７．１
発生確率	推計していない	推計していない	ほぼ0%	推計していない	推計していない	0.1%
県内最大震度	**６強**	５強	５弱	４	４	４
震度６弱以上の市町村市町村（**ゴシックは震度6強**）	**新見市** 真庭市 新庄村	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。				

注１　断層名欄の※は主要活断層
　２　マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの。
　３　発生確率は今後３０年間に地震が発生する確率（地震調査推進研究本部、産業技術総合研究所）

(2)　断層型地震における震度６以上の地域

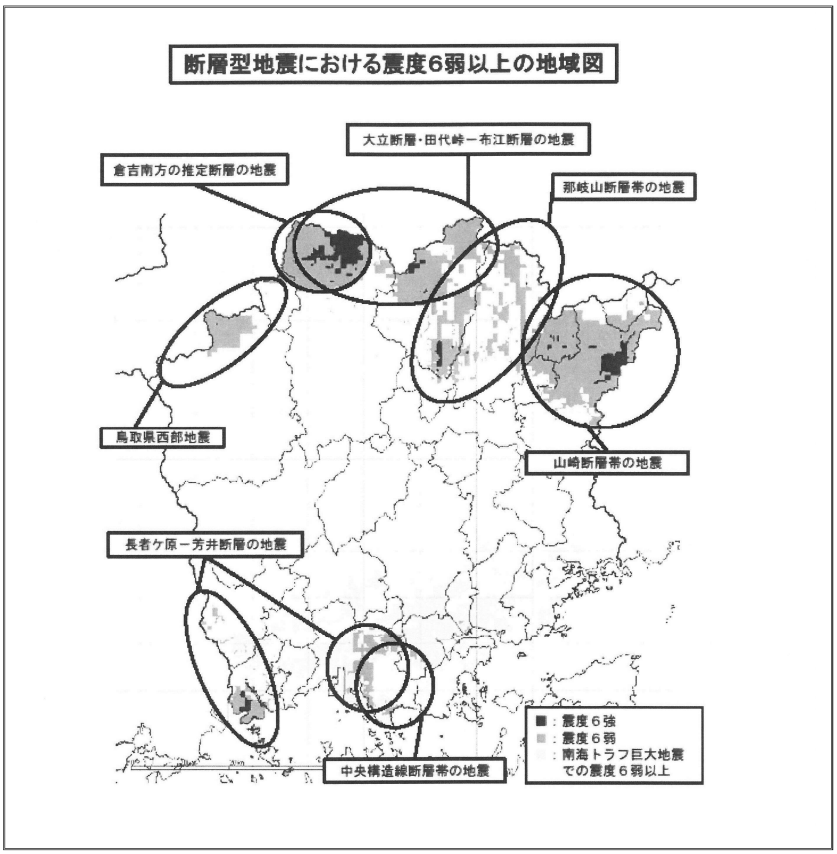

第２項　被害想定

１　想定手法

国の「南海トラフ巨大地震の被害想定について」で用いられた想定手法を基本とした。

２　想定する季節・時間帯

南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる３種類の季節・時間帯（自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い時間帯として、冬・深夜、夏・１２時、冬・１８時の３種類）で被害想定を行った。

３　各断層別被害想定

７つの各断層別の被害想定のうち、被害が最大となるのは、「長者ヶ原－芳井断層の地震」であり、倉敷市、笠岡市を中心に建物全壊が約850棟、死者40人という甚大な被害が想定される。（県全体として南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。）

また、県北部では、「山崎断層帯の地震」が最大で建物全壊が約600棟となるなど甚大な被害が想定される。

各断層別の被害想定の特徴と主な被害想定結果は次のとおり。

（１）　山崎（やまさき）断層帯の地震

・美作市、奈義町で最大震度６強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域域で、奈義町ではほぼ全域で、震度６弱以上の揺れに見舞われる。
・美作市・奈義町を中心に約500棟の建物が揺れにより全壊となると想定され、建物倒壊により甚大な人的被害も想定される。
・揺れが強い美作市・勝央町・奈義町、津山市を中心に、河川沿いで液状化危険度が高まる。
・避難者数は１週間後に美作市で約3,500人、全県で約5,700人と想定される。
・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定	
			美作市	奈義町
最大震度		6強	6強	6強
建物全壊(棟)	冬・18時	604	471	56
死者数(人)	冬・深夜	33	30	3
最大避難者数(人)	冬・18時	5,680	3,474	532

注１　被害想定は、３種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。（以下同）
２　建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。（以下同）
３　最大避難者数は、発災後１週間後の数値（以下同）

（２）　那岐山（なぎせん）断層帯の地震

・津山市、鏡野町、奈義町で震度６強の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。
・津山市、鏡野町、真庭市を中心に川沿いで液状化の危険度が高まる。
・避難者数は１週間後に鏡野町で約1,200人、全県で約2,100人と想定される。
・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目		県全体	主な市町村と被害想定		
	ケース		津山市	鏡野町	奈義町
最大震度		**６強**	**６強**	**６強**	**６強**
建物全壊(棟)	冬・18時	209	60	126	10
死者数(人)	冬・深夜	12	3	8	1
最大避難者数(人)	冬・18時	2,078	486	1.242	220

（３）中央構造線断層帯の地震

・倉敷市、岡山市、笠岡市で震度６弱の揺れに見舞われるが、南海トラフ巨大地震を上まわるものではない。
・倉敷市を中心に低地部で液状化が生じるため、約3,000棟が大規模半壊以上となるなど液状化による被害が、揺れによる被害を大きく上まわると想定される。
・通勤時間帯に発生すると野外で建物倒壊や屋外落下物などにより死者が出る可能性があるため、死者数は冬18時が最大となる。
・避難者数は１週間後に倉敷市で約8,700人、全県で約11,000人と想定される。
・山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約125,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

被害項目		県全体	主な市町村と被害想定		
	ケース		岡山市	倉敷市	笠岡市
最大震度		６弱	６弱	６弱	６弱
建物全壊(棟)	冬・18時	291	49	218	13
死者数(人)	冬・18時	5	1	4	0
最大避難者数(人)	冬・18時	11,018	1,918	8,730	40

（４）　長者ケ原（ちょうじやがはら）－芳井断層の地震

・笠岡市で震度６強の揺れに見舞われ、津波被害を除くと、この地域の被害としては南海トラフ巨大地震を上まわる。
・倉敷市・笠岡市を中心に、低地部で液状化が生じる。
・倉敷市・笠岡市を中心に、全県で800棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定される。
・避難者数は１週間後に倉敷市で約17,000人、全県で約22,000人と想定される。
・山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約67,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定	
			倉敷市	笠岡市
最大震度		**６強**	６弱	**６強**
建物全壊(棟)	冬・18時	856	634	166
死者数(人)	冬・深夜	40	29	10
最大避難者数(人)	冬・18時	21,672	16,892	2,168

（５）倉吉南方の推定断層の地震

・真庭市で震度６強の揺れに見舞われる。
・被害は真庭市北部に限定されるが、100棟以上の建物が揺れにより全壊となり、人的被害も発生し、避難者数は１週間後に約1,400人と想定される。
・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定
			真庭市
最大震度		**６強**	**６強**
建物全壊(棟)	冬・18時	113	112
死者数(人)	冬・深夜	6	6
最大避難者数(人)	冬・18時	1,442	1,426

（６）大立（おおだて）断層・田代峠（たしろとうげ）－布江（ぬのえ）断層の地震

・真庭市、鏡野町で震度６強の大きな揺れに見舞われ、特に真庭市北部で甚大な建物・人的被害が想定される。
・揺れが強い真庭市・鏡野町を中心に川沿いで液状化危険度が高まる。
・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害数	
			真庭市	鏡野町
最大震度		**６強**	**６強**	**６強**
建物全壊(棟)	冬・18時	340	265	50
死者数(人)	冬・深夜	20	16	3
最大避難者数(人)	冬・18時	3,868	2,632	952

（７）鳥取県西部地震

・新見市の北部で震度６強の大きな揺れに見舞われるが、被害は新見市・真庭市の北部で限定的である。
・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

4　地震による被害への対応

断層型地震の発生確率は低いものの、今回の被害想定によれば、南海トラフ巨大地震では被害が少ないと想定されている地域でも強い揺れによる大きな建物・人的被害が発生するとともに、山間部等で孤立する集落が発生し、初動期の救助・救援活動や物資の搬送に支障が生じるおそれもある。

このため、断層型地震による被害の発生が想定される地域では、住宅の耐震化や避難所の耐震性の点検といった取組に加え、集落単位での食料等の備蓄強化や非常時の連絡体制の確保といった孤立集落対策も検討する必要がある。

5　地震の揺れと想定される被害

震度	想定される被害	震度	想定される被害
0	人は揺れを感じない。	５弱	・棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。稀に窓ガラスが割れて落ちることがある。
1	・屋内で静かにしている人の中には、わずかに揺れを感じる人がいる。	５強	・物につかまらないと歩くことが難しい。固定していない家具が倒れることがある。自動車の運転が困難になる。
2	・屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。・吊下った電灯などがわずかに揺れる。	６弱	・立っていることが困難になる。壁、タイル、窓ガラスが破損、落下することがある。耐震性が低い木造住宅では、倒壊するものもある。
3	・屋内にいる人の大半が、揺れを感じる。棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。	６強	・はわないと動くことが出来ない。未固定の家具の殆どが移動、倒れるものが多くなる。耐震性が高い木造住宅でも壁などにひび割れ、亀裂がみられることがある。
4	・殆どの人が驚く。吊下げてある物は大きく揺れ、棚にある食器類が音を立てる。	7	・揺れに翻弄される。殆どの家具が移動し、飛ぶものもある。耐震性が高い木造住宅でも稀に傾くことがある。

第６節　南海トラフの巨大地震の被害想定

第１項　南海トラフを震源とする地震

１　南海トラフの巨大地震の被害想定について（平成２５年７月）

岡山県においても、この南海トラフを震源とする地震は、約１００年から１５０年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（１９４６年）がこれに当たる。すでに、昭和南海地震がおきてから約７０年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震の可能性が高まってきている。国の研究機関の試算では、南海トラフ全域で今後３０年以内の地震発生確率は、７０から８０％とされており、その発生が危惧されるところである。

県において今回算定した被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、県民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料であり、地震・津波対策の県の大綱であることから、市においてもそれを引用した。

しかし、この想定地震の発生頻度は極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。

２　想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が新たに想定した南海トラフ巨大地震。地震規模はマグニチュード（Ｍｗ）９クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した県の資料を、市においても引用した。

３　前提条件

以下の３つのケースを想定した。

ケース区分	想定される被害の特徴
①冬 深夜	・自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
②夏 昼１２時	・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、１日の中で少ない時間帯であり、老朽木造の倒壊による死者数はケース①と比較して少ない。
③冬 夕１８時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。

	・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が多い。

4　想定地震の震源域位置図

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域

地震の規模

	南海トラフの巨大地震		参考			
	（津波断層モデル）	（強震断層モデル）	2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議（2003） 強震断層域
面積	約14万km²	約11万km²	約10万km²（約500km×約200km）	約18万km²（約1200km×約150km）	約6万km²（約400km×約140km）	約6.1万km²
モーメントマグニチュード　Mw	9.1	9.0	9.0（気象庁）	9.1（Ammon et al., 2005）［9.0（理科年表）］	8.7（Pulido et al., in press）［8.8（理科年表）］	8.7

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成２４年８月２９日発表）より抜粋

※国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

第２項　南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化の概況

県は、平成２４年８月末に国が公表した「南海トラフ巨大地震による震度分布、津波浸水域等」を受け国が検討したしたケースのうち「陸側ケース」での揺れが最大となるため、これを対象とし、国が用いたデータに県独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細な震度分布図と液状化危険度分布図を作成した。

国が想定した「陸側ケース 地表震度全域図」

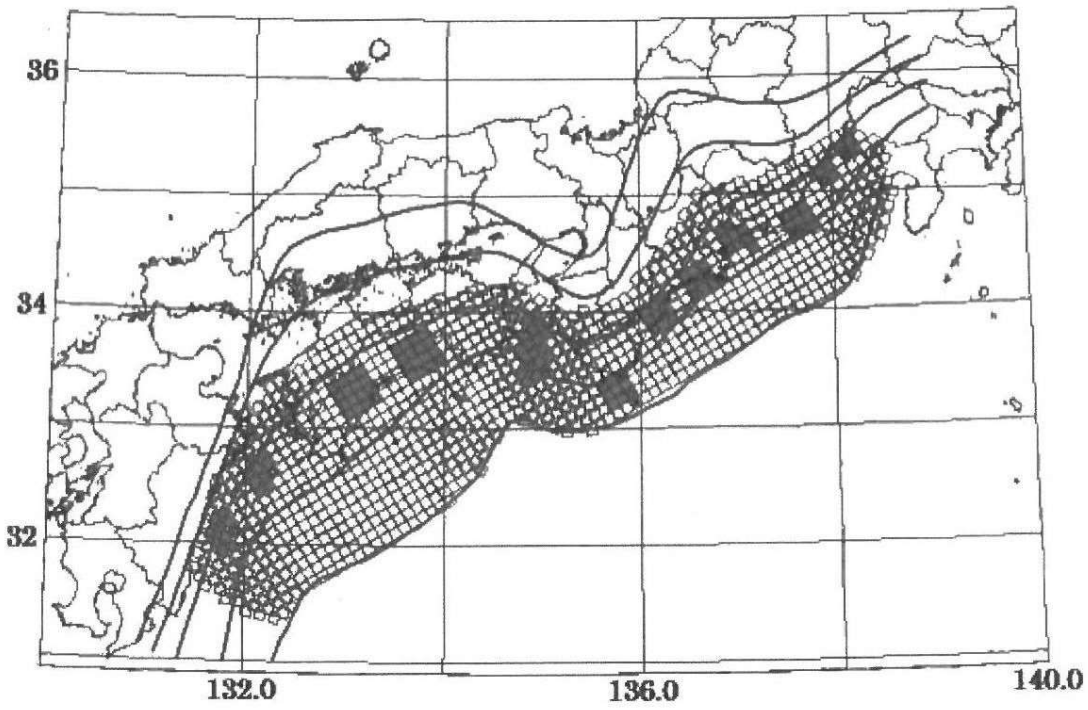

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成２４年８月２９日発表）より抜粋

※国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

＜参考＞国の推計の考え方

強い揺れ（強震動）を引き起こす地震波は、特定の領域（強震動生成域）において発生することが知られている。そのため、強震動生成域を中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を基本ケースに、その軸が東西にずれた場合と陸側の深い場所にある場合を考慮した４ケースを設定し、それぞれのケースについて強震波形計算を行い、250mメッシュ単位で震度を推計した。

さらに、これを補完するため、経験的手法（震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法）による震度もあわせて推計した。国の震度分布は、これらの震度の最大値の分布図としている。

（注）国の公表した資料は、「岡山県地域防災計画（資料編）」に記載している。

第３項　震度分布図

１　市の震度分布図

国が用いたデータを基に、深部地盤は国のデータを用い、表層地盤は、県独自に収集した地質データや県内の公共工事等で取得したボーリングデータを追加し、より詳細に地盤データを把握し、県が独自の推計したものを市においても引用した。なお、推計は２５０ｍメッシュ（格子）単位で行っている。

２　地震による被害

南海トラフ巨大地震による市内の震度分布では、最大震度は６弱となっており、最小でも５弱が想定される。

３　地震による被害への対応

地震動には、建築物の耐震診断・改修、インフラの耐震化等の強化が重要である。大地震の被害は、多種多様であるが、被害を避けるための特効薬はない。

家庭においては、家具等の転倒防止、水、食料品、生活必要物資などの備蓄、火を止めることや、脱出口の確保、社会においては、多様な主体がそれぞれ身近に起こり得る被害を想像し、その被害への対応を着実に行い、それぞれが連携して対応すれば、大きな被害を出すことは避けられる。

まずは、市民一人ひとりが被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進し、地域社会の一員として「共助」し、

地域の安全を確保し、社会の一員として「公助」に協力することが必要である。

第４項　液状化危険度分布図

１　液状化危険度分布図

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【県想定】

※液状化危険度分布図を参照する際の注意事項

液状化危険度分布図は、250mメッシュ区域内の平均的な地盤データに基づき液状化を判定しており、そのメッシュ中には液状化危険度が異なる地盤が含まれることがある。

また、液状化危険度が高い地域であっても、既に地盤改良などの液状化対策を実施している場所もあるが、この図では考慮していない。逆に、液状化危険度が低い地域であっても、ため池等の埋立地などは、液状化の可能性は高い。今後、構造物の建築や開発行為を行う際には、個々に地盤調査を実施し、対策の検討を行うことを推奨する。特に、過去に液状化が発生した場所では、大規模な地震で再度発生することが予想されるため、調査の実施を推奨する。

※使用したボーリングデータ等について

震度分布図及び液状化危険度分布図は、平成２４年３月末までに公開されている地盤データや市町村等から提供されたボーリングデータを使用して作成したものであり、本県で収集した過去一定時点のデータ等により判断したものである。したがって、推計に用いたデータは限られており、それ以降に行われた調査のデータは反映していない。

２　液状化の対策

現在、液状化被害の予防対策として完全なものは無い。特に既存建物等の地盤強化においては、既存建物を維持したまま、その地下部分に施工する必要があり、空き地に比

し高い対策費用が必要となる場合が多い。液状化については、現況にとらわれず、その地域の土地の組成、歴史に関心をもち、必ず事前に地盤調査を履行し、地域の土地の状況、組成、地盤特性などを理解した上で、適切な対策に取り組む必要がある。

＜参考＞液状化対策工法の類型には、以下のようなものがある。

◎締め固め：地盤全体の密度を高め、固い地盤を作る。

◎脱水：地下水の排水路を設け、土地の含水量を低下させる。

◎固結：セメントなどで地盤自体を固化し、液状化を防ぐ。

◎地中壁：地中に区画壁を構築し建物破壊、不同沈下に抗する。

◎杭打：支持地盤への杭打ちにより基礎を補強する。

第５項　津波浸水想定図

１　地震後、全堤防等が破壊された場合

今回県が想定した津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第８条の規定により県が設定することとされている津波浸水想定（最大クラスの津波が悪条件で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深）である。国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」により、次のとおり設定している。

※最大クラスの津波について

国が示した津波断層モデルのうち、どのモデルが本県に最も大きな影響を及ぼすケースなのかを、本県の海岸、地形等を考慮して７つに区分して検討し、海岸毎に津波が最大となるケースについてシミュレーションを行い、浸水地域等の推計を行った。

(1)　堤防等の条件設定について

①　護岸、防波堤、大規模な水門等は、地震により全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。

②　堤防は、地震による破壊で、堤防高は７５％が沈下するものとし、その後、津波が越流したときは全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。

③　設定潮位は、平成１９年～平成２３年までの過去５年間の朔望平均満潮位であり、県下７箇所の検潮所で観測された潮位を用いて算出した。

２　推計結果

(1)　津波高

	最大津波高(m)(注１)	場　所
備前市	２．９４	鹿久居島付近

(注1)最大津波高に使用されている数値は、東京湾平均海面(T.P)からの高さである。

※最大津波高＝設定潮位（朔望平均満潮位）＋津波の高さ

計算式　2.94m=1.02m＋1.92m

※設定潮位（朔望平均満潮位）は、日生験潮所の(2007年～2011年の平均値)

(2)　浸水面積　(ha)

	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上
備前市	180	140	60	＊	―	―

※「－」：浸水なし、「＊」：10ヘクタール未満

(3)　海面変動影響開始時間

場　所	到達時間（分）
寒河港	１２９
大多府漁港（島しょ部）	１１６

※海面変動影響開始時間とは地震発生直後の海面水位から＋２０ｃｍの水位変動が生じる時点をいう。

※時間はあくまで目安であり、地震発生後速やかに避難すること。

３　南海トラフ巨大地震による津波浸水想定図（全堤防等破壊）

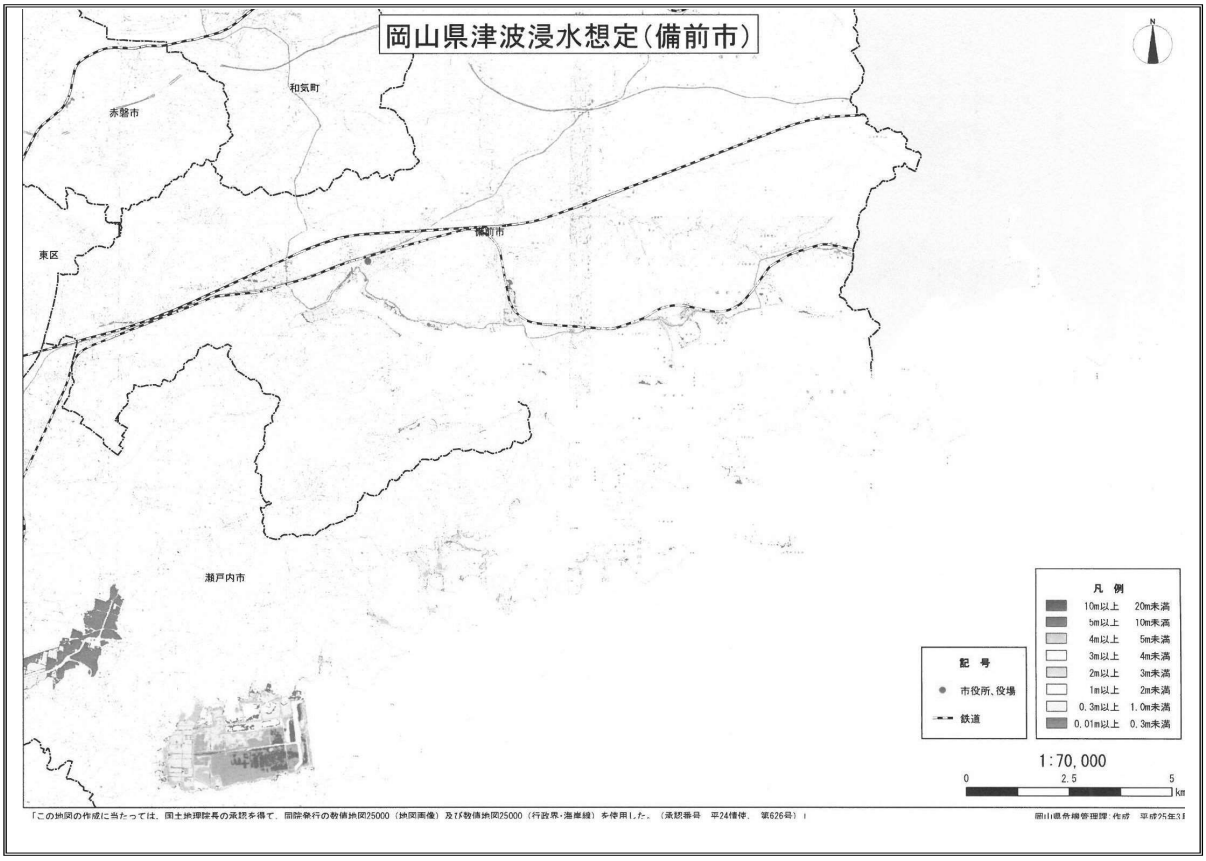

留意事項

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したもの。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、実際発生した津波や今後発生が予想される津波から設定したもので、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではない。

○浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合がある。

○「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことに注意する。

○浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もある。

○「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していないが、津波の遡上等により、実際には、水位が変化することがある。

○今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性がある。

４　津波に関する警報(特別警報)・注意報

警報・注意報の分類	予想される津波の高さ		
	高さの区分	数値での発表(発表基準)	巨大地震の場合の表現
大津波警報(特別警報)	１０ｍ～	１０ｍ超	巨大
	５ｍ～１０ｍ	１０ｍ	
	３ｍ～５ｍ	５ｍ	
津波警報	１ｍ～３ｍ	３ｍ	高い
津波注意報	２０㎝～１ｍ	1m	(なし)

注　「津波の高さ」とは、平常の海面から、津波によって海面が上昇した高さの差を表す。気象庁は、平成２５年３月７日より、東日本大震災の教訓を踏まえて、マグニチュード（Ｍｗ）８を超える巨大地震の場合、第１報では津波の高さを予想する数値を示さず、「巨大」「高い」といった表現を用いて避難を促すことに重点を置くこととした。津波の予想高は第２報で公表する。高さの区分も８段階から５段階に集約している。

第６項　備前市の人的、物的被害想定結果（平成27年7月　岡山県）

１　建物、人的被害

項目	被害要因	条件等	備前市（岡山県） 全堤防等破壊ケース
建物被害（棟）	揺れ	全壊	38（4,690）
	液状化	全壊	16（1,036）
	急傾斜地崩壊	全壊	8（　221）
	津波	全壊	80（8,817）
	火災	冬深夜	0（　37）
		夏１２時	1（　44）
		冬１８時	2（3,901）
	合計	冬深夜	142（14,801）
		夏１２時	143（14,808）
		冬１８時	144（18,665）
人的被害（死者数）	建物倒壊	冬深夜	2（305）
		夏１２時	1（163）
		冬１８時	2（208）
	屋内落下物等	冬深夜	1（57）
		夏１２時	0（28）
		冬１８時	0（33）
	急傾斜地崩壊	冬深夜	1（20）
		夏１２時	0（12）
		冬１８時	1（14）
	津波	冬深夜	1（2,786）
		夏１２時	2（1,874）
		冬１８時	1（1,914）
	火災	冬深夜	0（0）
		夏１２時	0（0）
		冬１８時	0（23）
	屋外落下物等	冬深夜	0（0）
		夏１２時	0（9）
		冬１８時	0（20）
	合計	冬深夜	4（3,111）
		夏１２時	3（2,058）
		冬１８時	4（2,179）

※屋内落下物による死者は、建物倒壊による死者の内数とする。

２　ライフライン被害

（　　）は岡山県

項　目			被災直後後	１日後	１週間後	１ヶ月後
上水道	人　口	断水率（%）	63.7（48.0）	34.8（27.0）	19.2（14.6）	0.0（0.7）
	37,839（1,945,276）	断水人口	24,115（933,237）	13,177（525,381）	7,265（525,381）	0（13,841）
下水道	下水道処理人口	支障率（%）	55.6（85.3）	3.3（33.7）	3.3（33.4）	0
	27,990（1,192,866）	支障人口	15.549（1,017,207）	915（401,770）	915（398,518）	0
電　力	電灯軒数	停電率（%）	55.6（77.9）	0.8（1.9）	0	0
	28,394（1,199,798）	停電件数	15.773（905,893）	220（22,582）	0	0
通　信	回線数	不通率（%）	（77.9）	（1.9）	（1.0）	0
	（443,746）	不通回線数	（345,713）	（8,233）	（4,437）	0

※各支障率は、復旧対象（津波等による全壊を除く）に対する比率で示している。

ライフラインについては、条件によって復旧対象数が変化するのみであるので、冬１８時での結果を示す。

※電力の停電軒数は機器点検による停電を含む。
※固定電話の不通は停電によるものとする。
※復旧状況は物資等の調達状況により変動する。

３　生活支障等

(1)　避難者

（　　）は岡山県

項　　目	１日後	１週間後	1ヶ月後
避難者数	5,539（342,177）	2,926（170,410）	1,165（116,033）

(2)　帰宅困難者

（　　）は岡山県

被害要因	条件等	人数
帰宅困難者	平日１２時	3,501（141,000）

第７項　減災効果

１　建物の耐震化

県内の住宅の耐震化率は平成２２年度末で７３％となっている。旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化を推進し、耐震化率を１００％にした場合は、建物の全壊棟数は８割以上軽減（約4,000棟）されるとともに、建物の倒壊による死者数も約８割以上（約260人）軽減できる。

住宅の耐震化により、建物が倒壊し自力脱出が困難となる人を大幅に削減でき、また、こうした建物の中への閉じ込めによる津波の被害者も軽減できる。

さらに、建物倒壊によって、火気器具・電気器具などからの出火や避難経路の閉塞も考えられるが、建物が倒壊しないように耐震化を実施することによって、延焼拡大時の避難路の確保も可能となり、火災による死者数も軽減できる。

２　家具等の転倒・落下防止対策の強化

県内の家具等の転倒・落下防止対策実施率は、平成９月の「防災対策に関するアンケート調査」によると、約１５．４％の世帯が対策を実施していると回答している。

この実施率を１００％にすることで、死者数は約３０％に軽減できる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となるので、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。

加えて、建物被害が減ることにより、地震後も自宅に留まることが可能となり、避難者数も軽減できる。

３　津波避難の迅速化

地震発生後、全員が一斉に避難すれば、今回想定した２０％の人が迅速に避難する場合と比較すると、死者数は約５分の１に減少する。

第８項　被害想定を活かす

被害の結果は、ともすれば不安感だけを募らせ、これまでの防災対策自体が無意味であるようにも思えるが、しっかりと対策を講ずれば、想定される被害も大きく減少させることが可能である。

今後も、これまで取り組んできたハード・ソフト対策を総動員して地震・津波対策を推進することが必要である。

さらに、市民ひとり一人が、今回の被害想定を自らのこととして捉え、

１　強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難すること。

２　強い揺れに備え、建物の耐震診断・耐震補強を行い、家具の固定や、ガラスの飛散防止対策、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄を行うこと。

３　初期消火に全力をあげること。

などの取組を行うことで、尊い命を守ることができる。平常時から自らができることを確実に行い（自助）、地域の安全を地域のみんなで助け合い（共助）保持していくことが何よりも重要である。

第７節　津波災害対策の基本的な考え方

東日本大震災においては極めて甚大な津波による被害を被った教訓から、津波災害対策は、次の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

①最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（以下、「レベル１の地震・津波」という。表記：Ｌ１）

②発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（以下、「レベル２の地震・津波」という。表記：Ｌ２）

レベル１の地震・津波（Ｌ１）に対しては、住民等の「生命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

レベル２の地震・津波（Ｌ２）に対しては、「生命を守る」ことに加え、住民等の避難を軸に、住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備など、津波浸水想定を踏まえたハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推

進し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

(1)　津波からの人命の確保

津波対策の目標は、津波から「命を守る」ことである。ハード対策としての海岸保全施設等の整備・維持を前提として、住民等の避難が迅速に適切に実施可能なように、情報伝達体制、避難場所、避難施設、避難路の整備が重要である。また、最も重要なことは、一人ひとりが主体的に迅速に適切に避難することであり、それを促す防災教育、避難訓練、要配慮者支援等の総合的な対策を推進する必要がある。

(2)　日頃からの心構え

津波の到達までに時間的に余裕があっても、低地であり、周辺に高い建造物や高台がない地域では、思いのほか遠方への避難が必要となる場合もあることから、地震発生後、即座に安全な場所への避難を開始するよう、日頃からハザードマップ等で津波浸水深、避難場所を確認しておくなど十分な準備を行っておく必要がある。

(3)　地域の実情に合わせた対策の必要

津波による被災は、地形や町の広がり、津波の外力等のように、各地域によって大きく実情が異なることから、重要施設の耐震化だけでなく、これら施設の配置の見直しや土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域での最良の方策を検討する必要がある。

第８節　地震・津波災害に関する調査研究

防災にかかる見地から、研究機関、大学等における地震及び地震防災に関する科学技術及び研究の成果等を参考としながら、大規模地震が発生した場合に予想される液状化危険地域の状況等について、関係機関等の緊密な連携の下、調査及び研究を進める。

第２章　地震・津波災害予防計画

第１節　自立型の防災活動の促進

第１項　防災知識の普及啓発計画

(1)　市

ア　市は、住民に対して積極的に事前の備えの重要性や地震・津波による災害の危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及啓発を図る。

イ　市は、最新の知見に基づく地震・津波の被害想定を基に、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成し、その普及を図る。

なお、防災マップには次の施設を記号で明示する。

①　避難場所、避難所、避難路

②　消防器具庫

③　病院又は診療所

④　ヘリポート基地

ウ　市は、防災知識の普及・啓発活動を通じ、隣人等に対する救助意識や相互支援について指導する。

エ　市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層及び女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。

オ　市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を保存記録として広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。

カ　住民は、地域における地震・津波による被害状況をはじめ、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家庭内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。

また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄、防災教育及び地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加を通じ、地域の防災力向上に努める。

さらに、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

(2)　家庭及び地域においての普及対策

ア　防災意識の啓発は、家族単位から始め、自治会、町内会等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。

イ　市は防災週間や防災関連行事を通じ、次のような項目について防災意識の普及啓発を図る。

①　住宅の耐震化

②　３日分以上(推奨７日分)の食料、飲料水等の備蓄

③　非常持出品の準備

④　家庭での予防及び安全対策

⑤　避難方法

⑥　避難場所の心得

⑦　初期救助

⑧　消防水利設置場所の周知

⑨　消火の方法

ウ　地震保険

県及び市等は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険の普及促進に努める。

(3)　事業所及び職場においての普及対策

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点から、それぞれの事業所に対して、次のような事項についての防災意識の高揚を図る。

ア　経営者（責任者）の防災意識を啓発すること。

イ　従業員等に対し積極的な防災教育及び訓練をすること。

ウ　災害時の行動マニュアルを作成すること。

エ　災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

(4)　不特定多数が利用する施設の普及対策

不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設等）については、個々の施設の特性を配慮しながら、次のような事項ついて防災意識の高揚を図る。

ア　それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。

イ　利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること。

ウ　防災関係機関との通報及び連絡体制の確立を図ること。

(5)　緊急地震速報の普及・啓発

市は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

(6)　公的機関等の業務継続性の確保

防災関係機関は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定などにより業務継続性の確保に努める。

第２項　防災教育の推進計画

(1)　市

市は、地域の実態に応じた必要な防災教育の推進計画を策定し、実施する。

(2)　防災上必要な組織の整備

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全確保を最優先とする。

(3)　防災上必要な教育の実施

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限に止めるため、平素から必要な教育を行う。

ア　児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ　地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ　関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

市は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ　防災知識の普及

市は、ＰＴＡ、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して防災知識の普及を図る。

(4)　防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

ア　児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画を予め定め、その周知徹底を図る。

イ　避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

第３項　自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画

(1)　市

市は、平常時から、声かけ、見守り、犯罪防止活動などを通じて、人々が繋がりを持った、災害に強いコミュニティの再生を図る。また、自主防災組織が未設置の地域の組織化を進めるとともに、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格取得の奨励等を行うことなどにより、組織の育成、充実を図る。

(2)　地域の自主防災組織の育成

ア　自主防災組織の育成に当たっては、地域（地区）の実情に即した組織活動や女性の参画に配慮する。そのためには、現在何らかの形で日常的な地域活動を行っている人達が、防災の機能を新たに担うような仕組みを取り入れることが効果的である。

イ　自主防災組織は、町内会単位の組織を目指し、地域消防団と関連付け、団員がリーダーの役割を担う方策を図る。

ウ　県及び市等における各種研修会等により、防災士等のリーダーの育成を行う。

(3)　企業等の自主防災組織

企業等は、平時から市などの防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体との連絡、連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力の向上に積極的に貢献する必要がある。

また、それぞれの企業等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努めるものとする。

企業等は、災害時には従業員、利用者等の安全を守り、地域住民として、災害の拡大防止活動に協力する必要がある。

第４項　防災ボランティア養成等計画

(1)　ボランティアの養成及び登録

市は、災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する

市は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確

保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(2)　ネットワーク化の推進

県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会は、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣府県の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図る。

また、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

第５項　住民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加

(1)　訓練計画の策定

市は、自主防災組織の訓練計画の指導及び助言に努める。また、住民、地域、企業等で組織する自主防災組織は、それぞれ防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

(2)　自主防災組織の防災訓練

ア　防災訓練項目

①　情報連絡訓練

情報収集　　地域の被災状況等を迅速かつ正確に収集する。

情報伝達　　防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

②　消火訓練

消火器その他の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

③　避難訓練

各個人　　避難時の携行品等のチェック

組織単位　　組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた避難場所まで安全に避難できるようにする。

④　給食給水訓練

炊き出し、ろ過機等により食料や水を確保する方法及び技術を習得する。

⑤　救出救護訓練

最低限必要な人工呼吸及び応急手当のほか、備付けの資機材の使用方法に習熟する。

救護所への連絡、搬送の方法等について習得する。

イ　総合訓練

自主防災組織の各班が有機的かつ効果的に防災活動が出来るように、次のような点に配慮した訓練をする。

①　市又は消防機関が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。

②　自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

(3)　ＮＰＯ・ボランティア等との連携

市は、防災訓練を実施する際は、ＮＰＯ・ボランティア等にも参加を求め、協力体制の強化、予防及び応急対策機能の向上を図るものとする。

第６項　地域防災活動施設整備計画及び推進

(1)　活動施設の整備

市は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、避難場所や公民館等に併設して平常時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

ア　自主防災組織の初期消火、救護その他の活動に必要な資機材を備蓄するための倉庫を整備する。

イ　地域の広場及び公園については、応急活動や避難生活に必要となる資機材、水道、照明、トイレその他防災面に配慮した施設を整備する。

ウ　地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設、装備の改善を図る。

(2)　整備する資機材等の概要

①　情報連絡用　　携帯無線(防災行政無線)、携帯用テレビ・ラジオ等

②　初期消火用　　可般式小型動力ポンプ、大型消火器等

③　給食給水用　　炊飯装置、緊急用ろ水装置等

④　救出救護用　　チェーンソー、エンジンカッター、ジャッキ等

⑤　ビデオ装置、映写機等

⑥　資機材倉庫等

(3)　整備における財政支援制度等

名　　称	補 助 者	対　象　事　業	補助対象者	財政措置
自主防災組織活動事業助成金	市	前記の①～⑥	自主防災組　織	助成金額～３０万円
コミュニティ助成事業	(財)自治総合センター	前記の①～⑥（建築物、消耗品を除く）	市・自主防災組織	助成金額３０万円～２００万円

防災対策事業（防災基盤整備事業）	消防庁	・防災施設整備 防災訓練、食糧備蓄等の機能を備えた防災拠点施設、防火水槽その他の消防水利施設、防災資機材備蓄倉庫等を一体的に整備する拠点避難地、避難路、小型動力ポンプその他の初期消火資機材等 ・消防団に整備される施設 ・消防本部又は消防署に整備される施設 ・防災行政無線 ・消防通信･指令施設 ・消防広域化対策 消防広域再編に伴う消防庁舎の新・改築等 ・緊急消防援助隊施設	市	一般の事業 事業費の７５％に起債充当（交付税措置率３０％） 特に推進すべき事業 事業費の９０％に起債充当（交付税措置率５０％） 緊急防災減災事業債 事業費に100％記載充当（交付税措置率７０％）
防災対策事業（公共施設等耐震化事業）	消防庁	・地域防災計画上の避難地とされる公共･公用施設 ・災害対策の拠点となる公共･公用施設（庁舎含む。） ・不特定多数の者の利用する公共施設等（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。）	市	事業費の９０％に起債充当 事業費の５０％に交付税措置

第７項　要配慮者等の安全確保計画

(1)　防災知識の普及

市は、要配慮者に対して支援が適切に行われ、要配慮者にかかる情報の伝達や安否確認、避難所における支援などが実施出来るよう避難計画を作成するとともに、社会福祉協議会等と連携を図りながら、要配慮者をはじめ、家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行う。その際、子どもや外国人に分かりやすい絵本、漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること及び要配慮者のための必要な防災用品の配布等を行うことなどに配慮する。

さらに、市は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

また、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できるこ

とに配慮する。

社会福祉施設、要配慮者が利用する事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。特に、自力による避難等が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成が義務付けられており、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき避難誘導等の訓練の実施についても義務付けられている。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

要配慮者に対しては、自己の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品の入手方法等について明確にしておくように指導するものとする。

(2)　要配慮者の把握

市は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように、要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておく。

ア　居住地、自宅の電話番号

イ　家族構成

ウ　保健福祉サービスの状況

エ　外国語による情報提供の必要性

オ　視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報への適切な情報提供の必要性

カ　近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法。（迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認方法を整備する。）

(3)　要配慮者等と近隣住民

要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、市役所はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等との繋がりを保つよう努力する。

また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。

(4)　避難行動要支援者名簿の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常

時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

ア　名簿の提供先

市は、予め避難行動要支援者の同意を得た上で、次のものに名簿を提供するとともに、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報の漏洩防止に十分留意する。

①　東備消防組合、備前市消防団
②　備前警察署
③　備前市民生委員・児童委員
④　備前市社会福祉協議会
⑤　各地区自主防災組織又は各地区自治会
⑥　その他市長が必要と認める避難支援者

イ　名簿記載者の範囲

名簿記載者は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者（施設入居者、長期入院者を除く。）で登録（同意）の申請があった者とする。

①　介護保険認定者
②　身体障害手帳１、２級の第１種を所持する身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く。）
③　療育手帳Ａ、Ｂ（中度）を所持する知的障害者
④　精神保健福祉手帳１、２級を所持する者
⑤　県知事が要配慮者と認めた難病患者
⑥　上記以外で、自ら避難することが困難な者で登録（同意）のあった者

ウ　名簿への記載事項

市は、災害の発生に備え要配慮者に対する援護が適切に行われるよう要配慮者の次のような詳細情報を把握しておく。

①　氏名
②　生年月日
③　性別
④　住所又は居所
⑤　電話番号その他の連絡先
⑥　避難支援を必要とする理由
⑦　その他市長が必要と認める事項

エ　名簿の更新

名簿に登録される要支援者は、転出、転入、出生、死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、支援に必要となる情報を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

オ　名簿情報の提供に際しての情報漏洩防止措置

名簿は、施錠可能な場所で保管し、複製の制限等により情報管理の徹底を図るとともに、避難支援関係者への研修会等を通じて、情報漏洩防止の措置を求めるものとする。

(5)　福祉避難所の確保

市は、平常時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。その際、市は、小・中学校や公民館等の避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設等と連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うものとする。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町と連携し、避難所の確保に努めるものとする。さらに、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄及び業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を、要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

(6)　生活の支援等

市は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等に係る情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画及び避難支援プランを作成する。

ア　要配慮者にかかる情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容の把握に関する事項

イ　ボランティアその他の生活支援のための人材確保に関する事項

ウ　要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

エ　外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

オ　柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保及び提供に関する事項

カ　避難所及び居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置及び配布に関する事項

キ　避難所及び居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

ク　避難所等の要配慮者のうち、福祉避難所、社会福祉施設、医療機関への避難等を要するものについての当該施設への受入要請に関する事項

住民に対しては、自治会、町内会、民生委員等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努めるよう指導する。

また、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動するなど要配慮者の生活についての知識の習得にも努めるよう指導する。

第８項　物資等の確保計画

第１　食料の確保

市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保し、供給するため、事前に次の措置を講じる。

ア　市内における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定（なお、計画等の策定に当たっては、乳幼児、高齢者その他の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。）

イ　援助食料の集積場所の選定

ウ　住民及び事業所への食料備蓄の啓発

住民、事業所等に対しては、３日分以上(推奨７日分）の食料を備蓄するように指導する。なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するとともに、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

第２　飲料水の確保

市は、以下のことについて実施するものとする。

ア　水道復旧資材の備蓄を行う。

イ　他の水道事業者及び地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。マニュアルについては、次の事項を内容とする。

①　臨時給水所設置場所の事前指定

②　臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法

③　臨時給水所運営の組織体制（本部及び現地）

④　各臨時給水所と本部の通信連絡方法

⑤　必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車、給水タンク、ろ過機等）

⑥　地図その他の応援活動に際し必要な資材の準備

ウ　給水タンク、トラック、ろ過機その他応急給水用資機材を整備するとともに、配水池の容量増を図り、及び緊急用貯水槽を設置し、緊急時連絡管の検討を行う。

エ　住民、事業所等に対し、１人１日３リットルを基準とし、関係人数の３日分以上、(推奨７日分）を目標として貯水するように指導する。貯水する水は、水道水その他衛生的な水を用い、容器については、衛生的で安全性が高く、地震動により水漏れ又は

破損をしないものとする。また、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な必要量が確保されるよう促す。

オ　水道工事業者等との協力体制を確立する。

第３　生活必需品の確保

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

ア　市が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目及び必要数の把握

イ　特定物資に係る流通在庫の定期的調査

ウ　特定物資の調達体制

エ　緊急物資の集積場所

オ　市が備蓄する生活必需品の品目、数量及び保管場所

カ　住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

住民及び自主防災組織に対しては、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、平常時より食料その他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、携帯テレビ、乾電池等を備え、非常持出しの準備をしておくよう指導する。

また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等についても、入所者等の特性に応じた備蓄を実施するよう指導する。

第４　個人備蓄

(1)　食料及び飲料水の備蓄

住民、事業所等に対しては、３日分以上(推奨７日分）の食料及び飲料水を備蓄するよう指導する。なお、飲料水にあっては、１人１日３リットルを目安とする。

(2)　生活必需品の備蓄

住民、事業所等に対しては、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオその他の防災用品を備え、非常持出しができるよう準備しておくよう指導する。

また、持病薬その他の個人の特性に応じた必需品についても、非常持出し、必要時の確保方法の確認その他災害発生への対策を講じる。

(3)　個人備蓄への意識啓発

市は、個人備蓄の意義、必要性、方法等について、広報紙、パンフレット等や自主防災組織の活動などを通じて、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等に意識啓発する。

第９項　津波災害予防計画

第１　津波に係る防災知識の普及

津波による人的被害を軽減するためには、住民等の避難行動が基本となることを踏まえると、住民が津波について十分に認識しておくことが重要となる。このため、市は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、県が策定した津波の浸水予測図及び被害想定をはじめ、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図る。

(1)　津波からの避難行動に関する知識

我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度４程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に出来るだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと、地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど。

(2)　津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など。

(3)　津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所・避難所の孤立や避難所等自体の被災も有り得ることなど。

(4)　家庭内での備蓄等

ア　３日分以上の食料、飲料水(推奨７日分）、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、携帯テレビ、乾電池等）の準備

イ　自動車へのこまめな満タン給油

ウ　負傷の防止や避難路の確保の観点から家具、ブロック塀等の転倒防止対策

エ　飼い主による家庭動物との同行避難、避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

オ　警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動

カ　家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決めなど

キ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動

また、学校等においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等を踏まえ継続

的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は沿岸地域だけでなく市内全域で行う必要がある。

県及び市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるとともに、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。さらに、公民館等の社会教育施設の活用などにより、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。

市は、被害想定や津波浸水想定を踏まえて避難場所・避難所、避難路等を示すハザードマップ等を作成し、広く住民に身近な地域の災害を認識させ、迅速な対応が図られるようその周知を図る。

第２　津波を想定した防災訓練の実施

東日本大震災では、実際に避難場所・避難所に避難した住民の殆どが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。このため、市は、季節や時間帯等の様々な条件に考慮しつつ、定期的な防災訓練を居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

特に、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第３　要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及、防災訓練を実施する際、高齢者、乳幼児、妊産婦、障害のある人、外国人、旅行者などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、市は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や消防団等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系の防災情報無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

さらに、高齢者や障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ＮＰＯ・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

第２節　迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）

第１項　災害応急体制整備計画

(1)　緊急初動班

ア　大規模地震が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。

イ　緊急初動班については、危機管理課長が統括する。

ウ　緊急初動班は、本庁及び各総合支所職員で組織する。

エ　緊急初動班は震度４以上の地震が発生した場合に自主参集する。その際、携帯電話等により参集途上での情報収集を行い、適宜報告する。

オ　緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。

①　被災状況その他の情報の収集

②　幹部等への情報連絡

③　県及び東備消防組合への連絡

④　津波警報への対応

⑤　非常体制への移行準備

(2)　班員の指定

ア　班員は、職員の中から毎年度指定する。

イ　班員は、震度４以上の地震情報（テレヒ、ラジオ等）により、勤務場所に自主参集する。

ウ　班員の担当業務等については、マニュアルを作成し、毎年度訓練を通じて周知を図る。

(3)　班員への連絡方法

班員への連絡については、有線電話、携帯電話等により連絡するが、通信施設の被災等で連絡が取れない場合は、勤務場所に自主参集する。

◎　非常時の職務権限の委譲

災害初期において、市長をはじめ幹部不在の場合における災害対策本部設置の判断、自衛隊の派遣要請等の職務権限の順位を予め定める。

第１位　副市長　　第２位　市長公室長　　第３位　危機管理課長

(1)　非常体制の基準

ア　震度５強以上の地震が発生した場合は、非常体制（市本部の体制）を執る。

イ　災害対策本部の組織は、備前市災害対策本部条例（平成１７年備前市条例第３０号）に定めるところによる。なお、必要に応じて、災害現地にあって本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

(2)　非常体制の職員配備

ア　市長部局及び教育委員会の全職員を配備する。

イ　職員は、勤務時間外において震度５強以上の地震情報（テレヒ、ラジオ放送等）を知ったとき、又は自主判断により、直ちに勤務場所に出勤するものとする。

ウ　勤務場所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの出張所、公民館等へ仮配備し、所属長に報告し、その指示を受ける。

エ　各所属長は、職員の配備状況を把握のうえ、必要によっては被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。

(3)　各部（各課）の所管事項

ア　備前市災害対策本部設置規則（平成１７年備前市規則第２８号）別表(2)事務分掌に定めるもののほか、震災対策に関する各部（各課）の所管事項を定める。

イ　各部（各課）の所管事項は次のような点を踏まえ定めるものとする。

①　地震対策に関する法令の改正に対応する事項

②　国の各省庁の事業に対応する事項

③　本編による新規及び改正に対応する事項

④　広域応援体制の実行に対応する事項

◎　災害対策本部室の確保

(1)　地震により庁舎が損壊その他の被害を受け、本部機能に支障が生じたときは、代替本部室を確保するものとする。

(2)　代替本部室は、次の点を考慮して選定するものとする。

ア　耐震性を有し、本部要員の収容能力があり、長期使用が可能なこと。

イ　通信手段及び非常電源の確保が図れること。

ウ　幹線道路網に近接し、交通の便が良いこと。

(3)　代替本部室の確保対策

市庁舎が損壊した場合に備え、東備消防組合庁舎内に代替本部室等の機能が発揮できるよう拠点機能の整備を行い、その強化充実を図る。

◎　関係機関の整備

(1)　市及び防災関係機関の体制整備

ア　市及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図る。

イ　市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

市及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図るものとする。

(2)　防災関係機関相互の連携

ア　災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、予め、市は民間事業者等との間で協定を締結しておくなど、民間事業者の知見や能力等を活用する。

また、市等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、予め、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

イ　市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、予め県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有の徹底など、必要な準備を整えておく。また、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることが出来るよう、必要な準備を整えておく。

ウ　市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定も締結しておく。

エ　市は、必要に応じて被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、予め相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

オ　市は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

カ　市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。

キ　各防災関係機関は、大規模地震の際、それぞれの業務活動が迅速にできるように平常時から連携の強化を図るものとする。

ク　市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

ケ　市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うよう努める。

◎特別警報、大津波警報、津波警報、津波注意報による配備等

市は、津波警報等、避難指示等を住民に周知し、迅速、的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について予め検討しておく。その際、高齢者や障害のある人等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

また、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報等の具体的な発令基準を予め定める。発令基準の策定、見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

第２項　情報の収集及び連絡体制整備計画

(1)　防災関係機関の通信手段の整備

ア　各防災関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信網の多ルート化や多重化による通信手段の整備、拡充を図り、非常用発電機の整備や燃料の確保に努める。

イ　市は、地震計等観測機器の整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

ウ　迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図る。

エ　住民等への情報伝達手段として、市防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

①　市防災行政無線（同報系・移動系）を早急に整備する。

②　非常災害時に市本部が中心となり、消防、警察その他の防災関係機関と病院、銀行、農協、電力・ガス会社その他の生活関連機関とが相互に通信できる地域防

災無線の整備を図る。

③　その他住民への情報の伝達手段として、地区の有線放送、有線テレビ放送、市ホームページ、エリアメール等の連絡体制の整備を図る。また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、予め集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、無線通信等による非常時の連絡手段の確保に努める。

(2)　非常通信協議会との連携

非常災害時の通信手段を確保するため、非常通信の運用について非常通信協議会との連携を図る。

◎　災害対策本部の情報収集連絡体制

(1)　地震・津波情報の連絡

市は、全国瞬時警報システム（Ｊ‐ＡＬＥＲＴ）により受信した緊急地震速報を市防災行政無線により住民等への伝達に努める。

※全国瞬時警報システム（Ｊ‐ＡＬＥＲＴ、ジェイ・アラート）

津波警報等、緊急地震速報の緊急且つ甚大な災害、弾道ミサイル、テロリスト情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星通信ネットワークを用いて全国の自治体に送信し、市区町村の同報系防災行政無線等を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達するシステム。

(2)　情報収集の方法

被害情報は、市から県民局を経由することを原則とするが、市は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県災害対策本部及び他の防災関係機関に連絡する。

(3)　災害初期の情報収集・連絡

ア　初期の情報収集がその後の応急対策を迅速、且つ的確に実施するうえで重要であり、特に緊急に出動する備前警察署、東備消防組合との情報共有を図るシステムを整備する。

イ　初期には、まず次に関する被災状況の収集に当たる。

①　人命にかかる被害、医療機関等の状況

②　道路の状況

③　生活関連（電気、通信、水道、下水道、ガス）の状況

④　被害規模状況の把握のための情報

(4)　応急対策時の情報収集・連絡

ア　防災関係機関が防災活動の業務に移った時点以降については、県、市及び防災関係機関が相互に連絡し情報交換を図る。

イ　被害情報については、市からの報告を県が取りまとめ、消防庁、関係省庁に連絡す

る。

ウ　県及び市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

第３項　救助、救急、医療体制整備及び公衆衛生活動計画

第１　救助

(1)　市は、災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう組織体制の整備及び通信手段の確保等について予め定めておく。なお、県の指針に沿ってサイレントタイム（生き埋めになった要救助者の発見を効率的に行うため、救助に当たる重機類や、ヘリコプターの音等を一斉に停止させること。）の設定マニュアルを作成する。

消防機関及び警察は、災害時に救助隊を迅速に組織し、派遣するためのマニュアルを作成する。

(2)　市は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救出及び救護の意識啓発並びに知識の普及及び訓練を行うとともに、各消防団単位に消防本部と結ぶ無線通信装置の配置等に努める。

第２　傷病者搬送

(1)　組織体制の整備

消防機関は、関係市町及び関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保その他効率的な搬送体制の確立に努める。

(2)　情報システムの整備

県、市、消防本部、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者及び患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況、空き病床数、医療スタッフの確保状況その他搬送先を決定するために必要な情報を提供できる災害・救急情報システムを整備するものとする。

(3)　ヘリコプターによる搬送

市は、地域内にヘリコプター搬送が可能となるヘリポートの整備を図るものとする。

(4)　救急隊員等の研修

消防機関は、災害時におけるトリアージ（災害時等において負傷者を治療必要性の優先度で分類し、適切に治療できる施設に送るべくより分けること。）の技術、応急手当の方法その他の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

第３　医療体制

(1)　情報システムの整備

市は、市内の医療機関、消防機関、医師会、関係行政機関等との連絡及び連携体制を強化し、市内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。(資料18)

(2)　住民の災害医療の普及啓発

県、市、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部は、救急蘇生法、応急手当、災害時

に必要とされるトリアージの意義等に関して、住民への普及啓発を行う。

また、併せて駅、スーパーその他の不特定多数の人が利用する施設の従業員に対し、応急手当の普及啓発を行う。

第４　医療用血液の確保

岡山県赤十字血液センターは、災害発生時の的確な情報収集及び提供が出来るよう、県、市町村、県医師会及び県病院協会等との連絡体制の確立に努める。

また、岡山県赤十字血液センターは、隣接県の血液センターとの協力体制の確立に努める。

第５　公衆衛生活動

(1)　現状と課題

大規模な災害が発生した時は、保健所や市施設が被災するなどして、被災市のみでは被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善など多様な公衆衛生上のニーズに対応することが困難になることが考えられる。このため、市では、県に支援要請等を行い、被災地の公衆衛生上のニーズに対応できる体制を整備する必要がある。

(2)　基本方針

市は、県からの被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善など多様な公衆衛生上のニーズに対応する専門チームを被災地に受け入れができる体制を整備する。体制整備に当たっては、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対応できるようにする。

(3)　対策

市は、平常時から県との協力体制との確立に努める。

第４項　指定緊急避難場所及び避難路等整備計画

第１　指定緊急避難場所の整備等

市は、想定される災害の種別や状況を考慮したうえで、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として、緊急避難場所を指定し、地域の実情に即した整備する。

(1)　指定緊急避難場所の指定

市は、都市公園、公民館、学校その他の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、必要な数及び規模の指定緊急避難場所を選定し、その管理者の同意を得た上で、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、日頃から住民への周知徹底に努める。

指定緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有するもので、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、想定される津波の水位以上の高さの避難者の受入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設とする。また、

公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震火災の放射熱に対して安全な空間であることに留意する。

なお、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(2)　指定緊急避難場所の整備

市街地における緑とオープンスペースは、指定緊急避難場所などの確保及び火災延焼防止のために重要な施設であり、市街地の基盤施設として、都市計画事業等により積極的に整備を図る。

なお、整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し、緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、火災の放射熱に対し安全な空間とする。

さらに、防災公園など避難地として利用できる施設の整備に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所として指定した場所には、住民に分かりやすい表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受入れができるよう、避難地出入口部分の整備や、その開放等についての管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

第２　避難路の整備

(1)　避難路の指定

市は、想定される災害の種類や状況を考慮したうえで、地域の実情に即し、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て次の基準により避難路を指定する。指定に当たっては、避難路が災害時に使用出来なくなることも考慮して複数の避難路を指定し、住民への周知を図るとともに、避難路には指定緊急避難場所等への案内標識等を設置するよう努める。

(2)　避難路の整備

国、県及び市は、市街地における道路が交通施設のみならず、消防活動、延焼防止その他防災空間としての機能をはじめ多くの機能を持つ施設であることに注目し、道路網を適切に配置し、道路・街路事業、都市計画事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備に当たっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊及び切断電線等による二次災害を防止するため、電線類の地中化を検討する。

また、窓ガラス、看板等の落下についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。避難路には避難路であることや指定緊急避難場所等の方向等を各所に分りやすく表示し、速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、照明の確保にも努め

る。

第５項　避難及び避難所の設置及び運営計画

第１　避難方法

(1)　避難計画

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難場所等の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。なお、避難計画策定に当たっては、要配慮者に十分配慮し、消防職団員、警察官、市職員などの防災対応や避難誘導、支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導、支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導、支援の訓練の実施により、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、予め受け入れる方策について定めるよう努める。

県及び市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを予め定めるよう促す。さらに、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育園、認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡、連携体制の構築に努める。

町内会等に対しては、平常時から自主防災組織等を編成し、各地域における避難の際に支援が必要と思われる要配慮者等の把握に努めるよう指導する。

大型小売店、駅、学校、社会福祉施設等の管理者に対して施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアルを作成するよう指導する。なお、避難誘導マニュアルの策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮するよう指導する。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(2)　避難訓練の実施

市は、発災時の避難誘導に係る計画を予め作成したうえで、防災関係機関と共同し、又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。また、避難訓練等の実施をとおして避難誘導活動上の問題点を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

地域住民に対しては、市その他防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるよう指導する。

大型小売店、駅、学校、社会福祉施設等の管理者に対して、避難誘導マニュアルに

基づき避難誘導訓練を実施するよう指導する。

第２　指定避難所の設置

(1)　指定避難所の指定及び周知

市は、公民館、学校その他の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得たうえで、被災者が避難生活を送るための指定避難所を予め指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により住民への周知徹底を図る。（資料16）

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることが出来る体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数並びに耐震診断及び改修の状況等を把握しておく。特に、昭和５６年５月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については、補強又は改修を行うことを管理者に働きかけ、安全性を確保する。

ただし、市内に指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合には、災害時に野外に天幕又は仮設住宅を設置し、または、近隣市町への委託や近隣の民間施設の借上げ等により避難所を設置することを想定し、近隣市町や民間業者等との間での協定締結に努める。

また、市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の協定締結に努める。

(2)　指定避難所の施設設備の整備

市は、指定避難所において、避難所の開設に必要な貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、防災行政無線などの通信機器その他の施設設備及び換気、照明その他を整備し、被災者の生活環境を確保するとともに、指定避難所となる施設において、予め、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室などの設置にあたり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープその他の施設の整備、必要に応じて家庭動物の受入に配慮するとともに、テレビ、ラジオその他の被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

避難所は、災害時における非常通話等の迅速化及び円滑化を図り、且つ回線混雑による不通を避けるため、災害時優先電話を予め西日本電信電話株式会社に申請し、承認を受けておく。

(3)　指定避難所における生活物資等の確保

市は、緊急の際の避難所への「緊急資機材納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、燃料、常備薬、マスク、消毒液、体温計、パーテーション、簡易ベッド、炊き出し用具、毛布その他避難生活に必要な物資の備蓄に努める。福祉避難所についても、同様とする。

(4)　避難所設置マニュアルの策定

市は、災害時における避難所設置手続について、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図るものとする。

ア　避難所の開設、管理責任者及び避難所の体制

イ　開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法

ウ　市本部への報告並びに毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

エ　防災関係機関への通報連絡体制の確立

オ　シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）

カ　感染症対策を踏まえた運営方法

キ　その他開設責任者の業務

第３　運営体制

(1)　行政機関の管理伝達体制

市は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルを予め策定する。

なお、当該職員も被災する可能性が高いうえ、深夜又は休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

(2)　避難者の自治体制

市は、避難所での避難者に対する正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布に努める。また、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

また、避難所の円滑な運営の円滑を図るため、自主防災組織や自治会、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者と予め協議したうえで、指定避難所ごとに次の内容について定めた「避難所運営マニュアル」を作成しておき、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。

なお、避難所の運営にあたっては、意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

①　避難者の自治組織（立上げ、代表者、意志決定手続等）に係る事項

②　避難所生活上の基本的ルール（居住区画の設定及び配分、トイレ、ゴミ処理その他の日常生活のルール、プライバシーの保護等）に係る事項

③　避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項

④　避難者に対する情報伝達、要望の集約等に係る事項

⑤　その他避難所生活に必要な事項

⑥　平常体制復帰のための対策

・事前周知及び自治組織との連携

・避難者の生活及び授業環境の確保のための対策

・避難所の統合、廃止の基準、手続等

(3)　施設管理者による避難所支援体制

指定避難所設置施設の管理者に対しては、避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、市や関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加するよう指導するものとする。

また、関係職員に予め研修を行い、必要な知識の修得に努める。

第６項　災害救助用資機材の確保計画

市は、自主防災組織を単位とした地域において、ジャッキ、バール、スコップその他の災害救助用資機材の整備に努めるとともに、パワーショベルその他の重機類及びその運転要員を確保するため、地元建設関係業者等と重機類等の借上げに関する協定の締結に努めるもの

とする。

消防機関は、ファイバースコープ、エアカッターその他の災害救助用資機材の整備充実を図る。

第７項　建設用資機材の備蓄計画

ア　備蓄

市は、地域の自然条件、被害予想規模等を勘案し、初期活動に必要と思われる資機材の備蓄計画を定める。

また、備蓄場所の選定にあたっては、緊急輸送路とのアクセスや危険性の分散を十分考慮する。なお、備蓄計画の策定に当たっては、県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意する。

イ　調達

市は、市の区域内の関係団体等における資機材の保有状況を調査把握したうえで、これら関係団体や、他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に検討し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう、備蓄計画と合わせた総合的な資機材の確保対策を講じる。

第８項　地域防災活動拠点整備計画

市は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

①　物資等の集積基地

②　救急及び救援の活動基地

③　災害ボランティア等の受入れ施設

④　ヘリポート施設

第９項　緊急輸送活動計画

(1)　拠点施設の耐震化

緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設、輸送拠点及び防災拠点施設については、特に耐震性の確保に配慮する。

(2)　道路啓開の迅速化

道路管理者は、市建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3)　陸路以外の緊急輸送手段の確保

県及び市は、陸路の破壊による輸送ルートの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討するよう努める。

ア　施設の管理者と連携をとりつつ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するよう努める。

イ　これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講ずるよう努める。

ウ　臨時ヘリポートの災害時の利用について協議しておくほか、通信機器等の機材について、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

(4)　その他環境整備等

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、予め、運送事業者等と物資の保管、荷捌さばき及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、予め、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

物資の調達、輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

第１０項　消防等防災業務施設整備計画

ア　市内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保及び整備を図る。

①　防火水槽又は耐震性貯水槽の整備

②　池、河川その他の自然水利の活用を図る措置

③　プール、下水道その他の既存の人工水利の活用を図る措置

④　道路横断用のホース保護具等の整備

イ　消防ポンプ自動車、救急自動車その他の車両の整備を図る。

ウ　ファイバースコープその他の災害救助用資機材の整備を図る。

第１１項　広域的応援体制整備計画

(1)　応援要請の判断

ア　応援要請は、被災した場合、市長が判断をすることを原則とする。

イ　地震被害は市域を超えて同時多発するものであり、事態によっては広域的観点から、県知事が必要な機関、自治体等に応援要請できるものとする。

(2)　応援に係る関係事項及び機関

応援については、被災の範囲、被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請する。

ア　県内相互応援

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、予め県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。

①　県知事は、被災地に隣接する市町村長に応急措置の実施について応援を指示す

る。

②　岡山県下相互応援協定の活用を図る。

③　岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づく消防防災ヘリコプターの支援を受ける。

イ　県外からの応援

①　自治体の応援

災害時の相互応援に関する協定に基づき、隣県やブロック単位の応援を受ける。また、必要に応じて他都道府県からの災害救助法に基づく応援を受ける。

②　警察の応援

警察災害派遣隊の応援を受ける。

③　消防の応援

緊急消防援助隊の応援を受ける。

④　自衛隊の派遣要請

自衛隊への派遣要請を県知事に依頼する。

(3)　応援の受入体制

ア　自治体応援の受入れは、県又は市が行う。

イ　警察及び消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れるものとし、その担当部署及び連絡体制を確立する。

ウ　自衛隊の受入れは市が行う。県は、状況により、応援部隊、その車両等の基地及びヘリポートについての調整を行う。

(4)　応援活動の相互調整

ア　警察、消防又は自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡を取り合い、災害情報等の共有に努めるものとする。

イ　人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整を行うものとする。

第１２項　行政機関防災訓練計画

(1)　総合防災訓練

大規模な地震・津波災害を想定のうえ、防災関係機関及び地域住民が参加して、総合的かつ実践的な訓練を実施する。

ア　訓練参加機関

・市、県、警察、消防機関及び自衛隊

・指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

・医療、看護等の関係団体

・町内会、婦人防火クラブ、自主防災組織、事業所等の関係防災団体

・電力事業者、通信事業者

イ　訓練項目

・市本部の訓練

・広域応援要請訓練

・防災意識の高揚

・住民、地域及び企業における自主防災組織の訓練

・防災関係機関による情報の収集及び伝達並びに広報訓練

・防災関係機関による応急対策訓練

・緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練

・ライフライン等の確保訓練

・避難所又は救護所の開設、運営等に関する訓練

・負傷者の救出訓練、ＡＥＤ等の応急手当の訓練

ウ　訓練後の評価

訓練の終了後に評価を行い、防災計画及び防災業務計画の見直し並びに防災体制の改善に反映させる。

(2)　地震対応訓練

大規模な地震・津波災害発生後の対応能力の向上を図るため、防災担当部局相互の連携、各機関の役割に応じた適時適切な応急対策訓練の実施を図る。

・市本部設置、運営訓練

・災害情報収集及び伝達訓練

(3)　広域的防災訓練

災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づき、広域的に次のような防災訓練を実施するとともに、国又は県の実施する訓練に積極的に参加する。

・支援要請訓練

・情報連絡訓練

・応援隊等の応援、受援訓練

・広域支援本部設置、運営訓練

・支援における必要な物資及び資機材の確保訓練

(4)　気象予・警報伝達訓練

気象情報を正確に伝達し、情報に基づき迅速かつ的確に対応する訓練を実施する。

(5)　配備訓練

市は、職員の配備、呼出し等の訓練を実施する。

(6)　非常通信訓練

災害時の通信確保のため、関係機関の協力を得て、無線の通信訓練を実施する。

(7)　高圧ガス等特殊災害対策訓練

市は、消防及び事業所等と連携して、高圧ガスその他の特殊災害を想定した訓練を実施する。

第１３項　津波避難計画

第１　避難及び避難情報等の伝達

東日本大震災では、１５，０００人以上にも及ぶ尊い命が犠牲となったが、その内の９０％以上が溺死であり、津波による被害がいかに甚大なものであったことが分かる。津波に対しては、住民の命を守ることを最優先に避難を中心とした対策に取り組む必要がある。

本市の場合、南海トラフの震源から距離があるが、地震発生後津波到達までの時間はあくまでも推計値であり、津波の発生のおそれがある場合には、速やかに避難する必要があることから、自分はどこにどう避難するか等、住民一人ひとりが避難に関する基本的事項を把握しておく。

迅速、的確な避難のため、市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準を予め定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能、ＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス）を含む。）、インターネット、津波避難用サイレン等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。

さらに、迅速、的確な避難行動に結びつけるよう、津波警報等、避難指示の伝達内容等について予め検討し、その際には高齢者や障害のある人等の要配慮者、避難誘導の際に配慮を要する者への情報伝達体制の整備に留意する。

第２　津波避難誘導

津波被害の可能性のある本市は、津波発生時において住民が迅速、的確に避難できるよう、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した具体的かつ実践的な津波避難誘導計画を地域ぐるみで策定するとともに、その内容を住民等へ周知徹底するよう努める。

避難手段としては、自動車による避難は、渋滞が発生し円滑な避難が妨げられるなどの危険性があることから、徒歩による避難を原則とするが、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の状況、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、地域性を考慮した具体的な津波避難計画を策定する必要があるため、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、予め警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策ととも

に、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

また、避難計画策定に当たっては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用した避難支援や迅速な安否確認、その他要配慮者への対応策、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するための津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に予め周知するとともに、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等における問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等を見直す。

第３　指定緊急避難場所等の指定等

市は、津波災害に対する指定緊急避難場所等を指定するにあたっては、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

やむを得ず津波による被害のおそれのある指定緊急避難所を指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることが出来るものとするが、津波に対する安全性等に違いがある場合には、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

県、市及び施設管理者は、駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、市は、津波浸水想定図、津波到達時間や地理的条件などを勘案し、避難が困難と想定される地域等においては、緊急的、一時的な避難施設として津波避難ビル等の指定に努めるものとする。

県及び市は、津波災害警戒区域や災害危険区域においては、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するとともに、指定緊急避難場所として津波避難ビルを指定する場合は、迅速に避難できるよう予め施設管理者と調整するとともに、外部階段の設置等、設備の整備に努めるものとする。併せて、津波から迅速、的確に避難できるよう避難路、避難階段等の整備も図っていく。

さらに、海抜表示や誘導標識等の現地表示によって、住民をはじめ一時的滞在者や観光客にも避難への意識を高めていくよう努める。

第３節　地震・津波に強いまちづくり

第１項　建物及びまちの不燃化及び耐震化計画

第１　建物の不燃化及び耐震化

(1)　防災上必要な建築物の不燃化及び耐震化

国、県、市及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や避難所となる学校及び社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報の収集及び伝達並びに応急対策の拠点となる庁舎、その他不特定多数の者が利用する施設など防災拠点建築の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造その他の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和５６年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には、耐震改修を行う。

(2)　一般の住宅及び建築物の不燃化及び耐震化

県及び市は、耐震改修促進計画に基づき、一般住宅及び建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

(3)　あんしん避難所の整備

市は、誰もが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備に取り組むほか、地震のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助、共助の精神（心のバリアフリー）の普及啓発を行う。

第２　まちの不燃化

(1)　防火地域等の指定

都市計画区域内において指定されている防火地域は、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防災に関する規制を行い、建築物の密集した火災危険度の高い市街地の区域について指定することとされ、令和３年３月現在で、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市の４市で３８６ｈａが指定されている。

また、都市計画区域内の防火地域に準じ火災防災上必要な地区は、準防火地域に指定することとされ、先述の４市に津山市、高梁市、新見市を加えた７市で１，８０７ｈａが指定されている。

本市においても、今後必要があれば、防火地域及び準防火地域の指定について検討するものとする。

(2)　指定緊急避難場所及び避難路周辺における不燃帯の整備

指定緊急避難場所及び避難路が火災、反射熱等に対して安全であることは、その指定や整備に当たって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、指定緊急避難場所の周辺又は避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要である。

本市においても、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連係による延焼遮断空間を確保するという観点での整備を進める。

(3)　公園、緑地等公共空地の整備

公園、緑地その他の都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ・リクリエーションの場となるほか、災害時においては、避難場所及び災害復旧の拠点として重要な役割を果たすと同時に、火災の延焼を防止するなど防災上重要な役割を持っている。このため、市は、公園事業、土地区画整理事業等により、公園、防災公園の整備を積極的に推進するとともに、緑の基本計画の策定による緑地の保全及び緑化の推進に努め、防災空間の確保を図る。

(4)　道路網の整備

道路管理者は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設又は改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を積極的に設置するように努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(5)　計画的な防災まちづくり

災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。このため、市は、都市計画や立地適正化計画等の中に防災まちづくりに関する方針等を盛り込む。

また、道路、公園、緑化、河川等について、避難路、避難場所、延焼遮断空間等の確保の観点から早急に総点検を行い、早期に整備する必要があるものについては整備計画を策定し、その整備に努め、整備にあたっては、公共用地、国有財産の有効利用を図る。

総点検は次の点から実施する。

ア　道路

避難路として迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。また、延焼遮断帯として機能を果たすための空間が確保されているか。

イ　公園及び緑地

避難場所、救援活動の拠点又は延焼遮断帯として機能を果たすために適正に配置されているか。

ウ　延焼遮断帯

道路、公園、緑地、河川等が連係し、延焼遮断帯としての機能を発揮できるか。

第２項　公共施設等災害予防計画

第１　道路

国、県、市、西日本高速道路株式会社等は、被災時において、救援物資の集積地点

（空港、港湾等）へのアクセスが確保でき、道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。

橋梁等の耐震対策については、跨線橋、跨道橋及び緊急輸送道路その他緊急度の高い橋梁から順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁、共同溝等についても地震に対する安全性を考慮して整備を行う。

落石危険箇所については、危険度の高い箇所、緊急輸送路、バス路線等を優先して整備を行い、地震に強い道路の整備を推進する。

第２　ため池

農業用のため池の管理は水防上重要なものであることや、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、市は、防災の点から重要なため池を対象として危険度その他の基礎的調査を実施し、調査結果に基づき、危険ため池については早期改修に努める。

また、管理者に対し、日常の維持管理の徹底や監視体制の強化を指導するとともに、ため池ハザードマップの作成を促し、地域住民への適切な情報提供を図って防災意識の啓発に努める。

さらに、震度４以上の地震が発生した地域においては、早急に地震時点検ため池、防災重点ため池の点検、調査を実施し、他のため池についても同様に被災の状況の把握に努める。

第３　港湾施設及び漁港施設

東備港を、大規模地震対策の拠点港湾としての宇野港の補完港として耐震強化岸壁の整備促進を図る。

大規模地震対策施設は緊急時において船舶が円滑に利用できるように、沈没物や流出物により航路が塞がれ、又は泊地が埋没することが無いような施設配置を検討する。

さらに、耐震強化岸壁の背後用地については、地盤の液状化対策を考慮するとともに、緊急時における住民の避難又は緊急物資の輸送に利用できるような広場又は緑地を確保し、避難場所又は防災拠点としての機能強化を図る。また、市街地と結ぶ道路及び鉄道と連携した交通機能の確保にも配慮する。

第４　公共建築物

国、県、市及び施設管理者は、災害時に応急対策、救援・救助活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震性を向上させる。

防災計画に基づき適切な場所に免震構造その他耐震性能に優れた建築物を建設する。

また、旧耐震基準により建設された建築物について、耐震診断の実施に努め、必要があれば耐震改修を行う。

第５　学校施設

ア　学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅牢化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築にあたっ

ては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅牢構造化を促進する。

また、校地等の選定及び造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

イ　学校施設及び設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。

また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設及び設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

ウ　危険物等の災害予防

学校等にあっては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保出来るよう適切な予防措置を講じる。

第６　文化財

ア　文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災意識の普及を図る。

イ　「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対し防災意識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。

ウ　県及び市は、適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

①　重要文化財等にあっては、定期的な修理など平常時のメンテナンスとともに、耐震診断の結果に基づき耐震性能の向上を図る対策を促す。

②　建造物以外の有形文化財にあっては、移動、転倒、落下等による被害や、博物館等の文化財公開施設における展示物の転倒、落下による人命への被害を防止するため、日頃からの備えを促す。

エ　文化財及び周辺の環境整備を図る。

オ　市は、県や民間団体（大学・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。

第３項　ライフライン（電気、通信、ガス、水道、下水道等）施設予防計画

第１　共同溝

市は、電気、ガス、水道、下水道、電話等を収容する共同溝について、ライフラインの保護という観点から有効な施設であるため、建設について検討する。

また、電気、電話その他の電線類は、地中化の場合、架空線と比較すると断線は殆ど無く、日常の維持管理の簡素化及び災害時の復旧の迅速化が図られるため、電線共同溝等について検討する。

第２　上水道施設

市は、次の事項を推進する。

ア　水道施設の広域化の検討

応急給水や復旧作業のための用水を確保する上では、被災系統に他の系統から水融通を行うことが有効である。そのため、広域的に水を融通できる広域水道を整備することにより、広域的なバックアップ機能の強化を検討する。

イ　基幹施設及び重要系統の耐震化及び近代化

水道施設について部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を発揮することが出来るようにするために、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を検討する。

また、河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋梁添架管に、他方を伏越管にするなど工法の変更も併せて検討する。

ウ　老朽管の更新

石綿セメント管、鋳鉄管等については、その脆弱性が東日本大震災でも立証されたことから、耐震性を確保するためダクタイル鋳鉄管等耐震管への計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

エ　緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンするような緊急時においても、他の水道施設によって能力をカバーし、機能を維持できるようにして、水道システムの安定性を向上させる。

このため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、既に岡山市と倉敷市との間で行われたように、緊急時に自治体間や施設間で水の融通を図るために必要な連絡管等の整備を検討する。

第３　下水道施設

市は、次の事項を推進する。

ア　下水道施設の弾力的運用による機能の確保

施設が損傷を受け下水処理が不能となった場合でも、雨水滞水池若しくは処理水質の改善や、修景のための池を沈殿池若しくは塩素混和池に転用すること、又は可搬式処理施設を活用することにより、必要最低限の処理を行えるよう、応急対策を含めた施設計画とする。

イ　重要幹線、下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線又は下水処理場内の重要な水路、配管、汚泥圧送管等が破断した場合には、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や下水処理場内の重要な水路等の配備を変えた複数系列化について検討する。あわせて、新たな施設の整備、更新については耐震性のある材料の使

用についても検討する。

ウ　下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場及び下水処理場内のネットワーク化について検討する。

エ　下水道施設の防災施設としての活用

下水道は下水処理場、ポンプ場その他のまとまった空間を有しており、これらを避難場所又は延焼遮断帯として活用する。

また、高度処理水や雨水貯留施設の貯留水を、消防用水又は雑用水として利用することを考慮した施設計画を策定する。さらに、河川等を下水道に引き込み、防火用水として利用するなどの方策についても検討する。

第４項　危険物施設等災害予防計画

第１　石油類施設

(1)　法令に基づく検査及び指導

東備消防組合は、消防法（昭和２３年法律第１８６号）及び危険物の規制に関する政令（昭和３４年政令第３０６号）に基づき、次の事項を実施する。

ア　製造所等に対する立入検査及び保安検査をする。

イ　各種の講習会、研修会等を通じて、法令の周知及び取扱いの徹底を図る。

(2)　施設管理者等の措置

ア　それぞれの施設に応じた日常の点検事項、点検方法等を自主的に定める。

イ　施設における化学消火剤及び必要資機材の確保を図る。

ウ　自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立する。

(3)　輸送対策

東備消防組合は、警察の協力を得て輸送中のタンクローリー、携行缶運搬車両の検査、指導及び取締りを検討する。

第２　高圧ガス施設

輸送対策

東備消防組合は、県及び警察との協力により、次の事業の実施を検討する。

ア　高圧ガス移動防災訓練

イ　高圧ガス輸送車両合同取締り

第３　火薬類施設

輸送対策

東備消防組合は、県及び警察との協力により、火薬類輸送車両合同取締り等の実施を検討する。

第５項　有害物資等災害予防計画

(1)　施設管理者の措置

ア　施設管理者等は、施設の点検及び保安体制の強化に努める。

イ　各種排出される有害物質等に対応した検知機又は自働測定装置等による監視体制の強化を図る。

ウ　災害発生時における付近住民への周知方法を確立する。

エ　防災衣服、防災マスク及び吸着剤等を整備する。

オ　施設の緊急停止等。

第６項　流出油災害対策予防計画

(1)　陸上施設の流出防止

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

ア　危険物の規制に関する政令に基づき、オイルタンク等の安全調査及び保守点検を実施する。

イ　応急資機材（移送機材、土のう、薬剤等）の整備を図る。

ウ　流出防止設備（防油堤、排水溝）を完備する。

(2)　海上施設の流出防止

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

ア　接岸による送油時の異常事態に対する操作マニュアルを作成する。

イ　初期拡大防止のためのオイルフェンス、油処理剤、油回収船その他の緊急配備体制を確立する。

第７項　津波災害予防対策

第１　津波防災まちづくり

(1)　津波に強いまちの形成

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、出来るだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

(2)　津波災害警戒区域等の指定

県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済性等の現状を把握するための基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行う。また、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するための津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講じる。

また、津波浸水想定を公表し、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、次の事項を定める。

ア　人的災害を生ずるおそれのある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　市長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する施設の名称及び所在地

オ　津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、エの施設の利用者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

カ　その他、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

また、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所や避難路、その他警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を印刷物の配布等により住民等に周知する。

さらに、津波災害警戒区域内の施設を避難促進施設として定めた場合は、その所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施に関して必要な助言又は勧告等を行い、取組の支援に努める。

第２　施設の整備及び建築物の安全化

(1)　施設の整備

県及び市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、出来るだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

(2)　避難関連施設の整備

市は、指定緊急避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用出来るよう、浸水の危険が低く、且つ避難後において孤立せず、津波の襲来状況によっては、さらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を、津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所として利用可能な高速道路の道路盛土等の活用について検討し、活用出来る場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路、避難階段の整備

に努める。

また、津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所を配置し、また安全な構造である民間等の建築物を、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定緊急避難場所としての指定等により、津波発生時に確実に避難できる体制の構築に努める。

県及び市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難出来るよう、避難路及び避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫、改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差や液状化の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

(3)　建築物の安全化

県、市及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

県及び市は、津波災害警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

また、県及び市は、津波浸水想定地域においては、児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

第３　海岸等防災対策

県及び市は、海岸堤防、防潮水門等海岸保全施設及び沿岸部の河川管理施設について、津波に対する最新の知見を踏まえながら整備、補強を図る。

これらの整備には長期間を要するため、その目的、意味及び施設整備が地域の防災力や地域住民の安全の観点からどのような位置付けにあるかについて、地域住民とコミュニケーションを図る。

第８項　地盤災害予防対策

(1)　地すべり、急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画

ア　地すべり予防計画

県は、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、市及び関係住民の同意の下に地

すべり防止区域の指定を促進する。

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域及び危険箇所に対して、地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）に基づき、地すべり防止区域内の切土、盛土その他の地すべりを誘発助長する行為に制限を加えて、地すべりによる災害を防止する。今後とも、地表水の排除、浸透水及び地下水の排除等を中心に事業を実施し、地すべり災害の未然防止を図るものとする。

イ　急傾斜地等崩壊危険区域予防計画

県は、危険度の高い急傾斜地に対しては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、緊急度の把握のため定期的に危険度の高い急傾斜地の調査点検を実施する。

急傾斜地等崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為の制限及び急傾斜地崩壊対策事業の実施を推進する。

県、市その他関係機関は、崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し崖崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図るものとする。また、必要に応じて防災措置の勧告、改善命令等を行う。

(2)　液状化危険地域の予防計画

ア　液状化危険地域の把握

緩く堆積した砂質系地盤の地域並びに砂を主体とした土砂による埋立地及び盛土造成地では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化が発生し、建築物、公共施設、地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。特に県南部では、時代とともに埋立てが進み、昭和21年（1946年）昭和南海地震など過去に発生した大規模地震で液状化した地域では、再び液状化が起こるということに留意する必要がある。

このため、過去の液状化災害並びに大学及び各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地点の地盤状況を点検し液状化現象が予測される地域を把握し、地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成する。

イ　液状化防止対策の実施

地域住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。その際、県南部で過去に液状化が起った地域で住宅を建設する場合には、予め液状化判定を含めた土質調査を実施し、液状化対策が必要と判定された場合には、地盤改良や基礎杭の施工などの液状化対策を行うことが望ましい。併せて、地盤の液状化が起きないようにする地盤改良、液状化に対して安全性を確保するため、建築物、公共施設、地下埋設物等を補強する耐震強化その他の各種対策の普及を図る。なお、東日本大震災を受け、国において、施設の特性を踏ま

え、公共インフラにおける各技術基準の在り方を検討しており、その検討結果を踏まえて取り組むこととする。

(3)　土地利用の適正化

ア　土地条件の評価

土地自然情報の収集及び整理をし、災害強度の評価を実施し、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は危険箇所マップの作成等により災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報及び評価結果を広く一般住民に対して公開することにより、住民の意識を啓発し、住民と行政との協力による土地利用の適正化の推進を図る。

イ　土地利用の誘導及び規制

土地基本法（平成元年法律第８４号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）に基づく国土利用計画、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）その他の法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第３章　地震・津波災害応急対策計画

第１節　応急対策

第１項　応急活動体制

震度階級等に基づく防災体制及び職員の配備は次のとおりとする。

防　災　体　制	震 度 階 級	勤務時間内	勤務時間外
警　戒　体　制	震度４以上		緊急初動班員
非　常　体　制 （災害対策本部設置）	震度５強以上 津波警報	職員全員	職員全員

(1)　緊急初動班の配備

緊急初動班員は、勤務時間外に震度４以上の地震発生情報を知った場合には勤務場所に自主参集する。

(2)　緊急初動班の任務

ア　被災状況その他の情報収集

イ　幹部職員への情報連絡

ウ　県及び東備消防組合への連絡

エ　地震に伴う津波情報への対応

オ　非常体制へ移行する措置

(3)　非常体制への移行措置

ア　緊急初動班長は、被災状況等により次の順位で連絡又は登庁を求め災害対策本部の設置、自衛隊の派遣要請等の判断を仰ぐ。

第１位 市長　　第２位 副市長　　第３位 市長公室長　　第４位 危機管理課長

イ　被害の状況により災害対策本部が設置されることになる場合は、各部長等に早急に連絡する。

(4)　災害対策本部の設置基準等

ア　災害対策本部は、次の場合に設置する。

・震度５強以上の地震が発生した場合

・その他市長が必要と認める場合

イ　災害対策本部を設置したとき、及び廃止したときには、県、警察、東備消防組合、消防団その他関係機関に報告する。

(5)　災害対策本部の職員配備

ア　全職員は、勤務時間外において震度５強以上の地震情報（テレビ、ラジオ等）を知ったとき又は、自主判断により直ちに勤務場所に出勤するものとする。

イ　勤務場所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの公民館、出張所等に出勤し、所属長に報告し、その指示を受けるものとする。

ウ　出勤した職員は、それぞれの勤務場所に到着後速やかに勤務態勢につき、所属長に報告し、その指示を受ける。

エ　各所属長は、職員の配備状況を把握のうえ、必要に応じて、職員相互の応援その他の措置を講じる。

(6)　災害対策本部組織

災害対策本部組織は、備前市災害対策本部条例及び備前市災害対策本部設置規則の定めるところによる。なお、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。

(7)　災害対策本部の応急活動

ア　災害対策本部が設置されたときは、各部及び各班は備前市災害対策本部設置規則により定められた事務を所掌する。

イ　災害対策本部は、県本部と連絡調整し、県が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行うものとする。

第２項　地震津波情報の伝達計画

第１　地震情報の伝達系統

(1)　岡山地方気象台からの伝達

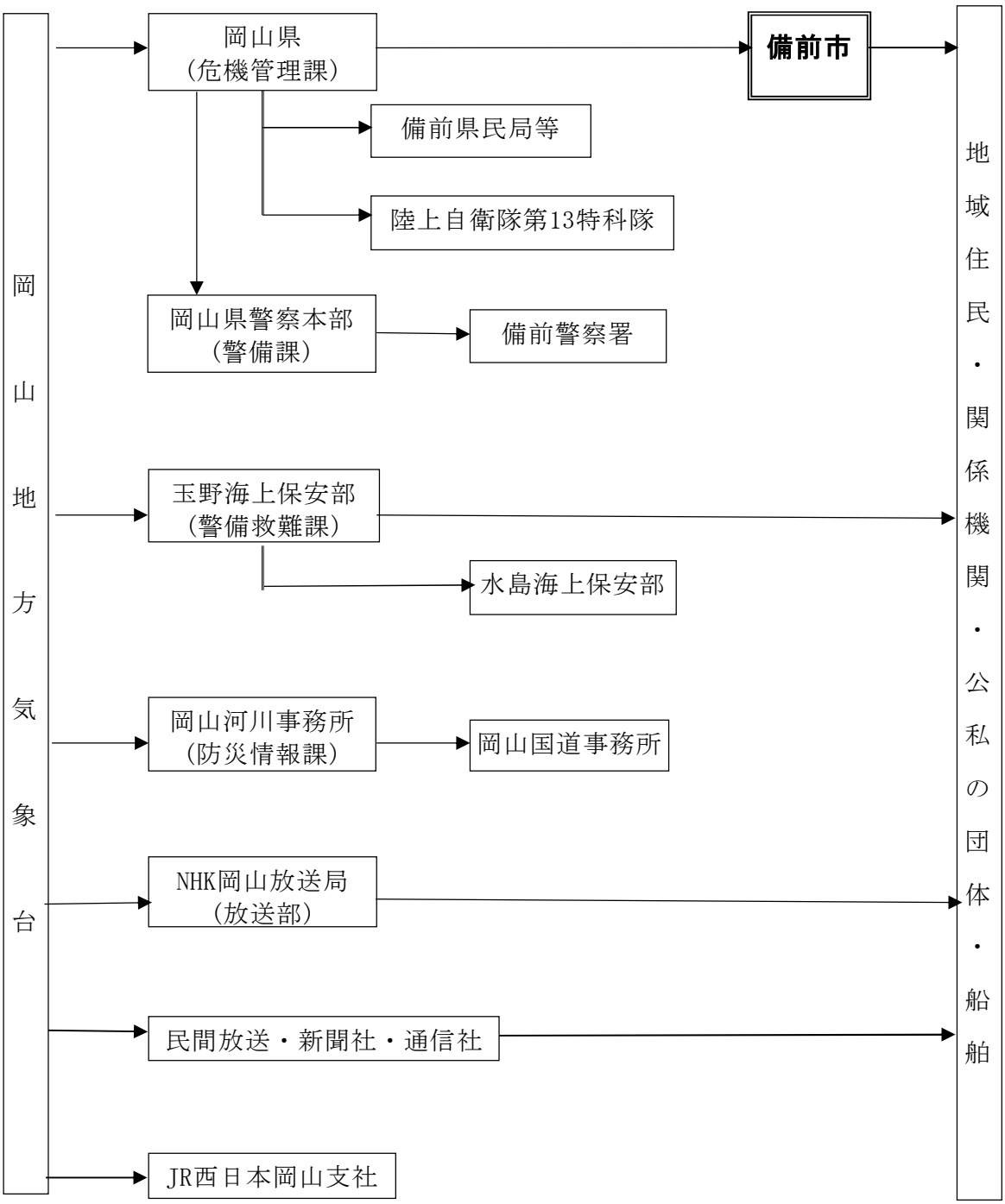

（注）陸上自衛隊第13特科隊へは、震度４以上の場合に伝達する。

(2)　国への地震情報の伝達

震度情報ネットワーク

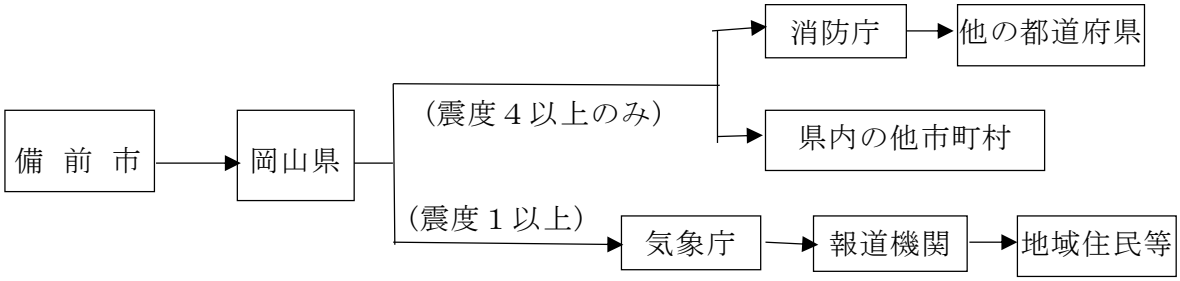

第２　津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）の伝達系統

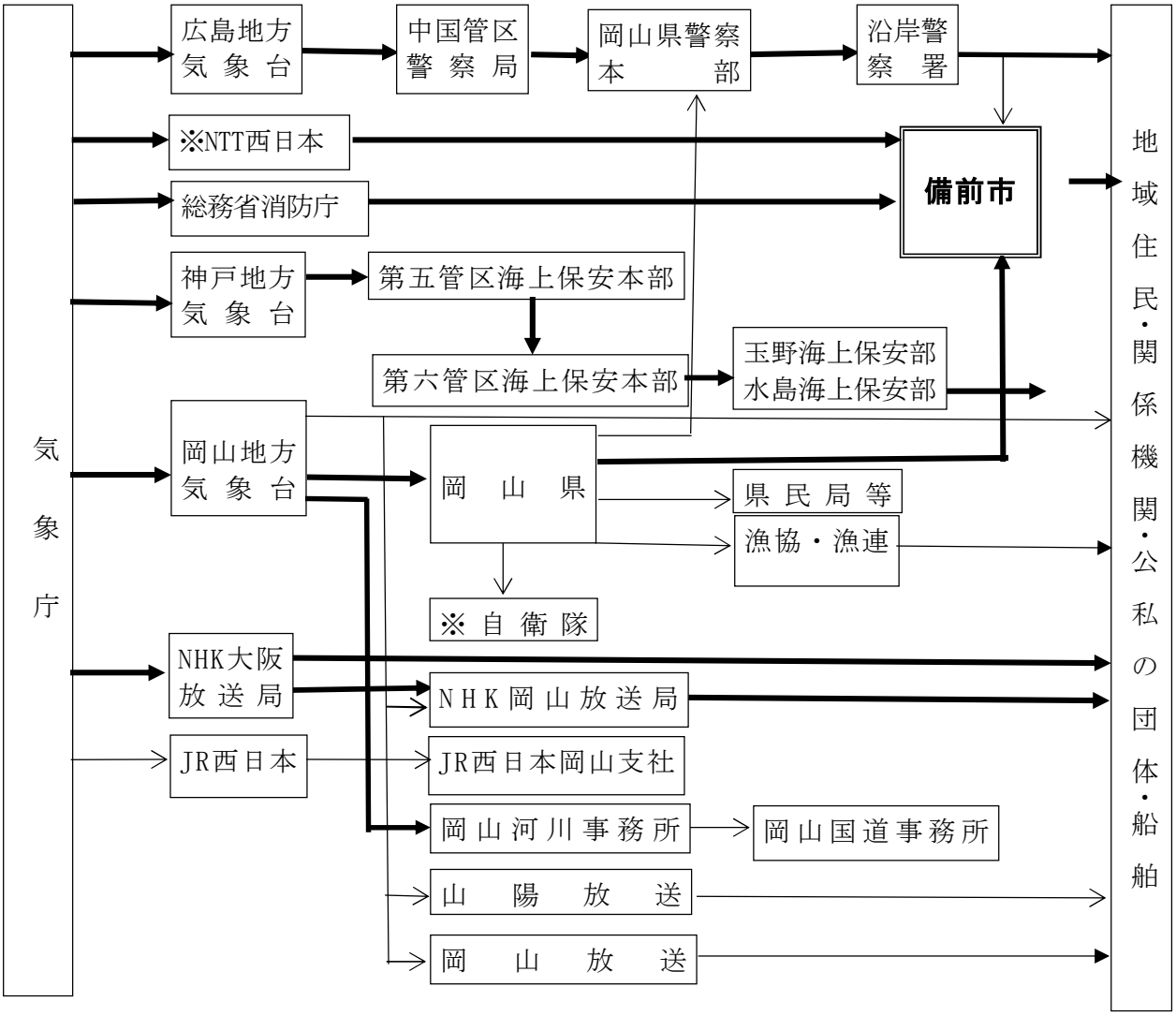

（注）　ア　※印は、大津波警報、津波警報の発表及び解除のみ伝達する。

イ　太線は法定等による伝達ルートを、細線はサブルート等を示す。

ウ　県から漁協等に対する連絡ルートは、別途具体的に定める。

第３項　被害情報の収集及び伝達計画

(1)　通信設備の状況

防災関係の無線通信設備の状況は、資料編（資料12）のとおり。

(2)　通信手段の確保

ア　災害発生直後は直ちに災害情報連絡のために、次の通信手段を確保する。

①　防災行政無線による地上系移動局

②　携帯電話その他移動通信回線

③　民間等の通信設備の優先利用又は優先使用（災害対策基本法第57条及び第79条）

④　非常通信の活用

⑤　防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。

イ　通信手段の確保に併せ、その機能維持等の要員を配置する。

①　通信施設の機能確認、維持及び復旧に要する要員

②　通信統制、通信運用の指揮等に要する要員

(3)　災害初期の被害情報の収集及び連絡

ア　市は、被害について把握できた範囲で直ちに県へ連絡する。

イ　市は、地震により、火災が同時に多発し、又は多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに県及び消防庁へ連絡する。

ウ　市は、被害状況等を県に報告するものとし、県に報告できない場合にあっては消防庁に報告するものとする。

エ　市は、「震度５強」以上の地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。（被害の有無を問わない。）

第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従うものとする。

オ　市は、震度６以上の地震を観測した場合、発災後速やかに行政機能の確保状況（市町村行政機能チェックリスト）を県に報告する。

回線別＼区分		平日(9:30～18:15) ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
ＮＴＴ回線	電　話	０３－５２５３－７５２７	０３－５２５３－７７７７
	ＦＡＸ	０３－５２５３－７５３７	０３－５２５３－７５５３
消防防災無線	電　話	(6-72-90-)49013	(6-72-90-)49102
	ＦＡＸ	(6-72-90-)-49033	(6-72-90-)49036
地域衛星通信ネットワーク	電　話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	ＦＡＸ	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

※電話での第一報も可

(4)　情報収集及び連絡の内容

ア　応急対策時においては、救急活動及び防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況及び被害状況を災害対策本部に随時報告する。

イ　活動状況については、防災関係機関が、相互に次のような事項を密接に情報交換するものとする。

［市→県］

災害対策本部等設置状況、応急活動状況及び応援の必要性

［県→市］

県が実施する応急対策の活動状況

［県→指定地方行政機関］

災害対策本部等設置状況及び応急活動状況

ウ　県災害対策本部及び市災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応が取れるよう努める

(5)　収集及び連絡体制

応急対策時の被害状況その他の情報収集及び連絡の基本は、次のフローによるものとする。

ただし、各防災機関において被害の状況等により緊急を要すると判断した場合には、直ちに県本部に連絡する。

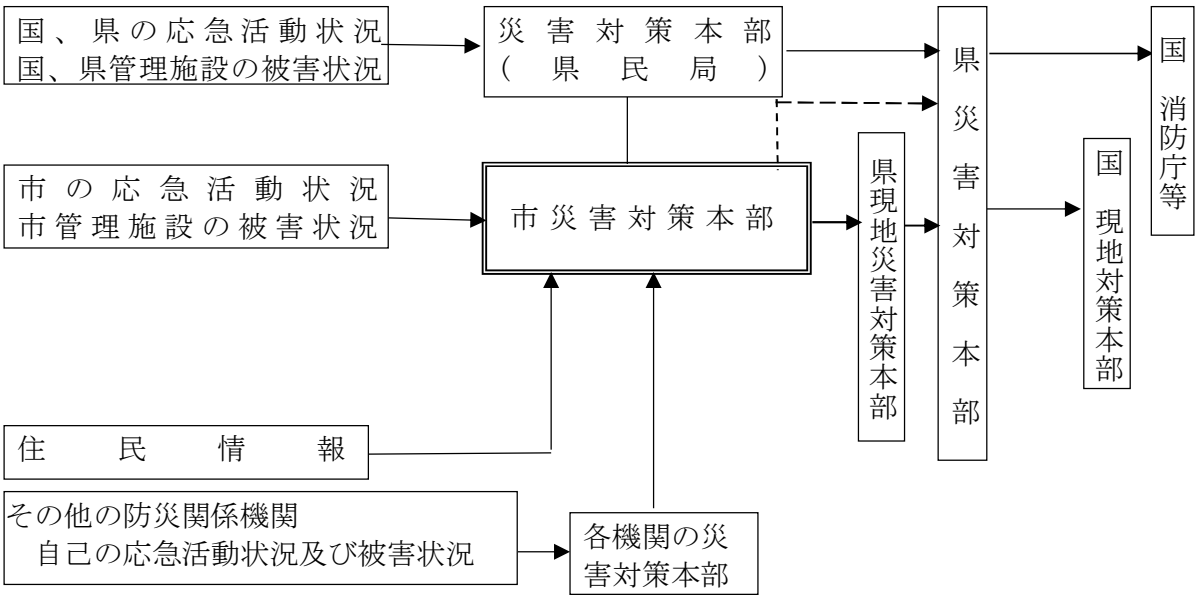

※災害発生状況報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。

（ ⇢ は、総合防災情報システムによる情報の流れ）

第４項　災害救助法の適用計画

(1)　制度の概要

災害救助による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

知事は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

(2)　救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、実施に関する事務を市長に委任する。

なお、知事は、市長へ委任した救助であっても、市長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

救助の種類	実施者
医療及び助産	県知事
応急仮設住宅の供与	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	市長
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	
死体の捜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

(3)　適用基準

市長からの情報提供に基づき、次のア～オの適応基準のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適応する。

ア　市の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の住家が滅失したとき。

市　町　村　の　人　口	住家が滅失した世帯数
5,000人未満	30
5,000人以上　15,000人未満	40
15,000人以上　30,000人未満	50
30,000人以上　50,000人未満	60
50,000人以上　100,000人未満	80
100,000人以上　300,000人未満	100
300,000人以上	150

（注）半壊等の換算については、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第１条第２項等参照

イ　県下の住家滅失世帯数が１，５００世帯以上であって、市の住家滅失世帯数がアに定める数の２分の１以上であるとき。

ウ　県下の住家滅失世帯数が７，０００世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、且つ多数の住家が滅失したとき。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令に定める基準に該当するとき。

(4)　適用手続

市長は、災害が発生した場合は、迅速かつ正確に市内の被害状況を確認し、被災状況が(3)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、県知事からの委任に基づき、又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことが出来ないときは、市長は災害救助法の規定により救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、県知事に災害の状況を適宜情報提供するものとする。

第５項　広域応援

(1)　県知事の応援要請

ア　市に対する応援

県知事は、市の実施する応急措置について必要と認める事項について支援協力を行う。（災害対策基本法第７０条第１項関係）

イ　県知事は、市の実施する応急措置が的確、且つ円滑に講じられるようにするため、特に必要と認めるときは、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。（災害対策基本法第７２条関係）

(2)　市長の応援要請

ア　県知事に対する応援要請

市長は、市の区域内に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。（災害対策基本法第６８条関係）

イ　他の市長に対する応援要請

市長は、市の区域内に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市長に応援を求める。

また、応援を求められた市は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に係わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由が無い限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市の指揮の下で行動する。（災害対策基本法第６７条関係）

(3)　職員の派遣

ア　職員の派遣の要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し当該機関の職員の派遣を要請する。

派遣要請事項

①　派遣を要請する理由

②　派遣を要請する職員の職種別人員

③　派遣を必要とする期間

④　派遣される職員の給与その他の勤務条件

⑤　その他職員の派遣について必要な事項

イ　職員の派遣の斡旋

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めるものとする。

派遣斡旋事項

①　派遣の斡旋を求める理由

②　派遣の斡旋を求める職員の職種別人員

③　派遣を必要とする期間

④　派遣される職員の給与その他の勤務条件

⑤　その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

第６項　自衛隊災害派遣要請計画

「風水害等対策編　第４章　災害応急対策計画　第３節　自衛隊の災害派遣要請及びその他の応援・雇用計画　第１項　自衛隊派遣要請」に同じであるが、重要な事項であるので本編でも再掲する。なお、ここでは概要にとどめる。

(1)　自主派遣の基準

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ　災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことが出来ないと認められる場合において、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。

（例）

・通信の途絶等により、部隊等が県知事等と連絡を取ることが出来ない場合において、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められるとき。

・通信の途絶等により、部隊等が県知事等と連絡を取ることが出来ない場合において、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められるとき。

ウ　海難事故又は航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ　その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、県知事等からの出動要請を待ついとまがないと認められること。

(2)　派遣要請

ア　市長等の派遣要請の要求に基づき、県知事が派遣要請をするのが原則であるが、県知事は、被害状況等により、人命及び財産の保護のため必要があると認めるときは、市長等の要請を待たずに直ちに要請するものとする。

イ　市長は、県知事への派遣要請の要求が出来ない場合には、その旨及び当該市の区域内に係る災害の状況を防衛庁大臣又は自衛隊に通知できる。

ウ　事態の推移に応じ、自衛隊の派遣を要請しない場合には、その旨を連絡する。

(3)　派遣要請の手続

ア　要請手順

市長⟶要請権者（県知事）⟶日本原駐屯地司令（第１３特科隊長）

イ　連絡方法

ＮＴＴ電　話　　０８６８－３６－５１５１(内線２３７夜間等は３０２)
防災行政無線　　７７－６４４０－０３１（事務室）
　　７７－６４４０－０３８（宿直室）
ＦＡＸ　　６４４０－０３９

ウ　要請依頼の内容(自衛隊法施行令(昭和２９年政令第１７９号)第１０６条)

・災害の状況及び派遣を要請する事由
・派遣を希望する期間
・派遣を希望する区域及び活動内容
・その他参考となるべき事項（現地連絡責任者等）

(4)　災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置を講じることができる。

なお、当該措置を講じたときは、直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。

区分	措　置　権　限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	ア　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び撤去命令	第６３条第３項	
	イ　他人の土地、建物等の一時使用等	第６４条第８項	通常生ずべき損失の補償（第８２条）
	ウ　現場の被災工作物等の除去等	第６４条第８項	除去した工作物等の保管（第６４条第９項）
	エ　住民等を応急措置の業務に従事させること。	第６５条第３項	従事した者に対する損害の補償（第８４条）
	オ　自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第７６条の３第３項	
自衛隊法	ア　警察官がその場にいない場合の避難等の措置 イ　警察官がその場にいない場合の救助等のための立入り ウ　天災等により海上で救助が必要な場合の救助	第９４条	警察官職務執行法第４条及び第６条 海上保安庁法第１６条

(5)　自衛隊の救援活動

ア　自衛隊の主な救援業務は次に掲げるとおりである。

被害状況の把握及び伝達、避難者の誘導及び輸送支援、遭難者等の捜索活動、水防活動、道路又は水路の啓開、診療及び防疫の支援、通信支援、人員及び物資の緊

急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の貸付け又は譲与、交通規制の支援、危険物の保安及び除去その他対処可能なもの。

イ　それぞれの救援業務に係る県及び市の対応については、マニュアルを作成する。

(6)　市の主な対応

連絡責任者の指名及び派遣、派遣部隊の誘導等、派遣部隊の基地の確保並びにヘリポートの確保

第７項　津波災害応急対策計画

第１　津波からの的確な避難指示の伝達

市は、強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を発令するなど、速やかに的確な避難指示を行う。なお、津波警報等に応じて自働的に避難情報等を発令する場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

第２　津波災害情報の連絡体制（あらゆる手段を活用した警報等の伝達）

県は、気象庁から連絡を受けた津波警報等を、直ちに市、関係機関等へ伝達する。

県及び市は、津波警報等、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）ワンセグ、インターネット等のあらゆる手段の活用を図る。

第３　消防職団員、警察官、市職員等の活動

県及び市は、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導等に当たる者や、要配慮者について把握している民生委員・児童委員の安全が確保されることを前提としたうえで、想定される津波到達時間も考慮しつつ、水門、陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行うものとする。なお、津波到達時間の３０分前には、活動を中止し高台に避難することとする。

第２節　緊急活動

第１項　救出計画

(1)　市は、救出活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて県又は他市町村への応援要請を行う。

また、被災を免れた近隣市町は、県若しくは被災市町からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救出活動を行う。

消防機関、警察又は海上保安部は、予め定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救出活動を行う。

(2)　負傷者の応急手当

消防機関（救急救命士及び救急隊員を含む。）及び自衛隊員は、救出した傷病者に対して、専門的に習得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班又は医療機関へ搬送するものとする。

住民に対しては、講習、訓練等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージその他簡易な手当を施すことにより、救護等に協力するよう指導する。

(3)　行方不明者の捜索

市は、警察、消防機関、玉野海上保安部、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。特に、行方不明者の数については、捜索、救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者の捜索にあたっては、各機関の受持ち責任区割りを行うなど効果的な捜索活動が行われるよう総合調整を図る。

住民、事業所等は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、捜索活動に協力する。

(4)　救出方法

市、消防機関、警察その他防災機関による救出は、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行い、また、延焼火災が無く、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救出できる現場を優先に効率的な救出活動を行うものとする。

また、サイレントタイム（生き埋めになった要救助者の発見を効率的に行うため、救出に当たる重機類の音や、ヘリコプターの音等を一斉に停止させること。）の設定など、現場の特性に応じた効果的な救出活動に努めるものとする。

(5)　救出用資機材の確保

市は、救出用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、調

達するものとする。

必要な救出用資機材については、各機関で調達することを原則とするが、消防機関、警察その他防災機関が保有する資機材については、各機関相互に貸し出すなど活用できるものは融通し合うものとする。

(6)　家庭動物等動物の保護

市は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。

第２項　資機材動員計画

市は、市において備蓄している資機材及び当該地域内における関係機関等からの資機材の動員を行い、被害状況等により、県や他の市町村に対しても、必要な資機材の動員を依頼する。また、関係機関からの資機材の動員を確実なものにするため、関係機関との応援協定等の締結に努める。

第３項　救急及び医療計画

第１　医療体制

(1)　指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

市及び消防機関は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。

ア　災害・救急情報システムの活用による、医療機関情報の収集及び提供

イ　避難所、居宅等における傷病者情報の収集及び提供

ウ　救護所の設置及び救護班の派遣要請

(2)　救護所の設置及び救護班の派遣要請

市は、傷病者の発生状況を把握し、避難所等に救護所を設置する。

また、必要に応じて、県地域災害医療本部に対して救護班の派遣を要請する。

(3)　医療機関のライフラインの確保

市は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者等に対して、優先的に復旧するよう要請する。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。

(4)　効率的な医療の実施

医療機関は、予め策定したマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

ア　治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行うものとする。（トリアージタッグの統一の検討）

イ　重複診療回避等のため、診療記録の患者への交付を検討する。

ウ　被災状況を県地域災害医療本部へ報告するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力に努める。

エ　医療従事者が不足するときは、県地域災害医療本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。なお、医療機関の種別ごとの役割は、次のとおりとする。

①　救護所

・　患者の応急処置

・　搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請

②　病院及び診療所

・　来院、搬送、転送及び入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置）

・　転送を要する傷病者の後方医療機関への搬送及び転送の要請

・　被災地への救護班の出動

③　基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院

・　上記②の病院の役割

・　後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送（ヘリ搬送を含む。）を行う。

・　なお、隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応するものとする。

(5)　人工透析及び難病患者への対応

県及び市は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、患者団体へ的確な医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

(6)　小児・周産期医療への対応

県及び市は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集及び提供を行う。

第２　傷病者の搬送

(1)　搬送手段の確保

市は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害医療本部、県地域災害医療本部又は消防機関から要請があった場合、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第６５条第１項（応急措置の業務）の規定により、一般車両を確保するものとする。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受けるものとする。

傷病者の搬送は、原則として東備消防組合で行うものとする。ただし、東備消防組合の救急車両が確保出来ない場合は、県、他市町村及びその他関係機関に搬送用車両等の手配又は配車を要請するものとする。

(2)　搬送先の確認

消防機関は、市と協力して広域災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況その他の情報を迅速に把握し、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

(3)　搬送経路の確保

震災により搬送経路となるべき道路が損壊を受けている場合、国、県、市等は、所管する道路の啓開を迅速に行うものとする。

第４項　避難及び避難所の設置及び運営計画

第１　避難方法

(1)　避難指示

ア　指示の基準

市は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、予め定めた判断基準等により必要と認める地域の住民等に対し、避難指示を発令する。また、危険の切迫及び避難の状況等により急を要するときは、緊急安全確保をする。

なお、市は、避難指示を発令する場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該避難指示に関する事項について、助言を求めることができる。

イ　避難指示の内容

避難指示をする際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

・避難指示の理由
・避難指示が出された地域名
・避難経路及び避難先
・避難行動における注意事項

ウ　避難指示の伝達方法

避難指示をしたときは、市は直ちに避難指示が出された地域の住民に対して、防災行政無線、サイレン、放送、広報車、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等により伝達するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(2)　一般住民の避難

市職員は、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が迅速且つ安全に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

なお、誘導に当たっては、出来る限り、自主防災組織、自治会又は町内会ごとの集団避難を行い、避難行動要支援者の避難支援を優先して行うものとする。

地域住民に対しては、避難時においては、出来る限り、避難行動要支援者等の要配

慮者に配慮しながら、町内会等ごとに集団で避難するよう指導する。

また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、市職員、警察官、消防職員等への連絡その他必要な措置を講じるように指導する。

(3)　駅、病院、学校、社会福祉施設その他の施設内にいる者の避難

社会福祉施設等の管理者は、当該施設内にいる者について、事前に作成している避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者や行方不明者等の把握に努めるものとする。

また、行方不明者が出るおそれがある事故が発生した場合は、警察又は消防機関に連絡する。

第２　避難所の設置

(1)　避難所の被災状況の確認

地震発生後の避難所の被災状況及び安全確認については、予め定めた設置マニュアルに基づいて行うものとする。

また、安全確認の結果に基づいて応急修理その他の必要な措置を講じる。

(2)　避難所の開設

市は、予め定めたマニュアルに基づき、施設の安全を確認の上、避難所を開設し、設置状況を速やかに住民に周知するとともに県に報告する。なお、市は、避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、指定避難所以外の施設についても管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、また福祉避難所への避難対象となる人がいると判断される場合は、予め協定を締結している福祉避難所を開設する。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

(3)　広域応援協力

市長は、自ら避難所の開設が困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設について応援を要請する。

(4)　企業等の従業員等の避難

災害時の行動マニュアルに基づき、事業所ごとの実情に応じて組織した自主的な防災組織を中心に、迅速に避難することに努めるとともに、地域に発生した災害の拡大防止活動に協力する。

第３　避難所の運営体制

(1)　維持管理体制の確立

市は、マニュアルに基づき、避難所維持管理責任者その他の職員を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏が無いよう配慮する。

また、当該職員は、所定のマニュアルに基づき、自治組織を構築する。その際には、女性の参画について配慮するとともに自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を来さないように、自治組織においては、業務ごとにリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。

避難所の運営にあたっては、女性の参画や在宅避難者を含めた避難者の状況把握のための体制確保に配慮する。

(2)　自治組織、施設及び行政による連携

避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者及び施設管理者は、定期的に協議の場を設けるものとする。

(3)　生活環境への配慮

避難所の運営にあたっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。

ア　食事供与の状況、トイレの設置状況等、避難者の生活状況を随時把握し、必要な対策を講じる。

イ　避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

ウ　市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

エ　避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や下着等の配布時の配慮、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

オ　やむを得ず避難所に滞在することが出来ない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により生活環境の確保が図られるよう努める。

カ　必要に応じて避難所における家庭動物のためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(4)　精神面の対応

避難所生活に伴い、精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。そのため、内科に加え精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。

(5)　平常体制への復帰対策

避難者の減少等に伴い、避難所の規模縮小、統合及び供用廃止の措置を講じる場合は、予め定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

(6)　法律相談への対応

市は、必要に応じて被災者の生活再建のため、法的知見を有した弁護士会に対し法律相談会を要請し、相談場所を設置するものとする。

第５項　道路啓開

(1)　緊急輸送道路の選定基準及び種類（県の基準）

◎緊急輸送道路の選定基準

①　高速自動車道、一般国道及びこれらに連絡するインターアクセス道路等で震災発生時に岡山県内を広域的にネットワークする幹線道路であること。

②　救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。

③　市役所と、岡山県庁及び県出先庁舎とを結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること。

④　救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点（港湾、空港等）を結ぶ道路であること。

⑤　主要公共施設（病院等）、警察署、消防署及び自衛隊の庁舎を結ぶ道路であること。

⑥　道路幅員は、原則として２車線以上であること。

◎緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地域内の災害応急対策の輸送を果たすものなど、その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。

①　第１次緊急輸送道路

県庁所在地、県民局・地域事務所所在の市町、重要港湾、空港及び広域物流拠点等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

②　第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と市町村役場及び主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路

③　第３次緊急輸送道路

第１次・第２次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

(2)　緊急輸送道路の指定

県及び市は、予め関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、警察、隣接県、市町村その他の関係機関と協議のうえ、それぞれが管理する幹線道路を中心として(1)に規定する選定基準に基づき、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じて変更する。

(3)　緊急輸送道路の啓開

ア　各道路管理者は、地震発生後直ちに予め指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域及び被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

イ　県は、県内の道路の被災状況その他の情報把握に努めるものとし、特に予め指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社において構成する岡山県道路情報連絡会を積極的に活用する。

ウ　道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会その他の関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去、応援復旧等に必要な人員及び資機材の確保に努める。

エ　道路管理者及び警察は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関、自衛隊等の協力を得て実施する。

第６項　交通の確保計画

(1)　陸上交通の確保

交通規制

①　県公安委員会による交通規制

ア　災害が発生した場合、災害応急対策の円滑な実施及び一般交通の安全を図るため、通行の禁止、制限その他の交通規制を行う。

イ　災害時において、災害応急対策等を実施するための人員及び物資の緊急輸送を確保するために必要があると認められるときは、関係機関と連絡して、その緊急輸送の確保に必要な区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

②　道路管理者による交通規制

災害時において、道路施設の破損等により被災道路の補修、応急復旧その他の措

置を講じる必要がある場合、備前警察署と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

③　交通規制の標識等

道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合、関係法令に基づき禁止又は制限の対象区域、期間等を記載した道路標識等を設置するとともに、適当な迂回路を設定し一般交通にできる限り支障の無いよう努めるものとする。

④　緊急通行車両の確認

災害応急対策等を実施するため、市その他の防災関係機関は、緊急輸送を確保するため交通規制が行われている場合で、必要な人員及び物資等を緊急に輸送する必要があるときは、県公安委員会に申請し、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けるものとする。

⑤　救援物資搬送の方法及び車両の制限

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい。）するとともに、被災地域には小型貨物等により効果的な搬送を行う。

⑥　住民に対しては、被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従うほか、被災地域における一般車両の走行を極力自粛するよう指導する。

⑦　道路管理者は、管理する道路等に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。

道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

応急復旧工事の実施が困難な場合は、県に要請し、又は県を通じて自衛隊に要請する。

(2)　海上交通の確保

本市は、片上湾、日生湾で瀬戸内海の海域に面しており、震災で陸上交通機関が甚大な被害を受け、隣接市町との連絡が断たれた場合、海上交通が重要な交通手段となる。

このため、港湾及び漁港の管理者は、その管理する港について障害物を除去し、破損した港湾施設の応急修理を行うなど海上輸送確保に努める。

(3)　航空交通の確保（ヘリポート基地の整備及び確保）

県、市及び防災関係機関は、相互に連携し、航空交通の確保の点からヘリポート基地等の整備及び確保に努める。

(4)　帰宅困難者対策

県、市、防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、一時避難所の開設等により帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要がある。そのため、公共交通機関が停止した場合には、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報しておくとともに、退避経路の案内など滞留者の誘導対策、建築物に付随する屋根瓦、看板等の落下物による被害などの二次災害の防止に努める。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、滞留者の誘導体制の整備を促すとともに、必要に応じ、主要駅周辺に男女のニーズの違いや要配慮者のニーズを配慮した一時的な滞在場所の確保を推進する。さらに、徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援が行えるよう、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し平常時から協力を要請しておく。

さらに、企業等に対して、状況によっては、従業員を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促し、学校等においては、保護者への児童、生徒等の引渡しルールなどを予め決めておくなど、一斉帰宅による混乱を避けるためのルールづくりを促進する。

第７項　消火活動に関する計画

(1)　火災発生状況等の把握

市長又は消防長は、消防職員又は団員を指揮し、市内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

ア　延焼火災の状況

イ　自主防災組織の活動状況

ウ　消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ　消防ポンプ自動車その他の車両、防災行政無線・消防無線その他通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

(2)　消火活動の留意事項

市長又は消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

ア　延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ　木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収拾、把握するとともに、特に避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。

ウ　多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ、避難路の確保その他住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

エ　危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導その他の安全措置を講じる。

オ　救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災の防御を優先的に行う。

カ　自主防災組織が実施する消火活動との連携及び指導を図る。

キ　巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え自主防災組織等と連携の上、被災地区を警戒する。

(3)　応援要請

災害が発生した場合において、火災の状況又は災害の規模により、市の消防力による防御が著しく困難なときには、次により応援要請を行う。

ア　応援隊の対応専任者

応援隊の受入れについて、県本部や応援隊の派遣自治体等との連絡調整にあたる専任者を設置する。

イ　専任者の任務については、概ね次のとおりとする。

①　緊急消防援助隊等の対応

②　応援ルートの選定及び集結場所

③　応援隊に関する各種連絡

(4)　応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、市長又は市長から委任を受けた消防長が執る。

(5)　消防部隊相互の通信体制

無線交信における県内消防、県外消防及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。

(6)　情報の収集及び連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集及び連絡体制の確立を図る。

第８項　危険物施設等の応急対策計画

第１　石油類施設の応急対策

(1)　施設管理者の措置

ア　施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却するなどの安全措置を講じる。

イ　自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。

ウ　警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2)　関係機関の措置

ア　施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

イ　警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ　消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

第２　高圧ガス施設の応急対策

(1)　施設管理者の措置

ア　施設の状況により、施設内のガスを安全な場所に移動し、充填容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水（地）中に埋めるなどの措置を講じる。

イ　警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2)　関係機関の措置

ア　施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

イ　警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ　消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

第３　火薬類施設の応急対策

(1)　施設管理者の措置

ア　火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これを移し、且つ見張人を付ける。

イ　火薬類を安全な地域に移す余裕がない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講じる。

ウ　警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2)　関係機関の措置

ア　施設管理者に対し危害防止を指示し、又は自らその措置を講じる。

イ　警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ　消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

第４　毒物劇物施設の応急対策

(1)　施設管理者の措置

ア　毒物劇物の流出及び飛散等の事故発生時には、直ちに作業を中止し、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。

イ　所轄の保健所、警察署又は消防機関に届出るとともに、必要に応じて付近住民に避難の周知を図る。

第５　放射性物質の応急対策

(1)　取扱者の措置

ア　事故の状況により、文部科学省、経済産業省及び消防庁並びに県内関係機関へ通報する。

イ　次の応急措置を講じる。

①　異常事態発生に伴う放射線モニタリング

②　消火及び当該放射性物質への延焼防止

③　放射性物質の安全な場所への移動

④　立入制限区域の設定及び立入制限

⑤　汚染の拡大防止及び除染

⑥　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出

(2)　市・消防機関の措置

ア　事故の状況により次の応急措置を講じる。

①　異常事態発生に伴う放射線モニタリング

②　消火及び当該放射性物質への延焼防止

③　警戒区域の設定による立入制限

④　避難又は避難指示等

⑤　汚染の拡大防止及び除染

⑥　医療機関との連携による放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出

⑦　地域住民等に対する広報

第６　ばい煙発生施設又は特定施設等の応急対策

(1)　ばい煙発生施設又は特定施設等の設置者の措置

ア　施設が危険な状態になったとき、又は事故が発生したときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。

イ　県知事又は市長に通報するとともに付近住民に避難の周知を図る。

(2)　関係機関の措置

地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難指示等を発令する。

第９項　緊急輸送計画

第１　輸送方法

(1)　陸上輸送

ア　各道路管理者は高速道路、国道、県道、市道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保を図る。

イ　道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て応急に実施する。

(2)　海上輸送

陸上の交通が途絶した場合は、海上輸送が有効であり、適切な運行を図る必要がある。

港湾等の管理者は、港湾及びフェリー港について早急に被害状況を把握し、必要に応じて応急復旧等を行う。

(3)　空路輸送

自衛隊のほか、関係機関のヘリコプター空輸に対応する必要があるので、市は、ヘリポートの確保を図る。

第２　県本部との輸送ルートの調整

(1)　市本部は県本部とともに輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断の上、防災関係機関等に情報提供又は指示をする。

(2)　輸送ルートについては、県外からの応援隊、資機材等にも関連するので、その情報

は報道機関を通じて全国的に周知徹底を図る。

第３　人員及び物資の輸送順位

(1)　輸送第１段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ輸送の円滑化を図る。

輸送第１段階では特に次の輸送に配慮するものとする。

①　人命の救助等に要する人員及び物資

②　応急対策等に必要な人員及び物資

(2)　輸送第２段階

人命救助活動及び応急対策の進捗状況等を勘案して必要な車両の通行措置を講じる。

①　物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）

②　応急復旧等に必要な人員及び物資

第４　緊急輸送のための燃料確保

緊急輸送を行う関係機関は、関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第１０項　物資等の受入れ、集積、搬送及び配分計画

第１　物資の受入れ、集積及び配分

(1)　必要とする物資等の把握及び情報提供

避難所等に不足している物資について、各避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資又は自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に報告する。

また、避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握するとともに、避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量又は過剰になっている物資の品目及び数量を取りまとめ、市で調整のうえ、県に報告し、物資の有効活用を図る。

避難所の責任者に対しては、避難所内の自治組織と連絡をとることにより、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、市に連絡するよう指導する。

なお、避難所以外の施設等に避難している被災者又は在宅避難者が必要とする物資については、自主防災組織や自治会等の地域組織によって把握し、避難所の責任者を通じて市に連絡するよう指導する。

(2)　物資の受入体制等

市は、プッシュ型支援も想定し、予め物資の地域内輸送拠点を指定しておく必要がある。また、その選定の際には、効率的な被災者支援の観点から、民間物流事業者の協力も視野に入れ、災害時の協力協定を締結するなど、そのノウハウの活用も検討しておく必要がある。

なお、市内に地域内輸送拠点を確保出来ない場合は、近隣市町に要請して、地域内輸送拠点を確保する。

指定された受入場所には職員を配置し、県から搬送された物資を保管し、避難所等からの要請により必要な物資を配送する。

また、避難所等の住民は、物資の仕分け及び避難所内での搬送を積極的に行うものとする。

(3)　輸送方法

道路、橋梁等の被害状況に基づき、受入場所及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。

なお、ヘリポートの確保を図るものとし、その設置にあたっては、マニュアルに従い安全面での支障が無いようにする。

受入場所から避難所への輸送については、県トラック協会、岡山県水難救済会等に協力を要請するとともに、公用車、バイク、船舶その他の輸送手段の確保に努める。

(4)　物資の配布方法

市は、避難所へ搬送された物資を、各避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて配布する。なお、配布にあたっては、要配慮者を優先する。

また、積極的な被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、避難所以外で避難生活を送っている被災者に対しては、広報車や地域組織と連絡をとることにより、物資について避難所に取りに来るように情報伝達し、配布するとともに、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得るなどの方法により届けるものとする。

避難所以外で生活する被災者に対しては、物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して、物資を届けるなどの支援を行う。

(5)　費用の基準及び支払等

協定団体（岡山県水難救済会等）による輸送費等の請求は、それぞれの協定に従い処理する。

第１１項　ボランティアの受入れ及び調整計画

第１　現状と課題

災害時には平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに越えることが予想される。そのため、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容も災害発生直後には人命救助や負傷者の手当等、次段階では救援物資の仕分け及び搬送、避難所や在宅の被災者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、復興期には高齢者、障害者その他の要配慮者に対する物心両面での支援というように、時間経過とともに変化していくことが予想される。

一方、このようなボランティア活動が無計画に行われると現場の混乱につながるおそ

れがある。そのため、行政としても、ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備を行う必要がある。

第２　基本方針

ボランティア活動が計画的且つ円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、日本赤十字社岡山県支部及び県・市社会福祉協議会等と連携を保ちながらボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市、社会福祉協議会、ＮＰＯ等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

第３　ボランティアの受入体制

災害対策本部にボランティア受付窓口については、日本赤十字社岡山県支部及び県・市社会福祉協議会等と連携を保ちながら生活支援、医療等の各分野のボランティアの申出を受付けるとともに、市現地本部と連絡調整を行い、必要な部所に振り分ける。

また、災害対策本部は必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数、募集範囲等について全国又は県内に情報提供し、参加を呼びかける。

第４　関係機関等

(1)　県

県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ちながら生活支援、医療等の分野ごとのボランティアを所轄する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアについて分野ごとのボランティアを所轄する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼びかける。

(2)　日本赤十字社岡山県支部

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣に当たっては、市災害対策本部及び県災害対策本部と連携を図りながら行うものとする。

(3)　社会福祉協議会

県・市社会福祉協議会は、高齢者、障害者等の要配慮者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、次の体制を整備する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

①　市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

ア　被災地のボランティアニーズの把握

イ　ボランティアの受付及び登録

ウ　ボランティアのコーディネート

エ　ボランティアに対する具体的活動内容の指示

オ　ボランティアリーダー及びボランティアの派遣

カ　ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給

キ　ボランティア活動の拠点等の提供

ク　ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターの派遣要請

ケ　その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

②　災害ボランティアセンター（以下「被災センター」という。）が被災により機能を十分に果たせない場合、社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び被災センターと協議のうえ、近隣市町村ボランティアセンターを設置し、被災センターの機能の一部又は全部を担う。

(4)　専門ボランティアの受入及び派遣の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については、県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び派遣に係る調整等を行う。

(5)　ボランティアの健康に関する配慮

ア　市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。

イ　市、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

ウ　市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

第３節　民生安定活動

第１項　要配慮者支援計画

(1)　要配慮者支援体制

市は、災害応急対策を行うにあたっては、要配慮者対策を行うチームを組織するものとし、市において対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2)　福祉避難所の開設

市は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所への避難が必要であると判断される人がいる場合には、予め指定している福祉避難所を開設する。

(3)　迅速な避難

市は、消防機関、警察等と連携し、予め定めた避難計画及び避難支援プランに従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮するものとする。特に、避難行動要支援者に対しては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について、避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等について、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設、他市町村、県等との連携の下に、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者に対して指導する。

地域住民に対しては、地域の要配慮者の避難誘導について、地域ぐるみで協力支援するよう指導する。

社会福祉施設の管理者及び職員は、予め定めたマニュルアルに従い、入所者の避難を行う。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

(4)　避難後の対応

市は、要配慮者を支援するため、予め定めた避難計画等に従い、次の措置を講じる。

ア　地域社会の協力を得て、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。

イ　ボランティアその他の生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

ウ　要配慮者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。

エ　柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対し、その確保及び提供を行う。

オ　避難所及び居宅等の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を避難所及び居宅へ迅速に設置及び提供する。

カ　避難所及び居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活

相談等を行う。

キ　避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設管理者への受入要請その他必要な措置を講じる。なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設、医療機関等への緊急入所、受診等により適切な対応する。

また、社会福祉施設等からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

避難住民等に対しては、避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活するよう指導する。

なお、避難所では、要配慮者の意欲保持のため、住民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮するものとする。

第２項　被災者に対する情報伝達広報計画

第１　情報伝達体制

(1)　被災者への情報伝達

市は、予め広報事項等について定めておき、広報車等により、又は自主防災組織を通じるなどにより広報を行うとともに、必要に応じて県に広報の要請を行う。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、予め集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、携帯電話や無線等、非常時の連絡手段の確保に努める。

ライフライン事業者等関係機関は、水道、下水道、電気、通信、ガス等の被害状況、復旧見込みその他生活関連情報について、各自の責任において広報する。

なお、適宜、県及び市にこれらの情報提供をするものとする。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

(2)　避難所避難者への情報伝達等

市は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。

①　情報伝達及び収集体制並びに自治組織の関わり方

②　災害対策本部との連絡方法の確保

③　災害対策本部等へ連絡すべき事項及び連絡様式

④　収集すべき避難者等の情報並びに収集及び報告様式

⑤　避難所内に伝達する情報の内容、周知及び伝達方法（放送施設利用、掲示、自治組織を通じる等）並びに必要な様式

⑥　その他必要事項

(3)　被災者の安否確認への対応

市は、住民の安否情報を各避難所単位で収集し、市本部において一元的に管理し、専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応するなどの方法について、予め定めておく。

県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することの無いよう配慮しつつ、消防、救助等、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を伝達するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることの無いよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第２　報道機関等への対応

(1)　情報の提供及び報道の要請

市は、報道機関を通じて情報を提供し、又は報道を要請するため、県と同様に情報内容及び体制について整備しておくものとする。

なお、実際に情報を提供し、又は報道要請するに当たっては、県本部と調整を図るものとする。

(2)　サイレントタイムの設定

市は、県の示した指針に従って、サイレントタイム設定のマニュアルを作成しておく。

第３項　デマ・パニック防止対策

(1)　発生防止対策

ア　市は、被災地、避難所等に定時的な張り紙又は車両巡回による広報手段により、情報提供の均一化を図る。

イ　報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

(2)　デマ解消対策

デマの事実又は歪曲した内容の情報を入手した場合には、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を講じる。

第４項　食料供給及び炊き出し計画

市は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

ア　被災者に対して供給する食料、食材等の品目及び量の決定並びに供給

イ　備蓄、食品加工業者、外食産業者等からの調達及び供給の実施

ウ　炊き出しに必要な場所（調理施設、避難所等）の確保及び整備

エ　炊き出しに必要な責任者及び実施人員の決定及び確保

オ　必要に応じ、県や協定者への食料、食材、資材等の調達の要請

カ　援助食料集積地を指定し、責任者等受入体制を確立

キ　供給ルート及び運送体制の確立

ク　避難所ごとの被災者、自治組織等受入体制の確立

ケ　被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施

コ　ボランティアによる炊き出しの調整

サ　要支援者(咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者(児))等に対し、配慮された食材、飲料水の確保

第５項　飲料水の供給計画

市は、あらかじめ定められたマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所、給水時間等について広報する。

この場合において、給水にあたって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、市において飲料水の供給を実施することが出来ないときは、日本水道協会(岡山県支部)の相互応援協定に基づき、県に次の事項を示して調達斡旋を要請するとともに、近隣市町等に支援要請を行う。

ア　給水を必要とする人員

イ　給水を必要とする期間及び給水量

ウ　給水する場所

エ　必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

オ　給水車両のみ借上げの場合は、その必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

地震発生後については、概ね８日を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は、１人１日２０リットル程度を目標とする。

住民に対しては、地震発生後３日分以上は、蓄えた水等を持ってそれぞれ飲料水を確保するよう努め、飲料水が確保できない場合は、市等の応急給水により確保するよう指導する。

また、地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合において、特に衛生上の注意を払うよう注意を喚起しておく外，市等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬及び配分を行うよう指導する。

第６項　生活必需品等調達及び供給計画

市は、災害時において被災者への生活必需品の給与又は貸与の必要があると認めた時は、次により生活必需品を給与し、又は貸与する。

ア　市の備蓄品の配給

イ　予め協定を締結してある生活必需品の業者からの調達

ウ　県への応援要請

住民等に対しては、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、対応できない場合には、市に配給又は貸与を申請する。

なお、その際は、出来るだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努める。

第７項　遺体の捜索、処理及び埋火葬計画

ア　遺体捜索及び処理体制の確立並びに必要機器の確保

市は、警察及び防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。また、玉野海上保安部の発見した遺体の引き渡しを受ける。

また、遺体について警察及び医師に依頼して、遺体の検視等、身元確認等及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した遺体について概ね次により処理する。

①　遺体の身元識別のため死体の洗浄、縫合、消毒その他の処置を行う。

②　遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬が出来ないなどの場合においては、遺体を安置するため特定の場所（寺院その他施設の利用又は寺院、学校等の施設に仮設）に集めて埋火葬その他の処置をするまでの間一時保存する。

なお、迅速に対応するため、捜索及び処理体制、資機材（棺、骨壺及びドライアイスを含む。）の確保方法について事前に計画を立てておく。

また、市において対応出来ないときは、遺体捜索等の実施、実施のための要員、資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請にあたっては、次の事項を示すものとする。

①　遺体捜索、遺体処理、埋火葬の別及びそれぞれの対象人数

②　捜索地域

③　埋葬施設の使用の可否

④　必要な輸送車両の数

⑤　遺体処理に必要な資機材の品目別数量

イ　検視等、遺体安置場所の確保

市は、避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に検視等、遺体安置場所を設ける。

ウ　火葬場の確保

市は、市の区域内の火葬場の処理能力を調査しておく。

また、職員招集体制、勤務時間延長その他の災害発生時（応援を含む。）の特別対応対策について、事前に計画を立てるものとする。

エ　遺体の搬送方法の確保

市は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てるものとする。

市は、市の区域内の全火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておく。

オ　遺体の埋火葬

市は、実際に埋葬を行なう者に、棺、骨壷その他の現物を配給する。

また、警察又は玉野海上保安部の検視を終えた身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。なお、埋葬にあたっては次の点に留意するものとする。

①　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、埋火葬とする。

②　被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いをする。

③　遺留品は、納骨堂、寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡すものとする。

玉野海上保安部は、市及び警察と連携を図りながら、海上における遺体の捜索を行なう。

捜索が困難な場合は、県又は他市町村に対し、必要な要員及び資機材の確保について応援を要請する。

第８項　ごみ及びし尿処理計画

市は、必要に応じて周辺市町等へ人員及び機材の応援を求めるとともに、県に対し、その調整を要請する。

また、予め民間の清掃及びし尿処理関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業者その他の関連業界に対して、震災時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

◎避難所等被災地におけるごみ処理等

市は、必要に応じて周辺市町等へ受入れ及び処理について、応援を求めるとともに、県

に対し、その調整を要請する。

市は、速やかに臨時のゴミステーション及び収集日時を定め、また、避難所内のごみの仮置場を定めて、住民又は避難者に周知するとともに、臨時のゴミステーションや仮置場に集められたごみを出来るだけ速やかに回収し、予め選定した処理場へ搬入し、処理を行うものとする。なお、避難者等の協力を得て、仮置場のごみの整理、飛散及び流出の防止等の管理を行う。

また、トイレが災害により使用不能となった場合は、民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設便所を設けるなどの対策を講じるとともに、避難所等から排出されたし尿の収集処理を優先的に行うものとする。

住民に対しては、市が実施するごみ及びし尿処理業務に協力するよう指導する。

第９項　災害廃棄物処理計画

(1)　施設の復旧計画

市は、廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合には適正な維持管理が難しくなり、ひいては周囲の環境へも影響を及ぼすため、日常から施設の管理を十分に行うとともに、施設の計画的な整備、更新等を行う。

また、被害が生じた場合には、市は、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図り、被害状況を県に報告するとともに、ごみ収集作業に影響を与えるような場合には、とりあえず期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼するなどの方策を立て、効果的な処理を行う。

(2)　廃棄物処理計画

ア　被災建築物等の解体及び廃棄物の処理については、原則として、公共的施設については各施設管理者が、個人被災建築物については各所有者が行う。

ただし、個人被災建築物については、所有者が被災するなどにより、自力による解体及び処理が困難な場合を想定し、市においてその被災程度、被災者の処理能力等を勘案した支援措置を講じるよう努める。

なお、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）等の規定に従い、適切な処理を行う。

イ　市においては、適切な分別、種類別の処理方法、仮置場及び最終処分場の確保その他災害廃棄物処理に関する総合的な計画の策定に努める。

ウ　市においては、災害廃棄物についても対応可能となるよう各種廃棄物処分場施設の建設の促進に努めるとともに、廃棄物の減量化及び再生利用の推進を図るため、リサイクル施設の整備についても検討する。

(3)　関係業界との協力関係の構築

災害廃棄物の処理及び処分は、災害復旧のために可及的速やかに行わなければなら

ないところから、解体、収集、運搬、中間処理及び最終処分の各段階において関係業者の協力が不可欠である。そのため、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会、一般社団法人岡山県建設業協会その他の団体と人員、資材等の確保に関し迅速かつ積極的な協力が得られるよう連携を強化するとともに、災害廃棄物のリサイクルその他の処理技術の向上を図る。

第１０項　防疫及び保健衛生計画

第１　防疫

市は、次により防疫活動を行う。

ア　防疫用資機材を確保し、環境衛生指導員等の協力を得て、便槽、家屋等の消毒等を行う。

イ　感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所等に殺虫剤及び殺そ剤を散布する。

ウ　県知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水その他生活に必要な水を被災されていない水道事業者等から確保し供給する。

エ　避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

オ　県知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

なお、次の場合には、必要に応じて県に対して応援を要請する。

ア　臨時予防接種の実施にあたり、対象者の把握、対象者への連絡等をする必要があるとき。

イ　自ら防疫活動の実施が困難な場合において、必要な人員及び資機材の応援を必要とするとき。

第２　健康管理

被災した場合は、避難所巡回や戸別訪問など被災住民の健康管理を行えるシステムを出来るだけ早期に確立するものとし、市において対応が困難な場合は、県に対して要員派遣その他の応援を求める。

被災地以外の市町村は、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣について協力する。

第３　公衆衛生活動

１　現状と課題

大規模な災害が発生した時は、被災市のみでは対応できない多様な公衆衛生上のニーズ（被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善等）への対応が求められる。このため、県では、被災地の公衆衛生上のニーズを的確に把握し、ニーズに応じた効率的かつ効果

的な公衆衛生活動を行う必要がある。

２　基本方針

県は、被災市のみでは被災者の多様な公衆衛生上のニーズに対応できないときは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣し、被災者の心身の健康状態や生活環境の実態等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。また、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対しては、保健・医療・福祉・介護等の専門職と連携した支援を行う。

３　対策

市は、公衆衛生担当者のみでは公衆衛生活動を十分に実施できないと判断したときは、早急に公衆衛生担当者の派遣を県に要請する。

第１１項　文教対策計画

(1)　教育施設の確保

ア　応急措置

各校長及び園長は、被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡を取りながら応急措置を講じる。

①　災害発生後、二次災害の防止等のため、施設及び設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

②　被災建物で、大破以下の被災建物は、応急修理をしたうえで使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

③　被災校(園)舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害の少ない地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

④　教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ　臨時校舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

①　臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎、又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。

②　校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

③被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借

用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(2)　教科書・学用品等の給与

ア　災害のため教科書を滅失、毀損した児童生徒がある場合、市教育委員会は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないよう適切な措置を講じる。

イ　市は、自ら学用品等給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

ウ　災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、災害救助法施行規則に基づき、関係部局と連携をとり、迅速な措置を講じる。

また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行規則による。

(3)　心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施するものとし、県及び市は、教職員への研修及び精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

また、各学校及び園は児童生徒及び保護者を対象とした相談活動を行う。

(4)　疎開児童生徒等への対応

疎開に伴う転入学等に関する窓口を設け、問い合わせに対応する。その場合、里親制度との連携を図る。

校長は、避難所に告示板等を設けて、又は教職員を通じて、直接保護者に他府県の対応その他の情報及び手続の方法を知らせる。

(5)　学校の再開

校長は、授業再開までに通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員及び保護者との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。

(6)　社会教育施設等の保護

ア　社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。

また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて安全を確認したうえで使用する。

イ　文化財

国指定の文化財が滅失し、又は毀損した場合は、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）の規定により県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失し、又は毀損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和５０年岡山県条例第６４号）により県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なうおそれがあるので、国及び県の技術指導により実施する。

第４節　機能確保活動

第１項　ライフライン（電気、通信、ガス、下水道、水道等）施設応急対策計画

第１　ガス施設応急対策計画

ＬＰガス消費者

ＬＰガスの使用中等に地震が発生した場合、速やかに次の措置を講じる。

①　コンロのコック及び容器のバルブを閉止し、火気の使用を停止する。

②　販売店に被害状況を連絡する。

第２　上水道施設応急対策計画

ア　応急給水の実施

水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。

この場合、地震発生後は、避難所、医療施設等を中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施するものとし、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、障害者、高齢者その他の要配慮者に配慮した、よりきめ細かな給水を実施する。

イ　施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

①　管路施設の多くが道路等の地下に埋設されていることから、その復旧にあたっては、施設台帳の果たす役割が重要であることに鑑み、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の分散化及びクラウド化によるバックアップシステムの構築を図る。

②　資機材の調達及び復旧作業の迅速化を図るため、市の区域内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。

施設の復旧にあたっては、地域ごとの復旧予定時期等を地域住民に周知するよう努める。

ウ　他自治体との協力体制の整備

公益財団法人日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、相互応援対策要綱を策定して、県内市町村相互の支援体制を整備しており、これに基づいた実践的な訓練を毎年実施している。

さらに、県内市町村の支援で不十分な場合には、公益財団法人日本水道協会等を通じ他府県への協力支援を要請する。

第３　下水道施設応急対策計画

ア　市は、市が管理する下水道施設について、県に準じた対策を講じるものとするが、県施設と比べ管渠延長が長大なこと、住民と密着している避難所等に接続する特に重

要な管渠ルートの確認、下水道台帳のクラウド化によるバックアップシステム等を図る。

イ　施設の復旧

被災者の生活再建にとって、下水道施設は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

①　管路施設の多くが道路等の地下に埋設されていることから、その復旧に当たっては、施設台帳の果たす役割が重要であることに鑑み、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の分散化及び電子データ化・バックアップシステムを図る。併せて処理場等の被災状況を把握し、早急な復旧に努める。

②　資機材の調達及び復旧作業の迅速化を図るため、市の区域内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。

施設の復旧にあたっては、地域ごとの復旧予定時期等を地域住民に周知するよう努める。

ウ　他機関との協力体制の整備

日本下水道事業団と災害時に備えて災害支援協定を締結している。また、各施設において実践的な訓練を毎年実施するよう努めている。

さらに、日本下水道事業団からの支援で不十分な場合には、岡山県下水道協会等を通じ他自治体への協力支援を要請する。

第２項　住宅応急対策計画

(1)　応急仮設住宅の供与

ア　実施責任者

①　仮設住宅の供与に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

②　災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は、県知事が行う。但し、県知事が市長に権限の一部を委任した場合又は県知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

イ　災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

①　建設による供与

a　建築基準

(a)　建設予定場所

応急仮設住宅建設場所は、県又は市の公有地とするが、私有地の場合は所有者と市の間で賃貸借契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく、ライフラインとの接続が容易で、保健衛生上適当な場所とする。

特に、市は、予め応急仮設住宅の建設地を予定しておくよう努めるものと

し、生活の実態に即した用地の確保に努める。

(b)　建物の規模等

１戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和３５年岡山県規則第２３号）別表第１に定める基準とする。

なお、建設資材の県外調達により限度額での施行が困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で当該輸送費を別枠とする。

(c)　建物着工時期及び供与期間

災害発生の日から２０日以内に着工するものとし、その供与期間は、完成の日から２年以内とする。

b　入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅が無く、自らの資力でもってしても、住宅を確保することの出来ない者であること。

c　入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が、市の協力を得て行う。但し、状況に応じ市長に委任できる。

d　管理

応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。この際、応急仮設住宅における安全、安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

e　協力要請

県は、応急仮設住宅の建設及び業者の選定に当たっては、関係団体に対して協力要請をする。また、市が行う場合も同様とする。

(2)　被災住宅の応急対策

ア　被災住宅の応急修理

①　被災住宅の応急修理については、原則として市が行うが、災害救助法が適応された場合においては、県と緊密な連携のもとに行う。

②　応急修理の内容

a　被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から１月以内に完成するものとする。

b　災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることできない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者であること。

③　協力要請

県は、市の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行うとともに、市から応援要請があった場合は、一般社団法人岡山県建設業協会に対して協力を要請する。

イ　住宅等に流入した土石その他障害物の除去

①　住宅等に流入した土石その他障害物の除去については、原則として市が行うが、災害救助法が適応された場合においては、県と緊密な連携のもとに行う。

②　土石その他障害物の除去の内容

a　障害物の除去は、居室、炊事場その他生活に欠くことが出来ない最小限度の部分について、災害の発生の日から１０日以内に完了するものとする。

b　障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では除去することが出来ない者を対象者とする。

(3)　被災住宅及び被災宅地の危険度判定

地震が発生した場合は、余震、降雨等による二次災害の防止のため、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅及び被災宅地の応急危険度判定を速やかに行う。

(4)　公営住宅への一時入居

市は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８号の４第７項に基づく目的外使用として、公営住宅の空き家に被災者を一時入居させることができる。

ア　公営住宅への入居の調整

①　公営住宅の空き家情報の収集と調整

県は、被災市町村以外の協力を得て、県内の公営住宅の空き家を一時入居用住宅として提供できる戸数を取りまとめ、被災市町村に情報の提供を行い、統一窓口として戸数の割当て及び入居申込みの調整業務を行う。

②　入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊した、罹災証明書のある者で、現に居住する住宅がないもの。

③　使用期間

県営住宅については、地方自治法第２３８条の４及び岡山県財務規則（昭和６１年岡山県規則第８号）第２１１条により、また、市営住宅についても、地方自治法第２３８条の４により、１年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

④　他県への協力要請

県内での公営住宅の確保が出来ない場合は、他の都道府県に一時入居用の公営住宅の提供要請を行う。

イ　特例による入居者の取扱い

①　特例入居

被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第２１条に規定する公営住宅への特例入居資格を有する者には、特例入居で対応する。

②　特例入居の調整と斡旋

県は、被災市町村以外の協力を得て、県内の公営住宅の特例入居での受入れ可能戸数を取りまとめ、被災市町村に情報の提供を行い、統一窓口としての調整業務を行う。また、他の都道府県の公営住宅の空き家情報を把握して被災市町村に斡旋する。

(5)　住宅応急支援窓口の設置

県は、市と連携を図り、住宅に関する総合的な支援窓口を設置し、相談業務を行う。

市は、被災者の利便を考慮し、出来るだけ被災地域内又はその隣接地に、住宅の応急修理、障害物の除去、被災住宅の危険度判定、公営住宅への一時入居、仮設住宅への入居等、個人住宅への支援策や住宅確保に関する相談窓口を設置し、住宅相談に応じる。

(6)　建設資機材の調達

住宅応急対策に必要な建設資機材の調達は、被災市町村が行う。

不足する場合は、県に協力を求め、県は、建設業界等の関連業界、他府県及び国に対して速やかに協力要請を行う。

(7)　関係業界との協力

市は、住宅応急対策に関し、関係業界との協力事項、要請方法等について、個々の団体と協力体制の確立を図る。なお、必要な場合は、協定の締結を検討する。

(8)　民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅の空き家情報や仲介、斡旋に関係する業界団体と協力し、これら民間団体が有するネットワーク情報を市が利用できる体制を整備する。

被災地域が広範囲にわたる場合は、周辺市町村の協力や連携を図るための調整を行う。

また、雇用促進住宅や社宅等も有効活用出来るよう関係部局を通じて協力を求める。

第３項　公共施設等応急対策

(1)　復旧体制の整備

ア　県、市及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、一般社団法人岡山県建設業協会その他の関係団体との協定の締結等に努める。

イ　各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、予め重要な所管施設の構造図その他の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアッ

プシステムの整備を図る。

(2)　各公共施設の応急復旧計画

ア　河川及び海岸施設の応急対策

市及びその他の河川管理者は、各水防計画に基づき、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設に亀裂等が生じている場合にはビニールシートで覆い、また、堤防及び水門の損壊については、土のう、矢板等による応急締切りを行うなど、施設の性格及び被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

イ　砂防関係施設等の応急対策

市は、国、県の専門職員とともに、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置その他の被害状況に応じた出来る限りの応急工事を実施する。

また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、危険箇所マップを作成し、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置等により、適切な警戒避難体制の整備を図る。

さらに、関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。

また、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、市長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地滑り）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

ウ　ため池施設の応急対策

市は、地震発生後直ちに防災重点ため池や地震時点検ため池の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシート、土のう等による応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとり、貯水水位を迅速に下げる。

エ　公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地、避難施設等としての利用が想定されることから、各管理者において、被災建築物応急危険度判定士その他の専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、出来る限り応急復旧による機能確保を図る。

(3)　交通施設の応急復旧計画

ア　道路施設の応急対策

①　各道路管理者は、地震発生後直ちに予め指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域及び被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

②　道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会その他の関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去、応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

③　道路管理者及び警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関、自衛隊等の協力を得て実施する。

イ　港湾施設の応急対策

港湾管理者は、国（国土交通省中国地方整備局）及び県との連携の下、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況と利用可能な係留施設について正確な情報の収集に努めるとともに、市街における被災地域、輸送ルートの状況及び港湾施設の被害状況を勘案し、出来るだけ暫定供用可能な状態への復旧に努め、必要に応じて、仮桟橋の設置を検討し、海上輸送ルートの確保に資する。

また、港湾施設の全面的な復旧に当たっては、被災地において発生したコンクリート殻等の適切な処分についても検討する。

第４章　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　総則

第１項　南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

１　計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

２　計画の性格

(1)　この計画は備前市地域防災計画（地震・津波災害対策編の第４章）として作成する。

(2)　この計画は、南海トラフ地震防災対策基本計画（令和元年５月３１日、中央防災会議策定）を踏まえて作成する。

３　推進計画の作成に当たって配慮すべき事項

以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、「命を守る」ことを目標とし、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針として、地域の被害想定等に応じた計画を作成する。

(1)　極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること。

(2)　時間差において複数の巨大地震が発生する可能性があり、その被害は広域かつ甚大となること。

(3)　想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられること。

第２項　南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震防災対策特別措置法第３条に基づき指定された岡山県の南海トラフ地震防災対策推進地域の区域は、次表のとおりである。

【平成２６年３月３１日内閣府告示２１号】

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、 総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、 和気町、早島町、里庄町、矢掛町

第３項　南海トラフ地震の被害想定

第１章「総則」第6節「南海トラフの巨大地震の被害想定」に記載する。

第４項　防災会議

第１章　「総則」第2節「防災会議」に記載する。

第５項　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１章　「総則」第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に記載する。

第２節　災害対策本部等の設置等

第１項　災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定され得る規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部及び必要に応じて現地にも災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第２項　災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、備前市災害対策本部条例及び備前市災害対策本部設置規則に定めるところによる。

第３項　災害応急対策要員の参集

１　市長は、通常の交通機関の利用が出来ない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制、参集場所その他の職員の参集計画を別に定めるものとする。

２　職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、災害発生の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第３節　地震発生時の応急対策等

第１項　地震発生時の応急対策

１　情報の収集及び伝達

(1)　情報の収集及び伝達における役割は、「第３章　地震・津波災害応急対策計画」のとおりとする。ただし、津波等の被害が予測される地区に緊急連絡が必要な場合において、電話等での連絡の有無にかかわらず、職員が直接関係地区へ広報するものとする。(資料13)

(2)　地震又は津波、被害状況その他の情報の収集及び伝達については、情報の種類に応

じて、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、「第３章　地震・津波災害応急対策計画」のとおり行うものとする。

(3)　通信の途絶、交通の障害等により、市長等と災害対策本部の連絡が取れない場合においては、次のとおり対応するものとする。

①　強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を発令するものとする。

②　地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときは、市長は、海浜・堤外河川敷にいる者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を発令するものとする。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達されたときも、同様の措置を講じるものとする。

２　施設の緊急点検及び巡視

市は、必要に応じて、公共施設等のうち特に防災活動の拠点となる施設及び避難場所に指定されている施設について緊急点検、巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

３　二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検、応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講じるものとする。

４　救出、救急、医療及び消火活動

救出、救急、医療及び消火活動については、「第３章　地震・津波災害応急対策計画」のとおりとする。

５　物資調達

市は、災害発生後、適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量及び他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

６　輸送活動

輸送活動については、「第３章　地震・津波災害応急対策計画」のとおりとする。

７　保健衛生及び防疫活動

保健衛生及び防疫活動については、「第３章　地震・津波災害応急対策計画」のとおりとする。

第２項　資機材、人員等の配備手配

１　物資等の調達手配

(1)　地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資及び資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

(2)　市は、県に対して、市の区域内の居住者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）並びに観光客、釣り客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

２　人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告する。

３　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1)　防災関係機関は、地震が発生した場合において、市防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、予め必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。

(2)　機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第３項　他機関に対する応援要請

１　市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関しては、締結している応援協定のとおりである。

２　市町村は必要があるときは、１に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第４項　帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第２節「応急活動」第６項「交通の確保計画」「（４）帰宅困難者対策」に準ずる。

第４節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第１項　津波からの防護のための施設の整備等

１　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖を行うものとする。工事中の場合は直ちに工事を中断等の措置を講ずる。

また、ポンプ場など内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

２　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の計画に基づき、各種整備を行うものとし、詳細については各管理者が別に定める。

(1)　防潮堤、堤防、水門等の点検方針及び計画

(2)　防潮堤、堤防、水門等の自動化、遠隔操作化、補強その他必要な施設整備等の方針

及び計画

(3)　水門や陸閘等の閉鎖を迅速かつ確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

(4)　津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画

(5)　防災行政無線(同報系)の整備等の方針及び計画

第２項　津波に関する情報の収集・伝達等

津波警報等の情報の収集・伝達に係る基本的事項は、「第３章　地震・津波災害応急対策計画」のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

１　津波に関する情報が、居住者及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。この際、障害のある人や外国人等の要配慮者に配慮する。

２　船舶に対する伝達

３　船舶、漁船等の固定、港外退避その他の措置

４　市の区域内の被害状況の迅速かつ確実な把握

５　通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること。

第３項　避難対策等

１　地震発生時において、津波による避難指示の対象となる地区は、次の表のとおりである。

なお、市は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として老人、子ども、病人、障害のある人、その他の要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

地　　区（大字）
浦伊部、久々井、西片上、東片上、穂浪、鶴海、 日生町日生、日生町寒河、日生町大多府

２　市は、１に掲げる地区ごとに、次の事項について、関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

(1)　地区の範囲

(2)　想定される危険の範囲

(3)　避難場所（屋内又は屋外の種別）

(4)　避難場所に至る経路

(5)　避難指示の伝達方法

(6)　避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

(7)　その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

3　市は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料その他生活必需品の調達及び確保並びに職員の派遣を行うものとする。

4　地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、予め定めた避難計画及び市本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のために必要な措置を講じるものとする。

5　他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(1)　市は、予め自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障害のある人、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

(2)　津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が出されたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団若しくは自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(3)　地震が発生した場合、市は、(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

6　市は、予め関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

7　避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1)　市が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。

ア　収容施設への収容

イ　飲料水、主要食料及び毛布の供給

ウ　その他必要な措置

(2)　市は、(1)に掲げる救護に必要な物資及び資機材の調達及び確保を図るため、次の措置を講じるものとする。

ア　流通在庫の引渡し等の要請

イ　県に対する県又は他の市が備蓄している物資等の供給要請

ウ　その他必要な措置

8　市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第４項　消防機関等の活動

１　消防機関等は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。

(1)　津波警報その他の情報の的確な収集及び伝達

(2)　津波からの避難誘導

(3)　土のう等による応急浸水対策

(4)　自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

(5)　救助、救急等

(6)　緊急消防援助隊その他応援部隊の進出及び活動拠点の確保

(7)　津波到達予想時間等を考慮した避難ルールの確立

２　１に掲げる措置を講じるため必要な動員、配備及び活動計画は、別に定める。

第５項　上下水道、電気、ガス、通信及び放送関係

１　上下水道

津波からの円滑な避難を確保するため、上水道管及び下水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じるものとする。

２　電気

(1)　電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達、避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保その他の必要な措置を講じるとともに、火災その他の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放その他の措置に関する広報を実施するものとする。

(2)　指定公共機関中国電力株式会社岡山東営業所が行う措置

①　電力供給施設の災害予防措置を講じる。

②　災害発生後は、被災施設の早期復旧を実施するとともに供給力の確保を図る。

３　ガス

ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災その他の二次災害防止のための、利用者によるガス栓閉止その他の必要な措置に関する広報を実施するものとする。

４　通信

(1)　指定公共機関西日本電信電話株式会社が行う措置

①　災害時における情報等の迅速かつ正確な収集及び伝達を行う。

②　防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。

③　防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

④　災害発生後に備えた災害応急対策資機材及び人員の配備を行う。

⑤　災害時における公衆電話の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

⑥　気象等の警報を市町村へ連絡する。（大阪センター）

(2)　県が行う支援の措置

5　放送

指定公共機関日本放送協会岡山放送局が実施する措置

①　気象等の予警報、被害状況等の報道を行う。

②　防災知識の普及に関する報道を行う。

③　緊急警報放送その他災害情報の伝達を行う。

④　義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

第６項　交通対策

1　道路

(1)　市、道路管理者及び県警察は、津波襲来により損壊の危険度が高いと予想される区域及び避難経路として使用が予定されている道路について、予め周知するとともに通行禁止等を行う。

2　海上及び航空

(1)　玉野海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による損壊の危険が想定される地域から安全な海域へ船舶を退避させるなどの措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講じるものとする。

(2)　空港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波情報を周知する。

3　鉄道

(1)　鉄道事業者は、走行路線に津波の発生による損壊の危険度が高いと予想される区間がある場合などにおける運行の停止その他運行上の措置を講じるものとする。

(2)　駅等の施設管理者は、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。

第７項　市が自ら管理し、又は運営する施設に関する対策

1　不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

(1)　各施設に共通する事項

ア　津波警報等の入場者等への伝達

イ　入場者等の安全確保のための退避その他の措置

ウ　施設の防災点検並びに設備、備品等の転倒及び落下防止措置

エ　出火防止措置

オ　水、食料等の備蓄

カ　消防用設備の点検及び整備

キ　非常用発電装置の整備及び防災行政無線、テレビ、ラジオ、ＩＣＴ機器その他情報を入手するための機器の整備

ク　具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

(2)　個別事項

ア　病院、療養所、診療所等にあっては、重症患者、新生児その他の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ　学校、職業訓練校、研修所等にあっては、

①　当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

②　当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば養護学校、盲学校、ろう学校等）、これらの者に対する保護の措置

ウ　社会福祉施設にあっては重度障害のある人、高齢者その他の移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

２　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1)　災害対策本部等が置かれる庁舎等の管理者は、１の(1)に掲げる事項のほか、次に掲げる措置を講じるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を講じるよう協力を要請するものとする。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ　無線通信機その他通信手段の確保

ウ　災害対策本部等の開設に必要な資機材、緊急車両等の確保

(2)　この推進計画に定める避難所又は応急救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、１の(1)又は１の(2)に掲げる措置を講じるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入及び配備に協力するものとする。

３　工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

第５節　時間差発生等における円滑な避難の確保等

第１項　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第２項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。

第２項　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第２項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第２節「災害対策本部等の設置等」第２項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第２項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。

地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、市で定める。

３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備する。その収集体制は、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第１節「応急対策」第３項「被害情報の収集及び伝達計画」に準ずる。

避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、第３章「地震・津波災害応急対策計画」第１節「応急体制」第３項「被害情報の収集及び伝達計画」に準ずる。

災害対策本部からの指示事項等の伝達については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第２節「災害対策本部等の設置等」第２項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

4　災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

5　避難対策等

(1)　地域住民等の避難行動等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。

(2)　避難所の運営

市における避難後の救護の内容については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第３項「避難対策等」に準ずる。

6　消防機関等の活動

(1)　市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定める。

(2)　水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとる。

7　警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。

(1)正確な情報の収集及び伝達

(2)不法事案等の予防及び取締り

(3)地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8　水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1)　水道

必要な飲料水を供給する体制を確保する。

(2)　電気

指定公共機関の電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保する。

(3)　ガス

①　指定公共機関のガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保する。

②　指定公共機関のガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定める。

(4)　通信

指定公共機関の電気通信事業者は、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を定める。

(5)　放送

指定公共機関の日本放送協会岡山放送局及び各民法放送会社は、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制を確保する。

９　金融

指定公共機関の金融機関が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置としてとるべき内容を定める。

１０　交通

(1)　道路

①　県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知を図る。

②　市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について予め情報提供するものとし、その方法の内容を定める。

③　市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、車両の走行は極力抑制するようにするものとし、その周知方法の内容を定める。

(2)　海上及び航空

①　玉野海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第６項「交通対策」「２　海上及び航空」に準じて行う。

②　港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第６項「交通

対策」「２海上及び航空」に準じて行う。

１１　市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策は、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第７項「市が自ら管理し、又は運営する施設に関する対策」に準じて行う。

１２　滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

第３項　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第２項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第２節「災害対策本部等の設置等」第２項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第４章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第４節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第２項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。

３　災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０km 程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

４　市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第６節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は、概ね５年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

１　建築物、構造物等の不燃化・耐震化
２　避難場所の整備
３　避難経路の整備
４　土砂災害防止施設
５　津波防護施設
６　消防用施設及び消防用資機材の整備等
７　緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
８　通信施設の整備
９　緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

市その他防災関係機関は、「第３節　地震発生時の応急対策等」に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

通信施設の整備計画は次のとおりである。

(1)　市防災行政無線
(2)　その他防災機関等の無線

第７節　防災訓練計画

１　市及び防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知並びに関係機関及び地域住民等の自主防災組織等との協力体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
２　１の防災訓練は、少なくとも年１回以上実施するものとする。
３　１の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

４　市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合は、県に対し、必要に応じて助言及び指導を求めるものとする。

５　市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

(1)　要員参集訓練及び本部運営訓練

(2)　避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

(3)　津波警報その他の情報収集及び伝達訓練

(4)　災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第８節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

１　市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、部、課及び機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

(1)　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(2)　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(3)　地震及び津波に関する一般的な知識

(4)　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合にとるべき具体的な行動に関する知識

(5)　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

(6)　南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(7)　南海トラフ地震対策として今後地震対策として取り組む必要のある課題

(8)　家庭内での地震防災対策の内容

２　住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、あらゆる機会を捉え、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施その他地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助及び共助努力を促し、地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

(1)　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(2)　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(3)　地震及び津波に関する一般的な知識

(4)　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛その他防災上とるべき行動に関する知識

(5)　正確な情報入手の方法

(6)　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(7)　各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

(8)　各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

(9)　避難生活に関する知識

(10)　平素住民が実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(11)　住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(12)　地震発生中に自らとるべき行動

3　児童生徒等に対する教育

市は、学校教育等を通じて、地震、津波に関する知識や避難の方法その他の防災教育の推進を図る。

4　防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県又は市が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

5　自動車運転者に対する教育

市は、自動車運転者に対して、災害時の運転方法及びマナー並びに避難時の自動車の取扱いに関する啓発に努めるものとする。

6　相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、

その旨の周知徹底を図るものとする。

第５章　地震・津波災害復旧・復興計画

第１節　復旧・復興計画

被災地の復旧・復興支援については、住民の意向を尊重し、県及び市が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第１項　地域の復旧・復興の基本方向の決定

ア　県及び市は被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

イ　被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

ウ　観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。

エ　県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共機関に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

第２項　被災者等の生活再建等の支援

県及び市は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

(1)　住宅の確保

ア　復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとし、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行う。

イ　災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用し、極力安全な地域への移転を推奨する。

ウ　市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それ

ぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は国と連携し、市町村の活動の支援に努める。

(2)　生活資金等の支給等

ア　被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。

イ　被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることが出来るよう必要な措置を講じる。

ウ　災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。

エ　必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

(3)　雇用の確保等

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

(4)　迅速な罹災証明書の交付

ア　市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

イ　市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制について予め検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

県は市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害

時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合は、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(5)　情報、サービスの提供等

ア　被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り法律的な観点も含めた総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

イ　市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第３項　公共施設等の復旧・復興計画

(1)　基本方向の決定

市は、社会・経済活動の早期回復及び被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実状に即した迅速な復旧を基本として早期の機能確保に努めるものとし、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興についても検討する。

(2)　迅速な復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の復旧にあたっては、事前協議制度、総合単価制度等の活用を図り復旧設計を行い、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り災害関連事業等を活用し改良復旧を行う。

(3)　さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成

県及び市は、被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。

また、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理

者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、速やかに、さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する。

指針やガイドライン、復興計画の作成に当たっては、次の点に留意する。

ア　関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めるものとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

イ　土地区画整理事業、都市再開発事業等の活用

計画の実施に当たっては、土地区画整理事業、都市再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設置、ライフラインの共同溝化及び耐震化等を盛り込む。

ウ　被災市街地復興特別措置法等の活用

建築物の相当数が減失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限又は土地区画整理事業等の特例を活用するとともに、復興計画のスムーズな実施に努める。

エ　学校とまちづくりの連携

県及び市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の耐震・防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

(4)　特定大規模災害被災地の復興

県及び市は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（市町村間の連携、国との連携、広域調整）に努める。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害で土地利用の状況が著しく変状した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

市は、特定大規模災害からの復興のために職員の派遣が必要な場合、関係地方行政機関に対し要請する。

第４項　激甚災害の指定に関する計画

(1)　被害状況の収集

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号。以下、「激甚法」という。）による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令におい

て指定することとなっており、県及び市においては、国の早期指定のためにも、各種施設ごとの迅速かつ正確な情報の収集を行う必要がある。

市は、市の区域内の被害情報の収集に努め、県が行う調査等について協力する。

（激甚災害指定のフロー）

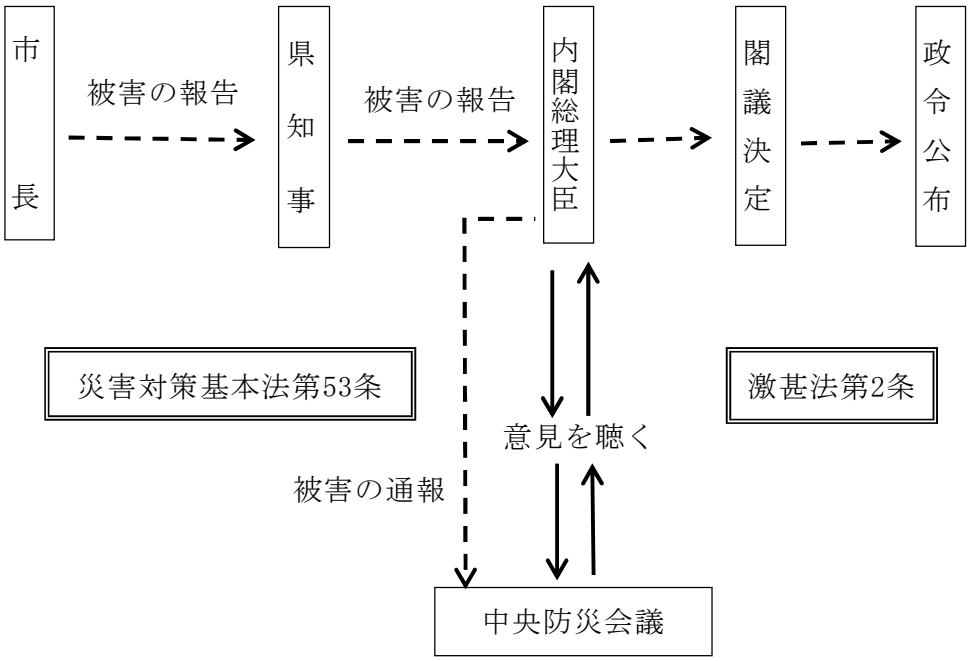

第５項　津波災害からの復興計画

第１　津波による被害を受けた被災地復興（防災まちづくり）

被災地の復興では、被害前の状況に戻すにとどまらず、より優れた状態とする「よりよい復興」の実現を目指すべきである。このため、県及び市は、必要に応じ、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、以下の点に留意して住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階から住民との対話を十分行い、都市のあるべき姿を明確にし、住民との協働により将来に悔いのないまちづくりに取り組む。なお、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性、障がいのある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

１　高台移転も含めた総合的な市街地の再整備

津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再生を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

２　浸水の危険性の低い地域の土地利用計画

必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画を策定する。

３　短時間で避難可能な避難場所等の計画的整備

短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を行う。この際、都市公園、防災公園等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。

第２　農林漁業の復興支援

県及び市は、津波災害が沿岸部の農林漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策及びがれき等の撤去、漁業及び水産業の一体的復旧等十分留意して行うこととする。

第２節　財政援助等

「風水害等対策編　第５章　災害復旧計画　第２節　施設災害復旧計画、第３節　災害復旧事業に伴う財政援助、第４節　生業回復資金の確保」に同じであるが、本編でも再掲する。

第１項　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

(1)　法律により一部負担又は補助をするもの

災害復旧事業については、個別の法律により国が全部又は一部を負担し、又は補助することとなっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）

イ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和２８年法律第２４７号）

ウ　公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）

エ　土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）

オ　海岸法（昭和３１年法律第１０１号）

カ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）

キ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）

ク　予防接種法（昭和２３年法律第６８号）

ケ　農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）

コ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和３０年法律第１３６号）

サ　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和４７年法律第１３２号）

(2)　要綱等

ア　公立諸学校建物其他災害復旧費補助

イ　都市災害復旧事業国庫補助

ウ　上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

(3)　激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置が講じられることとなっており、その対象は次のとおりとなっている。なお、県及び市は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるものとする。

ア　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

①　公共土木施設災害復旧事業

②　公共土木施設災害関連事業

③　公立学校施設災害復旧事業

④　公営住宅等災害復旧事業

⑤　生活保護施設災害復旧事業

⑥　児童福祉施設災害復旧事業

⑦　老人福祉施設災害復旧事業

⑧　障害者支援施設等災害復旧事業

⑨　婦人保護施設災害復旧事業

⑩　感染症指定医療機関災害復旧事業

⑪　感染症予防事業

⑫　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内及び公共的施設区域外）

⑬　湛水排除事業

イ　農林水産業に関する特別の助成

①　農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置

②　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
③　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
④　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
⑤　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
⑥　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
⑦　共同利用小型漁船の建造費の補助
⑧　森林災害復旧事業に対する補助

ウ　中小企業に対する特別の助成
①　中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）による災害関係保証の特例
②　小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和３１年法律第１１５号）による貸付金の償還期間の特例
③　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ　その他の財政援助措置
①　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
②　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
③　市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
④　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
⑤　水防資機材費の補助の特例
⑥　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
⑦　公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設並びに林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
⑧　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）による求職者給付の支給に関する特例

第２項　災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

(1)　個人被災者への融資等

地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、県、市その他関係機関は次の生活支援策を実施する。

ア　災害弔慰金の支給

地震により死亡した者の遺族に対して、市を通じて災害弔慰金を支給する。

イ　災害障害見舞金の支給

地震により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して、市を通じて災害障害見舞金を支給する。

ウ　被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受

けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

エ　災害援護資金の貸付け

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して、市を通じて災害援護資金を貸し付ける。

オ　生活福祉資金の貸付け

地震により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会を通じて生活福祉資金を貸し付ける。

カ　母子福祉資金の貸付け

地震により被害を受けた母子世帯及び児童に対して、県及び市は、母子福祉資金を貸し付ける。

キ　公的負担の免除等

県及び市においては、被災状況等を勘案し、必要に応じて市税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じるものとし、国に対しても同様の措置を講じるよう要請する。

ク　罹災証明の交付

市においては、上記の支援策を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に対して罹災証明を交付する。

ケ　被災者への広報

市においては、被災者の再建・自立に対する援助及び助成措置について、被災者への広報に努め、できる限り法律相談を含めた総合的な相談窓口等を設置する。

(2)　被災中小企業への融資等

地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や、政府系中小企業金融機関の融資により、施設の復旧等に必要な資金又は事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県及び市は、次の措置を講じる。

ア　中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府係中小企業金融機関等に対し、融資の協力を要請する。

イ　金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。

ウ　信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。

エ　特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置等について国に要請する。

オ　市及び中小企業関係団体は、特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。

カ　市商工振興融資制度及び岡山県中小企業振興資金融資制度（災害資金）による融

資を優先的に行う。

キ　国、県及び市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(3)　農林漁業関係者への融資等

地震により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進及び経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に、市は、次の措置を講じる。

ア　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。

イ　株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あっせんを実施する。

ウ　農業災害補償法（昭和２２年法律第１８５号）に基づく農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速化及び適正化を図るよう要請する。

(4)　住宅関連融資等

県及び市は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成１７年法律第８２号）の規定による次の資金の融通が適用される場合には、地震により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金の斡旋を行う。

ア　災害復興住宅資金

イ　地すべり等関連住宅資金

ウ　宅地防災工事資金

エ　産業労働者住宅資金

オ　マイホーム新築資金

カ　リフォームローン

第３項　義援金品等の配分計画

(1)　義援金品の募集

県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金品を募集する。

(2)　義援金品の受付

県及び関係団体は、義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

(3)　義援金品の配分

県、関係団体及び被災市等は、義援金配分委員会を組織し、義援金品の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。